

第九十八回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 八 号

昭和五十八年三月二十三日(水曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 登坂重次郎君

理事 野田 毅君

理事 森 清君

理事 後藤 茂君

理事 長田 武士君

理事 天野 公義君

理事 浦野 休興君

理事 越智 通雄君

理事 梶山 静六君

理事 木部 佳昭君

理事 田原 隆君

理事 津島 雄二君

理事 鳩山 邦夫君

理事 宮下 創平君

理事 上田 哲君

理事 上坂 昇君

理事 城地 豊司君

理事 中村 重光君

理事 岡本 富夫君

理事 木下敬之助君

理事 小林 政子君

理事 石原健太郎君

出席國務大臣

通商産業大臣 山中 貞則君

出席政府委員

公正取引委員長 高橋 元君

公正取引委員長 佐藤徳太郎君

事務局經濟部長 横溝 雅夫君

經濟企画庁調整 渡辺 秀央君

局審議官

通商産業政務次 渡辺 秀央君

官

通商産業大臣官 柴田 益男君

通商産業大臣官 野々内 隆君

通商産業大臣官 齋藤 成雄君

通商産業大臣官 池田 徳三君

通商産業大臣官 小長 啓一君

通商産業大臣官 植田 守昭君

通商産業大臣官 黒田 真君

通商産業大臣官 豊島 格君

通商産業大臣官 松尾 邦彦君

通商産業大臣官 小川 邦夫君

通商産業大臣官 神谷 和男君

通商産業大臣官 篠島 義明君

通商産業大臣官 本郷 英一君

通商産業大臣官 渡辺 三郎君

通商産業大臣官 北側 義一君

通商産業大臣官 横手 文雄君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 石原健太郎君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

通商産業大臣官 渡辺 貢君

商工委員会調査 中西 申一君

室長

委員の異動

三月二十三日

辭任

稲村佐四郎君

梶山 静六君

野中 英二君

清水 勇君

渡辺 三郎君

中野 寛成君

石原健太郎君

同日

辭任

谷 洋一君

津島 雄二君

堀内 光雄君

小野 信一君

田中 恒利君

木下敬之助君

阿部 昭吾君

同日

補欠選任

野中 英二君

稲村佐四郎君

梶山 静六君

渡辺 三郎君

清水 勇君

中野 寛成君

石原健太郎君

同日

補欠選任

野中 英二君

稲村佐四郎君

梶山 静六君

といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 何か参議院の関係で公取の委員

長が間もなく退席されるようでありますから、公

取関係、独禁法との関係から最初に御質問申し上

げたいと思います。

いわゆる事業提携あるいはグループ化、合併等

の審査の基準について伺いをしたいわけであり

ますけれども、公取としては、会社の合併等の審

査に関する事務処理の基準を明確にしながら、こ

れまで対処してこられたと思うわけでありませう。

ところで、このたびの本法の改正案に伴って、

これまでの事務処理の基準だけでは不十分だ、も

っと配慮しなければならぬ点がある、このよう

に考えておられるようでありますけれども、この

独禁法との関係では、これまで通産省と公正取

引委員会の間で、本法改正案にみるまでの間、十

分に協議を続けてこられたと思うわけでありま

す。それらに関連をして、新たな審査基準があれ

ば、これをお示しいただきたい、このように思

います。

○高橋(元)政府委員 公正取引委員会では、た

だいまもお話がございましたように、企業が合併を

する場合、独禁法上問題があるかないか、検討を

してまいらるわけでございますが、その検討の進め

方を企業の方にもよくのみに込んでいただくとい

う観点から、会社の合併等の審査に関する事務理

基準というのをつくって五十五年に公表いたしま

して、それによって仕事を進めておるわけでござ

います。

これは、年間千件を超えます合併の中で、重点

的に審査をする対象になりますものを選別する

ということが一つの趣旨でございますけれども、選

別が行われた上は、選別した案件をどういう観点

から審査をするかということが書いてあります。よく人口に膾炙しておりますのは、合併後のシェアが二五％以上になると重点審査になる、そのほかに、合併後第一位の企業になる、かつ一五％以上のシェアを持つ場合も重点審査の対象になります。

審査をいたします場合には、合併後のシェアだけではなくて、競争者の数、それから、ガリバー型になっているかどうかというその格差、代替品があるかないか、当事会社の経営状況、つぶれそうになっているかどうかというような問題、それから、代替品でございまして、国際的な競争でございまして、市場の問題というのを書いておるわけでございます。

これは、五十五年に公表いたしました審査基準はすべての業種の合併に対して適用するわけでございまして、しかしながら、業種によりましては、直ちにこの一般的な基準だけでは寸法が足りないという場合もあるわけでございます。たとえば小売業でございまして、もっとローカルなマーケットというのが問題になるわけでございまして、小売業のマーケットの地域性というものを考慮した小売業の合併ガイドラインというのを別につくりました。

特定産業を、今回御審議いただいております法案が成立しました後に事業の集約をしていきます際に、その集約は独占禁止法の規定に従って審査を受けるわけでございますが、過剰設備が存在している、また企業の経営が悪化している、そういう状態が長期的にわたって継続していくということがある特定の産業の特色でございまして、そういう特色に即した審査基準というのをつくったかどうかという話を、昨年の暮れ以来通産省と繰り返してまいりまして、私どもの方も、小売業についてそういうものをつくっておりますのと同じような観点から、特定の産業に即した、もっとわかりやすい合併基準というのをつくるという気持ちになりました、御審議いただいております法案が成立しました際には、そういう審査基準をつ

りまして公表いたしたということを、ことしの二月でございましたか、通産省との間でもそういう話し合いをいたしておりますし、そういう趣旨に従って取り進めていきたいと思うわけであります。そういう新しくつくります審査基準の内容といたしましては、およそ五つのことを決めております。

第一に、その審査をいたしてまいりますについては、構造不況でございまして、当該会社の陥っている構造的困難から生じている業績の不振の状況、いわゆるフリーリングの要素でございまして、第二に、代替品がいろいろあるわけでございまして、第三に、代替品が市場の競争に及ぼしている影響の程度、第四に、外国製品との競争の状況など当該特定産業に係る市場を取り巻く環境。

第四に、構造改善基本計画の目標達成時、およそ五年後ということになりましようが、五年後にあるべき市場構造のものと競争がどうなっているかという四つの観点に照らして審査を進めていくと同時に、第五に、市場占拠率が二五％以上となる合併であっても、当該行為後の市場構造が高度に寡占的にならないように考慮しながら、その競争の実態に即して判断をするということを決めたわけでございまして、頭の中に置いておるわけでございます。

これは、一般的な審査基準、よく言われております合併ガイドラインと中身がそれほど異なっておるわけじゃございませんが、特定産業の合併でございまして、ただいま申し上げたような非常に過剰設備がございまして、経営状況が劣悪でありますとか、そういう共通性を持っております特定産業の合併について、その実態に即して合併を考慮していくという場合の基準でございまして、従来の考え方をより明確にいたしまして、特定産業に属する企業の方々に合併審査の進め方をのび込んでいただくという趣旨から作成をしようとしておるわけでございます。

○渡辺(三)委員 いま、おおよその骨組みといたしますか、これを御答弁いただいたわけでありますけれども、いままでのこの合併等の事業提携の基

準、これと比較をいたしまして、特定産業の場合には、いま公取委員長がおっしゃったような特別の配慮というものがさらに必要だという御説明でありますけれども、問題は、独禁法の厳格な運用といえますか、これは私から申し上げるまでもなく、公取としては一番重要な課題として常に考えておられる内容であると思います。いま御説明をいただいたようなやり方で、俗に言われております、独禁法自体がこれでだんだんと骨抜きになっていくのではないかと、一時、この原案がつけられますまでの間の経過としては、マスコミなども取り上げた経過があるわけであります。

そういうふうな点を頭に置きつつ、一体いま言われたようなやり方で現行の独禁法の厳格な運用といえますか、産業の安定に配慮しつつも、なおかつ独禁法の基本的な考え方は十分に貫いていく、こういうふうにお考えでしょうか、その点をひとつ。

○高橋(元)政府委員 一定の取引分野における競争を実質的に制限することになるような合併または株式の取得、その他の営業の譲り受け等々、そういう事業提携行為を排除しようというのが独禁法の趣旨でございまして。

今回の事業提携計画につきましては、たびたび申し上げておりますように、独禁法の適用を排除しておりませんから、したがって、事業提携計画に基づく集約化というものは、独禁法の規制の枠の中で行われるべきものであるということに申し上げるまでもないわけで、ただいまお話のございましたように、これによって独禁法の運用なり、その制度の趣旨なりがゆがむがせにされること、あるいはならないということは仰せのとおりであります。私どももそのようなつもりでおります。

ただ、先ほどかいつまんで申し上げた中に、構造改善計画の目標達成時の市場構造のもとにおける競争の状況を念頭に置いて審査をすると申し上げますのは、ただいま私どもが一般に持っております合併ガイドラインにつけ加えて、これらの

特定産業、構造不況産業が持つ特有の特性でございまして、そういう点も新しく念頭に置いてやっていこうかということでありまして、経済の実態なり企業の実態なりというものに即して私どもは常に運用を行っておるわけでございますが、決して独禁法の基本的な取引分野における実質的競争の制限となるような合併を認めようという趣旨ではないわけであります。合併等となりますと、いわゆるかたい結合でございまして、これを後で正しい状態に戻すというのは容易ではございませんので、それらの点についても十分念頭に置いて、御注意の趣旨に沿って運用を図ってまいりたいと思っております。

○渡辺(三)委員 公取にはもう一点だけお聞きしておきたいと思うのですが、いまお答えいただきました合併等以外の業務の提携について、今度の法律の改正に伴ってこれまでの審査基準といえますか、それとまた一種異なった考え方を持っておられるでしょうか。合併等以外の事業の提携です。

○高橋(元)政府委員 原料の共同購入でございまして、共同利用でございまして、か生産品のスワップでございまして、いろいろの事業提携というものがあつたわけでございます。

法案が成立しました後に公表しようとしております合併のガイドラインでは、合併等以外の事業提携、ただいまお尋ねのありましたような事業提携でございまして、原則としては合併と同じ取り扱いである。ただし事業提携は、先ほど申し上げましたようにいろいろな類型がございまして、一時的なもの、かなりルーズなものから、合併に至るような非常にかたいものに至るまで、たくさんございまして、そういう事業提携の態様と内容によって競争に与える影響が合併と一緒に限りません、もう少しゆるいルールなもの、一時的なものもあるわけでございまして、それらの状況を考慮して判断をしていこう、こういう考え方でございまして、ですから、繰り返しになりますが、合

併等の基準を頭に置きながら、その事業提携の行われようとする態様とか内容によって考慮を加えていこうということが私どものたたいの考え方でございます。

○渡辺(三)委員 これは、法案成立後に具体的な審査の基準というものが、いまお示しいただいた骨子に従って詳細につくられていくというふうな思いですが、産業界の立場、特にこの法律で言う特定産業、これが一体今度ほどのような審査基準になつていくかどうかというところは、基本計画をつくるに当たつてもいろいろ配慮する点だらうと思ひます。氣を使う点だらうと思ひます。したがつて、そういう点については、先ほど委員長からもお話があつたような原則に立ちながら、産業界自体が本法の運用について戸惑いのないようになり、明確な、より具体的な審査基準をお示しいただきたい。これは今後の問題でありますけれども、その点を強く要望しておきたいと思ひます。

なお、公取の方は、先ほど申し上げましたように参議院の關係があるようでございますから、以上で質問は終わりたいと思ひます。

引き續いて、これは通産省にお聞きをするわけでありませうけれども、今回七つの業種が特定産業として指定をされる、こういうふうなことに当面なるわけでありませう。これは七つの業種に限らないとは思ひますが、今日のような国際、国内経済の非常な変動、こういうふうな状況の中で、一般的には大変深刻な不況が長く続いておるわけでありませうが、こうなつた原因については各種各様の理由、条件がありませうし、一概に言うわけにはまいりませうけれども、しかし、政府の経済見通しなり、とりわけ、一々七業種の細部にわたつて私はいま申し上げませんが、特に需給の見通しの見込み違いといふことが変更といふことが、そういう事情が非常にいままで多かった、そういう点がこの長期不況の原因の一つとして、もちろんすべてではありませんけれども、考えられる。そして、この設備の廃棄を改めて深刻な問題として取り上げざるを得ないというふうな原因の一つ

に、とりわけ需給の見通しの見込み違いあるいは変更、こういうふうなものがあるのではないかと考へておるわけでありまして、この点についてまず最初に、一般的な内容でよろしいのですが、大臣からお聞きをして、あと時間があれば個々にお聞きをしてまいりたいと思ひます。

○山中國務大臣 これはもう御指摘を待つまでもなく、率直にいまの時点で振り返つてみますと、まず政府の経済成長率、実質成長率、その他予算編成の前提となり、あるいはまた一般産業界の指針ともなるべき数字がたびたび狂つてきたということは、認めざるを得ないと思ひます。

ただ、政府自体の作業そのものが、狂わせられたという表現が正しいと思ひますが、その原因は、やはり石油の需要、価格、そういうものに關連をして世界貿易が縮小の方向に向かつて、そして消費その他が、国内の具体的な問題を考へれば、所得税の減税も数年据え置かれておるといふようなことも手伝つて、そういう消費の末端に至るまで思はざる節約は節約、あるいはまた消費の面に向かう個人消費性向、そういうもの等がなかなか見抜けなかつたこと、そういうことによつて国家経済計画も予算とともに大きな狂ひが出てきたといふことの一端として、これは私企業ではございませうが、自分たちの産業の前途に対する見通しといふものが大きく、幾つかの基本的な条項が、考へていたときよりかわつてしまつたといふ結果があることを私はやはり認めざるを得ないと思ひます。

ということとは、本来、五年間の時限立法であつたわけでありませうから、それで終わつていたはずでありませうけれども、なぜかと言われれば、やはり一次石油ショックだけは前の法律で切り抜けることができたのではないかと思はれる環境に加えて、二次の大幅な値上がりショックといふものがどうしても、それを新しく見直してもなお期限内には達成できなかった、達成できそうにないという環境にしてしまつた。

そのことは、単に七業種のみならず日本経済の

あらゆる分野において、たとえば世界に冠たる日本の粗鋼生産についても一億トンを超え込んで、またことしもうも対前年比減になりそうな状態がある。そういうのは何かといへば、輸出に対する極端な例はシムレスパイプ等の問題もありませうが、結局全体に世界市場が冷たつてしまつたために少なくなつていく、そして国内の公共事業その他の消費が、あるいは住宅も含めて沈滞ぎみである、そういうようなこと等ではつきり出てきているわけでありませう。

この指定されるべきあるいはまた指定を受けたいと願う業種も、その一連の關連として端的に、その対外的な競争力から、あるいは国内の消費の不振から、あるいは構造面の要素である電力料金その他から、一番ひどい痛みを受けた部分であるう、そういうふうな考へております。

○渡辺(三)委員 そこで、通産大臣からお答えいただきませうが、経企庁来ておられますか。

これからの景気の動向、特に不況脱出のための五十八年度をにらんでの経済の見通し、経企庁が来年度の予算、つまり五十八年度の予算を策定するに当たつての基礎になつてゐる経済成長の見通し、あるいはそれを支へるたといへば民間の設備投資、こういうふうな問題についてどのような一つの見当をつけておられるか、これもお聞きしておきたいと思ひます。

○登坂委員長 経企庁はいませう、出席要求がなかつたのでございませう。

○渡辺(三)委員 いや、出席要求しております。それでは、少し限定をして、民間の設備投資の問題について、この五十八年度どのような見通しを持つておられるか。

私は、まだ、ある意味で非常に経済が底冷えしているという状況の中で、なかなかこの問題についてはそのような状況にならないんじゃないか、こういうふうな思つておられますが、この民間の設備投資をどういうふうに見ておられるか。これは、経企庁がまだ出席願つていないとすれば、通

産からお聞きしておきたいと思ひます。

○小長政府委員 いま手元に細かい数字は持ち合せておりませうけれども、来年度の経済成長率三・四%の達成の中で、需要項目別には、民間設備投資に期待をしてゐる部分がかかなり大きいわけでございます。ただ、現下の経済情勢を見ますと、中小企業関係の設備投資は大変底冷えの状況にございませうし、大企業関係の設備投資につきましても、電力關係を中心としたしまして下方修正の動きが出てゐる状況でございます。したがつて、このまま推移いたしますと、民間設備投資も計画どおりに達成できないのじゃないかという点を大変われわれ、心配をしてゐるわけでございます。実は通産省の中でも、設備投資問題研究会というふうな座敷をつくりまして、民間設備投資を活性化するための具体的な方策につきまして目下検討を續けておるような状況でございます。

○渡辺(三)委員 いままで民間の設備投資の問題では、特に鉄鋼、電機とかあるいは自動車とか、こういうふうな日本の産業の骨格といふものが、そういうところが、いろいろな経済事情があつても、やはり一つの支えになつてきておつたと思ひます。それが、五十八年度、まあ五十九年度以降は別といたしまして、当面はなかなか、いまおっしゃるやうに、これが進まない。そうなつてまいりますと、そのためにといふことが、この新しい特安法によつて特定不況産業を何とか再生をさせる、そのための努力も、そういう全体的な状況の中で考へなければならぬといふ事情と關連すると思ひますけれども、やはり全体的な日本の産業経済が活性化するためには、この民間の設備投資が進むやうな条件といふものをつくらなければ、後ろ向きの設備廃棄だけではどうにもならない、こういうふうな考へるわけでありまして、これは全体的な産業の底上げあるいは活性化といふものと關連をさせながら、この新しい特安法の運用といふものを図つていかなければならない、こういうふうな考へますので、後で質問申し上げる内容との關連でいまお聞きをしたわけでありま

す。

そうしますと、いま局長おっしゃいますように、当面は民間の設備投資というもののについては非常に悲観的だ、こういうふうに認識をしてよろしゅうございますか。

○小長政府委員 現在の時点で推定する限りにおきまして、民間設備投資の動向につきましては、大企業についても下方修正の動きがございまして、中小企業についても非常に底冷えをしておるというような状況でございまして、好転する見通しというのは、目下のところないわけでございます。

ただ、一つの特材料として考えられますのは、今度原油の価格が五ドル値下げになったというのが、これからじわじわと国内経済にプラスの影響を及ぼして行くことが考えられるのじゃないかと思うわけでございまして、その辺が民間設備投資にどういった影響をもたらしてまいりますか、その辺はこれから慎重に見守っていく必要があるのではないかと考えております。

○渡辺(三)委員 次に、問題を交えますが、石油税の目的及び使途についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

最初に、これはもう非常にわかり切った話でありますけれども、石油税の目的、それから、この取った税金の使い道、これは明確に規定してあると思うのですが、これを最初に、確認の意味でお聞きをしておきたいと思ひます。

○豊島政府委員 石油税につきましては、石油対策等——代替エネルギー対策を含めてございまして、等を推進するために、その負担を消費者一般に求めるということでございまして、その使途は、いま申し上げましたように石油対策、すなわち石油の開発対策とかあるいは備蓄等々の石油対策、それから代替エネルギーの導入、技術開発等の対策に支出されております。

それから、税の性質としては一般会計に入りますが、その中から石油対策及び石油代替エネルギー対策に必要な資金が特別会計に繰り入れられる、こういうふうなことになっております。

る、こういうふうなことになっております。

○渡辺(三)委員 わかりました。いずれにしましても、一言で言えば石油対策及び石油代替エネルギー対策に充てられるというふうに申してよろしいかと思ひます。

昨年、五十七年四月に、ナフサ対策が通産省でいろいろ検討されたようでありまして、これは、産構審と石油審議会から提言がなされておりました、それを受けて通産省ではナフサの価格についていろいろと決定をされて、そして輸入ナフサ、国産ナフサ、この対策として一定の結論を出されたやに聞いておりますけれども、その辺の事情についてひとつ簡潔にお示しいただきたいと思ひます。

○豊島政府委員 ナフサにつきましては、最近では半分ぐらいの輸入があるということでございまして、その使途である石油化学製品についてはコストの大部分をナフサに依存しているわけですが、その石油製品の価格が国際的な動向に大きく左右される、そういう特殊な情勢を踏まえまして、国産ナフサの価格は他の油種と異なりまして輸入価格が反映されるべきである、こういう考え方から、国産ナフサの価格の決定について特別な扱いをしたわけでございまして、すなわち、御承知のように、個別企業における国産ナフサの値決めにつきましては、一つのガイドラインというものを置きまして、各四半期ごとに全国平均のナフサ、輸入ナフサのCIF価格に諸掛かりを加えたものを基準として決める、こういう大原則が出たわけでございまして。

○渡辺(三)委員 去年の四月の石油審議会が行いました提言を受けて、これは事務次官談話という形でしようか、通産省がナフサ対策について一定の結論を出された。これをずっと読ませていただきますと、石化業界にはナフサの輸入権を付与してもいい、石化業界にはナフサの輸入権を付与しない、しかしそれをめぐって一体どうするかというところで、石油業界と石化業界との間の関係調整といいますが、あつせん的な意味合いを含め

た一定の結論というが、そういうふうに理解してよろしいのですか。

○豊島政府委員 先生のおっしゃるような趣旨と理解して結構だと思ひます。

○渡辺(三)委員 そこで、輸入ナフサの場合には、言うまでもなく、租税特別措置法に基づいて免税といえますが免除されておるわけでありませうけれども、国産のナフサの場合にはCIF価格プラス諸掛かり、こういうふうなことになるようにしております。この諸掛かりというのは幾らに計算しておるわけですか。

○豊島政府委員 これは標準的な数字でございまして、五十七年度中といいますが、においては二千九百円でございまして、諸掛かりの内容は、金融費用、備蓄費用、税負担等でございます。ただ五十八年度からは、やはり国産ナフサというものの価格を、輸入ナフサとのバランスをとるといいますか、それにバランスして決めるという観点から、税負担については実質的に輸入ナフサと同様の取り扱いをすることになりましたので、諸掛かりにつきましては五十八年度から二千円になる、こういうことを決めております。

○渡辺(三)委員 ちょっと、いま聞き取りにくい点がありました。五十七年度の実績でいきますと大体二千九百円、それから五十八年度は二千円、そういうふうな聞きかたでございまして、すけれども、二千九百円であったのが二千円ということは、どこがどうなったのですか。

○豊島政府委員 国産ナフサにつきましては石油税もかかるということでございまして、その負担がキロリットル当たり大体千八百円ということとで、五十七年度におきましては、一応その負担を精製とユーズで折半するという措置をとりましたけれども、五十八年度以後は、国産ナフサと輸入ナフサとの石油税負担を均等化せよといひますか、実質的に同様にする、こういう意味でございまして、九百円の負担は別途の措置を講ずること等を通じてユーズに負担させない、こういうことになった結果、二千円になるといふことで

ございます。

○渡辺(三)委員 問題点をはっきりさせるために重ねてお伺いをするわけでありますが、いまの説明を簡単に要約しますと、輸入ナフサの価格に見合わせるようにするために、いままでユーズが負担しておった約九百円、これを実質的に、免除をすると言つて表現はおかしいのでありますけれども、九百円分だけは負担をなくするようにしたい、こういう点から五十七年度二千九百円だったものが二千円になるのだ、このように理解してよろしいのですか。

○豊島政府委員 石油税等はかつておるわけでございまして、それを消費者といひますかユーズににつきましては、五十七年度は依然として半分だけ持ってもらつていたわけですが、五十八年度からは実質的にユーズが負担しないので済む、こういうふうな措置を考えたわけでございまして。

○渡辺(三)委員 そうしますと、諸掛かり二千九百円の内訳というのは、いろいろあると思ひますけれども、いまの御説明でありますと、二千九百円のうち石油税が千八百円、そのうちの半分の九百円分については、事実上税としてかられないようにほかの措置をとる、こういうふうに理解できますか。

○豊島政府委員 ちょっと説明が不十分であったかと存じますが、二千円の中には石油税負担は入っておりません。したがって、いわゆる金融費用とか備蓄費用でございまして、そのほか本来千八百円の石油税負担があるわけでございまして、五十七年度においては、その石油税負担のうちで半分の九百円は石油業者が持つ、それから半分の九百円はユーズに持つていただくということで二千九百円になったわけでございまして、二千円の中には石油税の負担は一切ございせん。

○渡辺(三)委員 どうもいまのところ、はっきりわからない点があるのですが、そうすると石油業界の税の負担分というのはないということですか。石化業界じゃないですよ、石油業界の。

○豊島政府委員 千八百円はかかるわけでござい

まして、その千八百円は五十八年度以降は、形式的には全部石油業界が持つ、こういうかっこうになっております。

○渡辺(三)委員 明確になつてきたと思うのです。千八百円は石油業界が持つ、しかし石化業界は、いままでおおよそ負担しておつた九百円、これについては今度は実際は負担を負わない、こういうふうになるということでしょうね。

○豊島政府委員 そのとおりでございます。

○渡辺(三)委員 そうしますと、九百円、九百円であつたものが、いま数字が出てきましたからわかりやすくするために仮にそう言うのですが、九百円、九百円分担しておつたものが、今度は石化業界が持つておつた九百円分も石油業界が負担をする。したがって、石油業界の負担分というのは今度は千八百円になる、こういうふうに確認できると思うのです。

その分は、逆に今度は石油業界が負つた九百円分というものはどこから出るのですか。かぶりっ放しですか。

○豊島政府委員 形式的には石油業界が全部負担するということになっておるのですが、実は別途五十八年度から、従来の民間備蓄九十分分につきましては当初いろいろな助成を考へておつたのですが、実際問題として九十分の備蓄に毎年積み増していくのですが、その場合の助成といひますか利子補給等につきまして、制度上九〇%になつておつたのですが、それがだんだん石油価格も上がつて中の油がかつていくということで、実際は三四%ぐらいしか融資対象になつておらぬ、あるいは利子補給の金利差につきまして、制度を、最初四%ぐらいから六・五まで拡充していったのですが、各社によつて非常にアンバランスが出てきたというふうなこともございまして、五十八年度からはその融資率とか利子補給率というものを充実させまして、アンバランスを避けるという意味で融資率を五〇%にする、それから利子補給率を五・五%にするということでございますし、民間の備蓄、これは石油備蓄法によつて決め

られております九十日備蓄に対する助成の強化改善を行いました。それによつて実質民間備蓄助成というのは金額も相当ふえたわけでございますが、その結果、民間の石油業者の経営がそういう意味で改善されるということでございますので、そういう備蓄のための制度の改善ということが間接的に石油業界の経営の改善につながる。その中で実質的には石油業界に負担していただく。直接それをねらつたわけではございませんが、石油税の千八百円分につきましては、そういう間接的な経営の改善の中から負担してもらつて、こういうことを期待したものでございます。

○渡辺(三)委員 五十八年度のエネルギー関係の特会、この中で、いま長官が言われましたように、五十七年度三百三十三億円であつた民間備蓄の助成、これが約百三十億ですか、四百四十五億というふうな増額をされておるわけですね。この約百三十億というのは、先ほど私が御質問申し上げました諸掛かりのうちの税分千八百円、このうちの半分、つまり石化業界がいままで負担しておつたものを今度は石油業界が九百円分も含めて千八百円の税を負担する。これを国産のナフサの数量と計算してみますと、大体百三十億前後なんです。つまり、九百円の負担分については、石油及び石油代替エネルギー勘定の中の民間備蓄助成、これでもつて実際の九百円に相当する分は負担をする、そういう方途をとつた、こういうふうになりますね。違いますか。

○豊島政府委員 民間備蓄の助成につきましては、先ほど申しましたように融資率も非常に下がつておる。したがつて、負担も、当初目的としていたのに比べて著しく石油業界の負担がふえておる、あるいは会社別に制度上の技術的な問題もございまして助成の内容が非常にアンバランスになつておる、こういうことも含めまして、拡充と一律化といひますが、改善をねらつてやつたわけでございますが、そのため大体百三十六億でございますが、ふえておるわけでございます。しかし、これはそういうことを目的としたもの

でございます。必ずしも石油税につきまして石油化学業界が負担しているものをこれに振りかえるということを目的としたわけではございませんが、結果的にそういう増額がございましたので、石油業界としてはその税負担を軽減しないで済む、こういう事態になることを期待しておるというところで、目的はあくまでも民間備蓄助成制度の拡充改善ということが主目的でございます。あわせてそういう効果もねらつた、このように御理解いただきたいと思ひます。

○渡辺(三)委員 私は、ナフサに対する税負担の免除というものを否定する立場はとりません。それは、ナフサ問題だけをいまここで取り上げて議論すればいろいろ議論が出ると思ひますけれども、結論的に言えば、私もいまの産業界の状況をいろいろ見てみますと、ナフサに対する税の免除措置といふものはやはり必要なんじゃないか、そういうふうに思つております。

しかし、いまの議論を通じてやや明らかにしましたように、これは決してそれを目的としたものではないというふうに長官、おっしゃる。そのとおりでしょう。そう言わざるを得ないでしよう。しかし、実際問題としては、いままで石化業界が輸入権の問題とも絡んで負担しておつたものを、話し合ひの結果であらうと何であらうと、とにかく石油業界がその分はかぶるといひますが、表現は悪いのですけれども、それを持つようになつておる。そうしますと、その分についてはどこかで補てんをしなければどうにもならないというふうなかつこひになつてくる。その結果、先ほど私が申し上げましたように、石油特会の中の石油及び石油代替エネルギー勘定の中で、結果的には民間備蓄の助成を強化するというふうな形の金額で賄われるだらう。これは否定できないと思ひます。全くそうじゃないというふうにおっしゃるならば、それでも結構ですよ。私はそうじゃないと思ひます。実際はそうなんつていくのだと思ひます。

そうならば、これに類する問題については、実は電源開発にかかわる問題の際に、同僚の後藤委員から、いわゆる法律に基づかないで一種の措置としてこの交付金が出されておる、この問題については非常に問題があるのじゃないかという指摘を、たしか五十六年三月のこの委員会です。エネ庁長官との間でずいぶんやりとりをやつたのですけれども、私もそれを聞いておりました。でも、どうもすつきりと納得できないまま、この議論は保留になつて今日に來ておる。これと同じような状況が、今度の民間備蓄の助成という形で行われるのじゃないか。

そうしますと、私が当初お聞きをしましたこの石油税の目的及び使途、これを厳格に解釈する場合に、どうもいまのようなやり方というものは非常にわかりにくい。もっと突っ込んで言えば、これは堂々と内容を明らかにして、国会審議にかけて、そして必要なものについてはそういう助成をする、こういう立場をとればよろしいのですけれども、これだけでは私は全然わからないと思ひます。ただ、石油業界と石化業界との話し合ひの中で、国産ナフサに対する税金といふものが非常にきつ、だからこれを何とかしなければならぬ。逆に言えば、石化業界の中では、輸入権はわれわれに与えてもいいのじゃないかという要求もある。これも一理ある。だから、苦肉の策としてこういうやり方で助成をして、つじつまを合わせなければならぬという結果になるのじゃないか、こういうふうに見えなくなるわけでありまして、こういうやり方というのは一体正常なものなんでしょうか。どうでしょう。

○豊島政府委員 先生おっしゃいますように、いろいろな考え方がある。恐らく先生のおっしゃる趣旨は、むしろ石油税そのものを免除するやうなことを考へた方がいんじやないか、こういう御議論もあるかと思ひますが、石油税につきましては、特定用途のものだけを外すということには、非常に制度的なもの、設立の趣旨からいっても相当問題がございまして、あるいは技術的にいひまして、いろいろな油種を使つてやつてゐるものの中から石油税だけを外してやるという、も

ちろんこれも技術的な問題につきましましては全く解決がないかどうかというところは議論の対象でございまいし、そういうこともございまして、われわれとしては、石油業界の体質強化という中でこの問題がうまく解決されるというところを、この時点ではやむを得ないといいますが、とるべき方法としてはこれしかないか、このように御理解いただきたいと思います。

○渡辺(三)委員 非常な便法だというふうに私は思うのです。そういう、これだけを税の対象から抜き出して、そして免税措置をとるといふのはなかなかいまの法体系の中ではむずかしい、そういう事情はある程度理解します。しますけれども、しかし、こういうやり方が一般化していくと、ナフサの問題だけじゃなくて、他の問題でも同じような状況がだんだんとなし崩しに行われていくんじゃないか。原子力発電あるいは電源開発、この場合の内容と全く同じだといふふうに私は申しませんけれども、しかし、似たようなやり方が行われていくといふことになれば、石油税の目的や使途からいっても、あるいはこういう特別会計、そして石油代替エネルギー勘定を立てて、そしてその中で厳密に会計処理をやっていく、こういうふうな趣旨から言え、やはり一種の、非常に苦勞はされたかもしれないけれども、安易な便法だといふふうに私は思わざるを得ない。もっと基本的なこの問題については検討をされて、そして正当なしかるべき措置をとられた方がよろしいんではないか、こういうふうに考えるわけでありまして、再度この問題について長官の御意見を承りたいと思ひますし、それから大臣も、非常に質問をはしっておりますので、あるいははおわかりにくい点があるかもしれないけれども、考え方をあわせてお聞きをしておきたいと思ひます。

○豊島政府委員 先生御指摘の点、われわれも考え方としては、先生おっしゃるような点も大いにあるかと思ひます。ただ、そういうこともございまして、省議決定の中でもナフサの特有な状況

ということ、他の油種とは異なるということ、例外的なことをはつきりうたてておりますし、特にこの問題について次官談話を出しましたのも、そういう特例であるという認識を非常に強く持ったからでございまして、いろいろ先生のお考えも参考にしておりますが、考えていきたいと思ひております。

○山中国務大臣 わかりにくいだろうとわざわざ御親切におっしゃったのですが、実はきわめてはつきりわかっているのです。

ということ、いまの通産省の諸君を私は責めているわけではございません。輸入は自由にできるような状態にしております。そして、それを石油業界のみにいままで認めてきたものを、石化業界がナフサを自分たちで直接入れた、何となれば関税が非課税だから。持ってきたときに裁きようがないのです。法律上は、ですから、法律の矛盾は目につく、そして業界の中で双方を納得させるための、説明をしていく方がめんどうくさくなるようなことをやると、結果的に石化業界のナフサ直接輸入というものを退けて、石油業界に、あなたたちだけにその権利は依然として残しておきますからしんぼうしなさいと言ったのが九百円ずつのところに話なわけなんです。

ですから、石油の輸入は日本はどうあるべきか、そろそろ考え直さないと、たとえば製品の方は関税を高くしてしまふから、しかし外国ではほとんど付加価値のついた製品を販売しようとしておるし、日本もシンガポール石化とかI J P Cとか、いろいろとそっちの方に力を入れている。ならば、これから日本の石油及び石油製品の輸入に対する対処の仕方はいまままでおやりでやっていくのか、新しい方向はどうなのか、その次に来るものはきちんと今度は許可制に係る設備、それはいまや過剰である。しかし、それは自発的におやりなさいと言っているけれど、百万トンと言ったって七十万トンしか持たない。許可制をやっている、それを今度は廃棄させるときには、反面の方の、これだけ余ってきた

からという審議会の構想なり法律のたてまえになっていない。ここは許可ですね。そうして今度はその次の元売十三社を経て卸というのがある。これは全国に大変な数がありまして、全油種をみんな取り扱えるように申請しておりますが、いまだここにおいて、何の油をどれだけ使っているかを通産局の段階で調べてもよくわからない人が四〇％いる。所在不明ですね。そうして最後の段階のスタンド、これも届け出るだけですから、これを却下したって訴の提起をされたら一日で通産省が敗北ですね。それがどんどん建っている。そして安売り合戦をやつともにあえいでいる。だれもそれをとめられない。こういう状態が入りから出の最後に至るまで、法体系をいまや見直さなければならぬところに来ているわけなんです。その矛盾の一端を苦し紛れに去年、ことごとくやっていると、御指摘は正しい指摘であります。

今国会には間に合いませんでした。私は、石油に関する日本の輸入から消費に至る法体系の権限問題、許可なのか認可なのか届け出でいいのか、そういう問題を、流れを、河川改修をやりたい、もう合々なくなっている。あるところはあふれ、あるところは干からびている、そういう感じがしておりますから、よくわかっております。

○渡辺(三)委員 十分に大臣は問題の焦点の認識をなさっております。いまのお話では、これは根本的にやはり検討すべき時期に来ている、こういう御認識だと思ひますから、この問題は以上で切り上げます。

時間が非常に少なくなっておりますので、最後に、いわゆる企業城下町、この法案の関係について、二御質問を申し上げたいと思ひます。それから、経済企画庁の方は審議官がせっかくお見えになったようでありますけれども、先ほどお見えた関係でまたこれを同じように繰り返しますと、これだけで時間がとられてしまふので、大変申しわけございませんが、後で時間が一、二分残ればお聞きをすることにしまして、企業城

下町の方の質問を、一、二させていたただきたいと思ひます。

実は、最初自治省の方にちょっとお聞きをしたいと思います。いま、これまで自治省が行ってこれら特定不況地域振興総合対策、これは五十三年におやりになって、さらに五十六年には地域経済振興対策、これを目下進めておられると思ひますけれども、この状況を簡潔にひとつお聞かせいただきたいと思います。

○金子説明員 ただいま御質問ございました特定不況地域総合対策でございますが、これは昭和五十三年度から五十五年度まで、構造不況あるいは円高不況などによりまして地域経済が著しく停滞しております地域を対象といたします緊急対策として実施いたしましたところでございます。

対象市町村は、造船、鉄鋼、繊維など特定不況業種や北洋漁業水産加工工業に依存いたします地域を中心といたしまして、全国百三十三地域百八十一市町村となっております。

これらの地域におきましては、需要喚起のための公共事業などの活用や地元中小企業などの経営安定のための緊急融資、販路開拓などの地域経済構造改善対策などの各般の施策を展開してまいりましたところでございます。これらの事業に対しまして、自治省といたしましては、地方債の弾力的な運用を図りますとともに、特別の財政需要に対しまして特別交付税による措置を行つておるところでございます。

また、五十六年度から実施いたしております地域経済振興対策は、いま申しました特定不況地域の総合対策の経緯を踏まえまして、中長期的な視点に立ちました地域経済振興を図りますために、その地域が長期的に停滞し、あるいは停滞するおそれのある地域を対象といたしまして、現在その施策を進めておるところでございます。

その対象地域といたしましては、旧特定不況地域の一部を含めまして全国百七十九地域二百二十九市町村となっております。これらの地域におきましては、産業構造の転換対策、地場産業振興

対策、地元商店街振興対策、観光レクリエーション開発等の幅広い総合的対策が積極的に実施されているところでございます。これらの事業に對して、市町村の単独事業を中心としたしまして、地方債の弾力的運用を図ることとしたしております。また、特別交付税による措置を講じておるところでございます。

○渡辺(三)委員　そこで、これは中小企業庁の長官からお答え願った方がいと思うのですが、いま自治省の方でやられておる総合対策、これといゆる企業城下町法、これとの関連と申しますか、あるいは自治省と中小企業庁との協議と申しますか、そういう点はどのように行われておりますか。行われていないとすればそれはそれで結構ですが、これも時間の関係で簡潔にお答えいただきたい。

○神谷政府委員　御承知のように、企業城下町法は特定地域の中小企業の経営の安定を図る、さらに今回振興事業を入れていただきまして、中小企業が新分野を開拓してみずから立ち上がってもらう、こういう趣旨の法律でございます。しかし、中小企業の自己努力だけではどのように落ち込んだ地域がなかなか振興されませんので、やはり種種の施策、これが総合的、有機的に絡み合いながら落ち込んだ地域を復活させていく、こういうことが基本的には大きな目的になると思っております。

○渡辺(三)委員　いま長官からお話があったという関係、また、そういうふうに現実には必要

ある場合には連絡しながら協力し合っている、このように自治省の方も御確認いただいてよろしいですか。

○金子説明員　ただいま中小企業庁長官から御答弁ございましたように、自治省の行っております地域経済対策は、主として市町村が行います地域経済振興対策につきましても、自治省の行っております中小企業庁の行っております中小企業対策と相互補完的に実施いたしておりますところでございます。

○渡辺(三)委員　最後に、簡潔に二点だけ伺います。

現行の城下町法の中での経営安定対策、この安定資金の問題について、これまで五十二年と五十四年、それから五十七年にいろいろ指定が行われておるわけでありまして、これは五十五年、すでに三年前であります。五十五年三月三十一日までこれが適用されて運用されておるけれども、その後は事実上機能しておらない、こういうふうにして承知しておるのですが、これはどういう理由に基づいてこうなっているのか。

それから、五十七年に指定された地域については、はしからばどうなるのか、こういう点を中小企業庁からお伺いをしたいと思います。

○本郷政府委員　ただいまお尋ねの件について、簡単に答え申し上げます。

昨年秋に指定されました十五地域十六市町村につきましても、この緊急融資を適用しております。

その御疑問の点は、五十五年三月末で切れたではないかという点は、これは第一次の指定された地域、つまり五十二年十一月、それから五十四年四月に追加指定されました合計三十二地域三十五市町村につきましても、措置でございます。五十二年以降ずっと指定してまいりましてその効果を

この緊急融資制度の利用状況というものが著しく減少いたしましたので、五十五年三月末をもって、第一次については一応そこで打ち切ったわけですが、昨年秋追加指定しましたところについては、この制度を適用して現在支援しているわけでございます。

○渡辺(三)委員　わかりました。それでは、五十七年の一番最後に指定された点については適用されておる、こういうことでよろしいですね。

時間が参りましたけれども、あと一点だけお聞きをします。これは同僚議員の了解を得て行うわけでありまして。

課税の特例、還付の特例、これについては、今度の改正法案では削除をされております。この理由、これをひとつわかりやすく、簡潔に述べていただきたい。

それから、大蔵省もおいでいただいておりますし自治省もおいでいただいておりますが、特に中小企業庁、それから大蔵、自治省から、それぞれこの問題について明確な考え方を聞かせ願って、私の質問を終わりたいと思っております。

○神谷政府委員　御指摘のように、還付の特例、この法律ができましたときに設けられまして、通常でございますと、所得税、法人税は、向こう一年間の税金を欠損が出た場合返してもらえ、これを向こう三年間に延長したわけでございますけれども、この特例措置は当初から五十二年、五十四年の二年間に限って適用され、その後適用されないまま、私どもの法律には規定は残っておりますが、租特では失効して今日に至っておりますわけでございます。

今回の法律改正に当たりまして、この点につきましても検討し議論もいたしました。法律の基本的性格が延長法であるということもございまして、第一次の後第二次オイルショックが来たことは事実でございますけれども、何と申しまして、このショックの大きさ、あるいは受けたインパクトの急激度といったものが、当初が非常に大ききものでございましたので、これは当初の特例

措置として考え、改正法におきましては新たに、むしろ関連中小企業の振興を図るために行ういろいろな事業についての税制上の特例を認めよう、こういうことで、こちらの方を今度の法律に盛り込ませていただいた、こういう趣旨でございます。

○遠島説明員　お答えいたします。

ただいま中小企業庁長官からきわめて明快な御説明がございましたが、私どもの認識も全く同じでございます。

○丸山説明員　お答えいたします。

ただいま通産省、大蔵省から申し上げましたのと同様の理由で所掌いたしております。

○登坂委員　次に、清水勇君。

○清水委員　通産省は、これまで現行特安法を通じて過剰設備の処理をずっとやってきたわけですが、確かに第二次オイルショックの影響等もあったことは否定できませんが、率直に言って、現状は五年前の時点よりもむしろ深刻化をしている業種が少なくないのじゃないか、こう思います。率直に言うと、特安法がどれだけの効果を発揮したのか、こういう批判的な見方がかなり出ているのではないかと。事実、公取の諮問機関でありますか、経済調査研究会なども、特安法の意図した成果が上がらず、構造不況業種対策として必ずしも有効な手段ではなかった、こういう見解を示しております。

そこで、新特安法の成立を図るに当たって、通産当局としては、これまでの現行法についてどう総括をし、あるいは評価をなすっておられるのか、前提の問題として承りたいと思っております。

○小長政府委員　お答え申し上げます。

特安法指定業種につきましては、過去五年間に各業種とも計画的な設備の処理が実施されたわけでございます。当初目標といたしました処理目標はほぼ達成されたのではないかと、ということでございます。

具体的に申しますと、目標といたしました処理率は平均二三％であったわけでございますが、そ

の平均達成率は九五%ということであるわけでございます。先生御指摘のように、総じて第二次石油危機によりまして特安法の成果というのが一定程度弱められたというのの事実であると思ふも思つております。ただ、逆に、この法律があつたために第二次石油危機による影響がその分だけ緩和をされたといふ面も否定できないのではないかと思ふわけでございます。全体の期間を通観してみますと、過剰設備の処理が進展をいたしまして需給の改善が図られた業種も見られるわけでございます。結論的に言いますと、それなりの効果があつたのではないかとこのように判断をしておるわけでございます。

ただ、第二次石油危機に伴ひまして、構造的問題を抱えておる基礎素材産業につきましては、特安法の延長、拡充によつて構造改善に取り組んでいくわけでございますけれども、過去の反省といひますか、過去の経験を踏まえて、設備処理といういわゆる撤退の措置だけではなくて、設備投資の活性化とかあるいは事業提携であるとかあるいは技術開発といったような活性化措置をあわせ考えることによりまして構造改善を進めまして、業種の合理化を図つてまいりたいというふうに考へておるわけでございます。

○清水委員 今度新法で七業種の特定期間として指定をしよう、こういう考え方を持っておられるわけですが、この七業種はいずれも原料コストが高騰をして、これが大きなネックになつておる。今度の新法を通じてそうした状況を克服するために省原料、省エネルギー、こうした技術を積極的に開発する等の努力をしよう、このことはよく理解できるわけですが、政策的にこれを重視したからといって、必ずしも一朝一夕にその成果があらわれるというのではなかなか期待できないのではないか、こう思ふざるを得ません。

そこで問題は、新特安法で素材産業を再活性化させる、こういうねらいを持っているわけですが、いままの原料の問題一つをとつてみて

も、なかなか事難は容易じゃないのじゃないか。再活性化をめぐつて非常に困難が伴ふのじゃないか。言われるほど新法で再活性化を期待し得るというふうには、私にはどうも思へない。一定の疑問を抱かざるを得ない。この辺はどう思つていますか。

○小長政府委員 先生御指摘のように、技術開発には時間を要する問題があるわけでありまして、しかも、何よりも企業みずからの自助努力というのが前提になければ、技術開発も円滑に進まないという問題はあるわけでございます。ただ、政府としても、その民間の自助努力に基づきます技術開発を積極的にバックアップするといふ姿勢は必要なわけでございます。新特安法の考え方によつて、技術開発に重点を置いていくといふのも、その辺の考え方に出てくるわけでございます。

ちよつと具体的に触れさせていただきますと、私もとしましては考へておりますのは、共通基盤型石油代替エネルギー技術開発補助金あるいは産業活性化技術研究開発補助金というものを活用いたしまして、民間の技術開発へ向けての自助努力を補完してまいりたいと思つておるわけでございます。

具体的には溶鉱炉法の新製鋼技術開発、これはアルミの開発でございます。それからフェアラロイの開発では溶融還元法の製錬技術、それからバルブの開発では新蒸解法バルブ製造技術、もう一つ合機分野では高効率合機製造プロセス技術といたつたような技術を考えておるわけでございます。その技術開発を積極的に推進してまいりたいと思つておるわけでございます。

○清水委員 そうしたことを通して、たとえば減燃料、減エネルギー技術の開発を促進する、これはこれでやってもらわなければならぬと思ひますけれども、同時にこの七業種というのは、単にエネルギー問題だけじゃなくて、たとえば景気の低迷により需要が著しく落ち込んでいる、そして過当競争が激化を続けている、一面では輸入が増大

をし輸出が減少する、こういうことを通しながら、構造的な需給ギャップというものはむしろ拡大の傾向にありはしないか、そこから過剰設備という困難に直面をしておる、こう見られるわけですね。

そこで、そういう状況のもとで構造改善を効果的に推進しよう、こういうわけでありまして、問題は、よつて立つ当該産業構造の将来展望がどう明かに示されるか、こういうものがなければ、たとえば構造改善基本計画、あるいはこれを進めるに当たつて特に目標年度を定めて、目標年度における改善の目標、こういうものも必ずしも的確に把握できないのじゃないかというところを懸念せざるを得ないのです。ですから、その辺のところをいまだどういふふうに押さえておられるのか、この点を少し具体的に聞かしていただきたい。

○小長政府委員 新法において、法定七業種でございますが、それぞれ構造改善基本計画を定めるわけでございます。構造改善基本計画のベースをいたしましては、基本的には、産業構造審議会において策定をされます産業構造全体に関する長期ビジョン、たとえば最近では「八〇年代通商産業政策ビジョン」というのがあつたわけでございます。し、産業構造ビジョンにつきましましてはとどきロリーディング計画というのをも策定しておるわけでございますが、そういうもの等も踏まえて具体的に策定をしようといふふうに思つておるわけでございます。

また、具体的にその構造改善計画の立案、策定に当たりますのは、当該産業界とか労働界だけではなくて、学識経験者であるとかあるいは消費者であるとかあるいはジャーナリズムの代表であるとかといったような各界の代表から成る審議会の場で、当該産業の生産、販売の動向であるとか、あるいは国民経済全体の中における位置づけといったような問題、さらには期待される構造改善の効果、これは先ほど先生のお触れになりました目標年度における構造改善の目標というようにな

にもつながつてくるわけでございますが、そういう問題を慎重に検討いたしました上で、十分なコンセンサスのもとに作成をしようといふというふうに考へておるわけでございます。

○清水委員 これまでも、いま局長が言うような立場で、あらゆる英知を集めて審議会等の場を通じて長期ビジョン等について努力をしている、これは理解をしております。

だがしかし、需給見通しというものを一つとつてみただけでも、先ほどのエネルギー問題にききませんが、大臣が触れられたように、見通しの修正をせざるを得ない、変更をせざるを得ない、こういう状況がこれまでの経過の中にはしばしば出ているわけですね。八〇年代を展望する場合でも、そういうことは必然的に出てくるを得ないという一つの悩みというか、問題点だと私は思ふのです。

たとえば、需給ギャップがある、そこで、需給のバランスをとるために過剰設備を処理する、しかし一面ではどんどんと輸入が増大を続けている、こういうことになりまして、国内的に需給バランスを展望して一定の目標を立てて、それに向かつて構造改善計画を進めていっても、そうした外的要因を通してまた需給のギャップが生まれてくる、こういうことというのは、これから先もあり得ると思ふのです。

そこで私は、単にデスクの上でさまざまな事態を想定して構想を立てるだけではなかなかうまくいかないのではないか、だから、いま私が指摘をしたようなことにも触れて、あらかじめどうするかというような構想がなければならぬ、いかんのだらうと思ふのです。この辺は少し政治的判断も必要なので、私は大臣の所見を承りたいと思ふのです。

○山中国務大臣 私どもは、国民に、そして国民経済、各種の関連業界に、なるべく長期的な指針、見通しを示す責任があります。しかし一方、民間産業は、それはそれとして横目にらみながら、自分たちの産業の置かれた実態と、自分たち

がこの法律に関係なくやっていく営業活動、そういうものの将来への展望、あるいは外国の景気、円レート、そういうようなものを考えながら、設備投資計画一つやるにしても、重役会議を招集して、いまタイムリーであるか、そこまでやっていかどうか、世界の中で自分たちがどういう位置にいるか等を必死に検討した結果、設備投資をしたらあるいは技術革新の道へ研究開発費を投じたり、それとやらやっていると思いたすので、これは両者相まって、今回の法律では、ことに民間が出てくるであろう計画、その計画には、見通しその他もちゃんと企業自身が持つてくるものもあります。持つてこなければなりませんし、それを踏まえて政府の方がむしろ、指針は示しながらも、実際の計画には、企業の生きた、切れば血の出る人たちの血が出ないようにする計画、生きていく計画を尊重しつつ、最終的に行政法の番人とも言うべき独禁法というものと相談をして進めていく、その点は十分念頭に置いていきたいと思いたす。

○清水委員 基本的には、いま大臣もちょっと触れておられるが、各産業、各企業、これらの自助努力をどう喚起するかが非常に重要だと思いたすね。そして、行政的になすべき援助は行う、こういう形でなければならぬと思いたすね。いやしくも、通産行政に依存をする、こういうような風潮が起ころってはならない。

しかし、現実には、いま私が触れたような、主として海外からの輸入というような形を通して需給バランスが崩れていく、こういう問題については、個別企業の努力だけでは必ずしも十分な成果を発揮し得ない。確かにガット等の一定の制約もありまされども、ぎりぎりの段階を迎えて、自国の産業を保護するために一定の政策が採用されるということまでガットは制限をしているというふうには私は必ずしも思っておりません。ですから、そういったような国際関係も無視見なければなりませんし、一面では、OECDのPAPに示される積極的な産業調整の意義というようなこと

もあるわけでありまされども、そういうことになる、これは勢い国が行政手段として、ある程度自助努力をカバーするという意味で、バックグラウンドをつくってやるというようなことが両方相ますべきことなのではないか、こう思うわけですが、そこで、たまたま輸入がらみのことで、たとえぼこれがある程度政府が抑制をするというふうな話になると、すでにUSTR等の見解などもあるわけですから、とかくこれが一つの国際摩擦の種になるというふうなこともなしとはしません。その辺のところはどんなふうにかえておられるか。

○小長政府委員 この法律立案の前提といたしまして、開放経済体制の堅持ということは一つの原則として定めておるわけでございまして。これは先生に申し上げるまでもなく、貿易立国でございまして日本が、自由貿易を国是としていくわけでございまして、現在の世界的な景気低迷の中で出てまいっております保護貿易主義の抬頭を抑止していくためにも、日本はみずから開放経済体制堅持ということを高らかに唱え、またその維持に向かつてより努力をしていく必要があるということに申すまでもないわけでございまして。

また一方、自助努力を行っております企業にとりましても、反面輸入制限をやるというようなことになりまされども、まさに甘えの構造を許すことにもつながるおそれもあるわけでございまして、それがかえって消費者利益を侵害するということも起こるわけでもございまして、私どもは開放経済体制を前提といたしまして、つまり冷たい風を企業に当てながら、当てる中で産業調整を具体的に進めていくという対応を進めてまいりたいと思っております。

ただ、先生御指摘のように、具体的に不当廉売輸出等による不正貿易によって輸入が増大するということのような場合には、それにによりまして国内産業に実質的な損害等を与えているような場合には、ガットルールにのっとった対応策を講ずる必要があるのは当然でございまして、その発動に当たっては、ガットの諸規定及び

関係国内手続にのっとりまして厳正な対応をしていきたいというふうに思っているわけでございまして。

○清水委員 ちょっとここで個別のことを聞いておきたいのですけれども、七業種の一つに紙パがあるわけですね。紙パの場合には基本的には構造不況業種、こういうふうに見えていいと思いたすが、しかし一面では、循環不況の側面も持っているのではないかと、私はそういうふうに見ているのですけれども、その辺どういうふうに見ておられますか。

○黒田政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、現在紙パルプ産業が非常に経済的に困難な状況にある原因といたしまして、構造的な問題がその根底にございまして、特に五十六年中に増加いたしました相当な在庫圧力というふうなものがそれを倍加しているというところを考えますと、先生御指摘のように、その中には循環的な要素も含まれているということは確かだと思いたす。

○清水委員 そこで、たとえば紙パにおける構造改善基本計画等を進める過程、とりわけ設備処理といったものを指示カルテル等を通じて進めていく場合に、一面では、いま言われるとおり循環不況的な見方も成り立つわけですから、景気回復動向というものがきちっとにらんでこれが計画をさるる必要があるのではないかと。そういう意味からいけば、設備の処理量というものは最小限に抑える、こういうことが基本的な配慮をされるべきなのではないか。その場合に、たとえば一定の廃棄量を定める。中小企業も含まれる。中小企業等の場合には、二セットとか三セットとかという設備しか持たないというところがありまされども、そこで、一〇%だとか一五%だとかというような廃棄率が示される場合に、それが中小の場合には一セット処理しなきゃならぬというふうなことになる可能性もあるわけですね。だから、ある場合には、一〇%という廃棄率が示されても、これは強引に推進をされると三〇%なり五〇%なりの廃棄

をせざるを得ないというふうな状況になって、操業メトリットというものがなくなっちゃうわけですね。操業していくメトリットがない。だから、たとえばこれまでの特安法での処理を見ても、段ボール原紙等の場合には、中小で多分七社くらいが廃業に追い込まれてしまったというふうなケースもあるわけですね。ですから、そういうことを考えると、僕は、やはり個別具体的な業種ごとの対応というものを誤ってはならない、こういうふうに見ているわけですが、いかがですか。

○黒田政府委員 御指摘がございまして、一方で過剰設備の処理の必要ということと、それから将来の需給を展望いたしましたときの適正な能力の維持という、双方の要素をどうかみ合わすかという点は大変むずかしい点でございまして、いま紙パルプ業界に関連して申しますと、いろいろ関係の方々から集まっていたございまして今後の需給見通しを策定すると同時に、御指摘のように景気循環的な要素も頭に入れたら、適正な稼働率というものはどのくらいであろうかというところを検討しているわけでございまして。

先生御指摘のように、特に中小規模の企業の場合に、たとえば一律の設備処理率というふうなものを適用いたしますと、まさにそれはもうやってもいけないじゃないかというふうな限界的な状況があらわれることは、十分考えられるわけでございまして。

これを具体的にどう処理していくかという点については今後の検討課題でございまして、たとえば、一律の義務を受けながらも、その間の調整を金銭の授受という形でより合理的に行っていくというやり方もあると思いたすし、また、何らかのグループを結成できるような場合には特定のものに特化していくというふうな形、相互にその削減を融通し合いながら最も効率的な形でこれを実施するということも考えられるわけでございまして、今後とも業界全体の国際競争力を高めていくために最も適当な方法という点につきましまして、関係者の方々の御意見等も十分伺いながら、また審

議会にもお諮りをして、適切な方法というものを
を見出していきたくて考えております。

○清水委員 そこで、重ねて紙がらみでちよつ
とお尋ねをしておきたいのですけれども、一般的
に通産省が構造改善事業等を指導される場合、か
つて六十年度をめぐって、たとえば労働時間等の問
題について言えば、年間総労働時間は二千時間、
あるいは週休二日、こういうものも一つの目標と
して示しながら、一面ではできるだけ労働条件の
改善等も図るようという指導をされてい
たことがあると思います。たとえば現実に紙パ
業等の場合を見ますと、相変わらず年間総労働
時間は二千二百時間前後になっている。そうい
う場合に、たとえば稼働率をどうするかというこ
とを考えると、単に物的なことだけを念頭に
置くのではなしに、一面では、たとえば年間総労働
時間を短縮するとかもしくは休日日数をふやす
とか、こういう角度である程度過剰設備という
ものがカバーされる、こういうものも構設計画の中
にある程度織り込まれるように配慮をさせてしま
うべきなんじゃないのか、私はそう思うのです
けれども、この辺はどうでしょう。

○黒田政府委員 確かに通産省の一つの政策
の考え方として、将来にわたって労働時間の短縮
というものがあろうということを考えている
のは事実でございます。ただ、これを具体的な産
業、企業に当てはめるプロセスというのはなかなか
慎重を要するかと思うわけでございまして、し
かもまた、個々の労働事情というものに国がどこ
まで直接的に入り込むかということもかわり
があるようにも思われるわけでございまして、
一律に何かを決めるということは必ずしも容易な
こととは思われませんが、今後いろいろな計画を
作成する際には当然労働組合の意見等も伺いな
がら策定していくわけでございまして、産業の実
態に即した雇用の安定を図るための一番適当な措
置というものを何か考え出していく必要はあると
考えております。

○清水委員 この辺は十分配慮をして指導に当た

られるように強く希望を申し上げておきます。
次に、最近原油価格が値下がりになっている。
いずれにしてもバレル当たり二十ドル台という状
況になって、これが素材産業等における原料料
コストを引き下げる大きな要素になることは歓迎で
きることでありますが、しかし、そのことが必ず
しも直ちに国際競争力の面でプラスになるとい
ふには見られないのじゃないか。素材産業が陥
っている困難の中には、国際競争力の低下という
部分が非常に大きい。しかし、その部分は、原油
価格が下がってもそれほど大きなメリットとして
あらわれてこないのじゃないか。油のごときは
九十何%海外に依存をしておるお国柄ですから、
他の消費諸国と比べればそのウェイトが大きいだ
けプラス面も大きいとは思いますが、必ずしもそ
う楽観のできる問題ではない。そこで、その辺の
ところを通産としてはどんなふうに見ているので
しょう。

○小長政府委員 今回の原油値下げ五ドルでござ
います。それが基礎素材産業にどういう影響
を及ぼしているかということでございます。それ
ども、これは石油製品価格の動向であるとか、ある
いは基礎素材産業それその企業ごとの生産形態
であるとか、あるいは取引の状況等不確定要因が
多いわけでございますから、的確にその影響を判
断できるということにはまだなっていないわけで
ございまして。ただ、先生御指摘のように、原油の
引き下げの影響というのは海外の供給者もそのメ
リットを享受できるわけでございまして、現在の
の内外の価格差というのを前提といたしますと、
御指摘のとおり国際競争力の面で大きな変化があ
るということとはとも考えられないわけでござい
ます。

したがって、私もといたしましては、御
審議いただいております基礎素材産業につきまし
てこの法律によって具体的な構造改善を積極的に
進めていく必要があるのではないかと、その必要性
は従前と全く変わらないというふうに思ってお
るわけでございまして。

○清水委員 公取の委員長お見えでありますか
ら、ここで二、三所見を承りたいというふうに思
います。

実は公取は、新特安法を産産が作成をする過程
で、現行法の指示カルテル制度の存続というもの
に対してはかなり批判的ではなかったかと私は伺
っております。仮に設備の共同処理が必要なら
ば、その場合は現行独禁法の不況カルテルの規定
のもとで行えるし、行えばいいじゃないか、こう
いう見解を持っておられたと思いますが、最終的
にこの制度を延長させるということに同意をした
といましようか、理解を示したということは何
か事情があったのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 五十三年の現行の特安法を
制定いたしますときに、国会の御審議でも前の
委員長からお答えをいたしましたように、私も
は、指示カルテルという制度を用いなくとも、不
況要件が整えば設備の処理はいわゆる不況カルテ
ルの中でできるという見解をいまでも持っており
ます。当時から申し上げているとおりでございま
す。

そこで、現行特安法が本年の六月をもって期限
切れとなるについて、その延長をどうするかとい
う御議論を通産省と繰り返しておりましたとき
に、私もといたしましては、単に設備処理とい
うことだけでは不況カルテルの運用によってやっ
ていくことは不可能ではないかという主張をいたし
ておりました。そのことは昨年の十一月のいわゆる
経調研のレポートの中にも、そういう見解が述べ
られていたわけでございまして。

しかしながら、現実には過去四年有余にわたる
現行特安法の運用の経験からいたしまして、
事業者の自主的な共同行為があらまさんと不況カ
ルテルが成り立たないわけで、不況カルテルによ
ります場合には事業者全体が自主的に過剰設備の
廃棄というスキームにまともっていく必要があ
る。そのためには、なかなか業界全体としての
態勢がうまくまとまらないという問題があるので

はなからうかという御指摘、さらには不況要件が
欠ける場合がある。設備処理でございますから数
年間を要してこれをやっていくわけでございませ
が、その間に一時的に需給の関係、国際市況の関
係等で黒字が出てまいる場合がありますと不況カ
ルテルの継続ができないということもあるではな
いか。それからもう一つ言われますのは、現行特
安法は、たびたび通産省からもお答えがあるよう
でございますが、設備の廃棄につきましてはある
程度所期の目的を達した、しかしながらその後で
第二次石油ショックという強烈な波が参りまし
て、さらにアルミ等に見られますように大きな過
剰設備ができてしまった、予期せざる過剰設備が
さらに積み重なったという事情もあるではない
か。いろいろその辺の御意見も考えまして、五十
三年の現行特安法制定当時の過剰設備の状況、そ
れから特定産業の経営の苦境の状況、それらに
ついては五十八年の現在においても基本的に改善
されていないわけでありまして、不況カルテル
で行う場合以外にもやはり設備処理を指示カルテ
ル制度によって行う必要がある、これについては
公正取引委員会に同意権というものがあつて、独
禁法上乱にわたらないように運用が制限できる、
こういう現行法の規定を延長してもいいのではな
いか、こういう考え方に至った次第でございま
す。

したがって、繰り返しになりますけれども、
第二次石油ショック以後の過剰設備のさらに
大きなデッドストックができた、その辺の状況を
考えまして、御提案申し上げているような法律の
構成になったわけでございまして。

○清水委員 その点はわかりました。
そこで、もう一つ承っておきたいことは、新特
安法の目玉は、私なりに見ると、事業集約化に当
たって主務大臣が事業提携計画を承認するという
制度を導入したことだと思うのです。この点で、
いわゆるスキームをめぐって、名を捨てて実を取
ったのだと民間通産省をして言わしめておられる
ようなのでありますが、この辺について公取はど

ういうふうな認識をされておられますか。

○高橋(元)政府委員 通商産業省と私も公正取引委員会とが対立をしておいて、相互に勝った負けたというような考え方で事柄の判断をしておるといふうちに世の中で考えられておるとしますと、それは全く当を得ていない考え方だと思います。

私も、産業政策と競争政策との調整をいかにして円滑にやって、それによって現在の経済的な苦境からの脱出を図るかということが大事なことといふふうに考えております。そういう意味で、名を捨てて実を取ったとか名を取って実を捨てたということではないといふふうに私は思っております。新法の構成で申しまして、事業の集約化につきましてはいろいろな意見の調整の規定、意見調整のスキームを十二条の四項から九項にわたって設けてはおりますけれども、要約すれば、独禁法の適用除外の制度を設けることなくその枠内で事業の集約化を進めるということでございます。したがって、法律的にも実態的にも、独禁法が緩和されるという性格のものではないといふふうに考えております。

独禁法が弱められたり支障が生じることのないように、これからの法案の成立、施行という段階に至りましたら、私どもとしてもさらに一層適確な運用に努めて、そういう支障がないように配慮をいたしたいといふふうに考えておる次第でございます。

○清水委員 それでは、少し具体的ににお尋ねをしてみたいのですが、いまも公取委員長触れられたように、事前調整スキームといふまいしょうか、十二条の四項から九項までの規定がございます。これに触れてちょっとたしたいのですが、主務大臣が必要と認めるときには事業提携計画の申請の写しを公取の方へ送る、これに対して公取が主務大臣に意見を述べる、さらに公取の意見に対して主務大臣が意見を述べる、言ってみればキヤッチボールがそこで何回も行われる形になるわけですね。真っ白な球もキヤッチボールの途中で

だんだん色があせてくる、こういうことはあり得るだろうと思います。

それはさておいて、私がお聞きしたいことは、先ほどの質問に対する答弁で、法律が成立をした後、審査基準等公表したい、その中身はこれこれだとさつき公取委員長、言われておりましたから、そのことについては改めて触れませんが、問題は、たとえば公取が、この申請は独禁法に抵触する、だからノーだ、こういう意見を出す場合はあり得ると思いませんか。ところが、これに対して主務大臣の方では独自の判断をもって、そういう公取の見解に対抗できるような余地といふのがこのスキームの中にあるのでしょうか。

○高橋(元)政府委員 御審議いただいております法案の十二条の第四項で、いまお話がございましたように、事業提携計画の申請書の写しが通産省に出されると同時に、私どもの方に来るわけでございます。来た場合に、通商産業省または主務省の方で、それ以外の主務省がございました場合には主務省の方で、事業提携計画を認めたといふことになり、特定産業の事業者の経営の状況、その他の事業活動の状況なり事業提携に係る競争の状況なり、さらに事業提携の実施が競争に及ぼす影響について主務省からの御意見をいただくわけであり、それを踏まえて私どもの方で、全体の独禁法、競争政策の立場からいかに悪いかの意見を申し上げるわけでございますが、イエス、ノーだけではなくて、こういう条件で少しこの点を直してくださいといふような御意見も含まれるかと思われ、それによつて、御意見を述べました場合に、その意見に、たとえば消極意見に対して主務大臣が、積極的にやばうちは認めるんだ、こういう仰せができるかできないかという規定は、ありません。ありませんけれども、先ほどお答えしましたように、事業提携が独禁法上可能であるかどうかといふことは公正取引委員会が認定をいたすわけであり、したがって、公正取引委員会の消極意見にかかわらず主務大臣が事業

提携計画の承認をなさなくても、それに基づく事業提携ができないわけでございますから、したがって、御質問いただきましたようなケースは起こり得ないと考えておりますし、これは昨日来の通商産業大臣または通商産業事務当局からのお答えの中でも明らかにしておると私どもは考えております。

○清水委員 公取の委員長見解としては、公取がノーと言ふ場合、主務大臣の方ではゴーサインを出すというようなことはあり得ない、そんな場面は起こり得ない、こういうふうに明快に言われたわけですが、これどうなんですか、通産大臣に承った方がいいと思うのだが、そういうふうに確認をしてよろしうございませうか。

○山中国務大臣 まず、私どもが公取の方に持っていく内容について、通産省は産業政策の立場からと、協議する相手の独占禁止法というものの立場からと、総合判断をしなければならぬと思ふのです。

たとえば化学繊維製造業については、巷間いろいろ新聞に出ておりますから例をとって申し上げても構はないと思ひますが、当初、三グループになるだろうといふような報道がなされておりました。しかし、いち早くある特定グループが先行して企業間の合意を得たという報告を受けました。しかしながら、私の判断では、二五％の問題もさることながら、一方においてはその企業の寡占、独占、七〇％以上、七五％以上という二種類ありますが、こういう問題等も念頭に置くときに、これは少し問題がある。公取に相談に行きたいと言われたのですが、行かない方がいいと私、言ったのです。しかし行かれて、結局はやはり行かなかつた方がよかつたわけですね。それで、まず最初に一番大きなグループが、五〇％近いシェアのものが出発しようといふ合意ができたときに、第二、第三と見られていた、はつきり言ひまして三井系と三菱系ですが、これが意外な展開を示し始めまして、それだけの巨大な一つのグループにはわれわれ別々では対抗できない、したがって、残りの二

社一緒にしようという意見が出てまいりました。これは明らかに業界を二分する超ガリバーと申しますか、そういう寡占になる。したがってそれは絶対に認めない。したがって、もとに戻つて最初のトップグループといふものを含めて、これができれば四社体制といふようなものでないかと、現在の独占禁止法の中の規定に法律並びに規則の部分で抵触する、真正面から抵触するといふことで、業界の方にも再度私の指示の方を受け取つていただきまして、現在それぞれ四グループぐらいに大體修理固成といふですか、やや固まつてきつた状態、大変好ましいことだと思ふのです。そうなりますと、はば私が認定する場合の独禁法を踏まえた基準にそれならば御相談申し上げてもよろしい姿になるのではないかと、そういう指導をして、現実には化学繊維業界は、不承不承かどうか知りませんが、その方向にいま進んでおります。

でありますから、通産省が一方的に主張をして、協議はしたものの、それをやってみようといふことは独禁法本来の、これは普通の行政法を超えた法律でありますから、それに抵触するような内容を持つていくこと自体が第一に存在しない、そういうことでやりますので、そういう配慮を加えた上で、独禁法だけを運営している公取委員会というものが、このところは調整の跡は見えるが、もう一ひねりできないかといふような御意見等があり得ると思ふのです。そのときには素直にそれを受けとめて、独禁法の命ずる方向に沿うような分野調整と申しますか、企業間の合意等について配慮をさらに加えていくといふことで、意見が食い違つて通産省が独走をして、そして他方の独禁法の規則に触れるようなことはやらないといふつもりでおります。本来ならば、通産行政としては独禁法の適用除外ということが望ましかつたのでありませう。しかし、それを新しく合同とか合併とか提携とか共販とか、そういうものに広げるに当たつて独禁法の適用除外とするには、余りにもまともな競争政策の基本的な法

律と通産省の実務の処理との間の大きな対立点を法律で殺してしまふというところは好ましくない、そう思いました。したがって、今後の通産行政というものは——公正取引委員会は企業の活力を阻止し、あるいは衰退せしめる方向へ公正取引委員会が置かれてはいるものではない。独禁法というものは共産主義国にはないわけでありまして、したがって、自由主義経済の中のお目付であるというところを考へますと、これは公取との間にトラブルのないスキームをつくつたということで、高く評価していただきたいと私は自負いたしております。

○清水委員 ちよつと、いまの見解に触れてさらに質問を重ねますが、その前に委員長に申し上げたいのですけれども、先ほどからわが方の理事が与党の方へ注文をつけているようでありまして、いづれにしてもこの重要法案の審議がいま行われている。しかも与党は何とかきょうじゅうに上げてもらいたいというところを切に希望されている。にもかかわらず何ですか、これは、僕は嫌みを言うことは本当に嫌いな性格だからそんなことは言いたくはないのだけれども、こんなことはけしからぬですよ。(休憩)と呼ぶ者あり)私は引き続き続けるけれども、これは委員長の責任で、あと五分なら五分のうち少しそろえるようにしてください。さもないと、これはいかにぬです。

○豊坂委員長 そういうふうな処置いたしております。

○清水委員 さて、そこで、いま大臣から話がございますが、私がしつこくこの点でやりとりをしているという意味は、特に最近の動きを見ておりますと、新特安法の成立を通じてある程度独禁法に風穴があけられないか。もしそこで風穴があけられれば、その次は現行独禁法の改正を進めるといったようなことが公然と言われている。ですから、いわゆるスキームをめぐってあれこれやりとりがあるわけだけれども、そういう中で少なくとも独禁当局が、これは独禁法に触れるよという意見を出した場合に、そんなことはないと言

て独走をするというふうなことが通産の場面であつてはならない。だから、あくまでもこの点は、たとえば八条三の規定ではございせんが、最終的に公取がノーと言つた場合には計画の変更を指示する、あるいは承認を取り消す、こういうふうなところへいかねければならぬわけですね。その辺のことは、公取委員長及びいまの大臣の答弁で私は理解をいたしました。ですから、万が一にも心配をされるようなことのないように、この点はひとつ公取委員長にも強く要望しておきたいと思ひます。

ただそこで、しばしば言われる運用の妙を發揮してうまくやつていく、こういう日本語独特の文言の中で、たとへばこれがおかしくなるといふようなことがあつてはなりませんから、この点もひとつ十分念頭に置いて留意をしていただきたい、こう思ひます。

さて次に、雇用の問題に移つて若干お尋ねをしたいと思ひますが、この法律案を見ると、随所に雇用にかかわる規定がございまして、失業の予防であるとか雇用の安定であるとか従業員の地位を不当に害さないとかございまして、だかし、どの条文を見ても、これはいわば訓示規定であつたり努力規定の域を出ない、そういう性質のものですね。それ以上のもではない。

そこで、これまで四年半ぐらいの現行法の運用を通じてしみじみ感じていたことは、さつきいじくも産政局長が言うように、たとえば設備の処理についても目標が九五％達成できたと言つていふ。しかし、そのことは同時に三十八万、四十万という従業員が離職を余儀なくされ、職を奪われたという結果になつてゐるわけですね。ですから、産業調整法という新特安法の性格からいって、雇用というものがどうしても副次的にしか取り扱われないという傾向があるのですから、私はやましく言わざるを得ないわけなのです。

とりわけ、昨今の深刻な雇用事情というものを考えた場合に、企業の側はこれ以上の失業は出さないような責務といひましようか、自覚といひま

しょうか、そういうものを念頭に置いて構改計画を立てていく、あるいは構改事業を進めていく、こういうことではなければならぬと思うわけでありまして、まず最初に通産当局に、雇用という問題をどう見てゐるのかという理念と、雇用についての政策配慮といふものをどう位置づけようとしてゐるのか、お聞かせを願ひたい。

○小長政府委員 新特安法におきましては、雇用の安定の問題は最重点配慮事項ということとございまして、目的の中にもその旨が明示されておるところでございまして、もしこの法律がなくて、このまま基礎素材産業について放置をしたならば、企業の経営状況は一段と悪化をいたしまして、倒産等による離職者が大量に発生するおそれ懸念されるわけではございまして、それを何とかして防ごうというのが本法の立案の背景にある考え方でございます。新法の場合には、現行法に加えまして、つまり設備処理という問題だけではなくて活性化施策を幾つか取り入れておるわけではございまして、その活性化施策の運用よろしきを得ればむしろ雇用の安定に資する面もあるのではないかと考えておるわけではございまして。

具体的にこの法律の中で雇用の問題がどういふふうな位置づけられておるかというところを見てまいりますと、まず構造改善基本計画の策定に当たりますと、関係審議会を通じて労働組合の意見を聞くことになつておるわけではございまして、また、基本計画の内容は雇用の安定に十分配慮したものでなくてはならないことになつておるわけではございまして、また、基本計画の記載事項にも「その他」ということでございすけれども、括弧の中で雇用の安定に関する事項といふのが含まれることになつておるわけではございまして、また、設備処理の共同行為を指示するに当たりましては、関係審議会を通じて労働組合の意見を聞くことになつておるわけではございまして、共同行為の内容につきましては「従業員の地位を不当に害するものでないこと。」といふのが要件となつておるわけではございまして。

さらに、今度新しく設けられました事業提携計画の関係でございすけれども、承認の要件として「従業員の地位を不当に害するものでないこと。」といふのが入つておるわけではございまして、それから、現行法にもございすけれども、十條一項、二項に、具体的に十條一項の場合は、基本計画に従つて設備処理、事業提携その他の措置を行う事業者は、労働組合と協議して失業の予防その他雇用の安定のための措置を講ずるよう努めなければならぬ等々のことが規定されておるわけではございまして、冒頭申し上げましたように、雇用の安定につきましては最重点配慮事項といふことで位置づけられておるわけではございまして。

○清水委員 さて、最重点配慮事項に位置づけられている、こう言われるわけではありますが、現実には構改計画を立てて設備処理を進める、あるいは事業提携を進める、これは必然的に雇用に重大な影響が出てくることだけは間違ひない。これはだれが何と言つたってそうなるに決まつてゐる。

そこで、私は基本的なことをもう一つ尋ねておきたいのですけれども、こういう状況のもとで、親ガマがこければ子ガマ、孫ガマがこけちゃう。だからこの際は、この法律で子ガマと言へば関連中小企業者、孫の方は従業員ということに相当するものでありましようか、そういう中でまず親ガマの安定を期することが何よりも先決である、それがためには少々子ガマや孫ガマはがまんをしてもらわなきゃいけない、こういう発想法といひましようか物の考え方というものが根本にありはしないか。そうしますと、最重点配慮事項と仮に言つてみても、なかなか現実の対応はそうはならぬ。

それから、いま局長が、再活性化を目指して新分野への進出等についても積極的に努力をすることによつて雇用機会の創出をするといふようなことが期待できる、こう言われますけれども、一面では、これからの新しい分野というものは、えてして省力化といふものが一つの前提になる可能性が強いのですね。そこからは必ずしも期待をされる

ような雇用の創出機会というものが確保できるかどうか、懸念をされる。ですから、私はこの際、最重点配慮事項と言われるならば、計画立案に当たり、たとえば当該業種の中小企業者であるとか労働組合との協議、これについては単に形式的にやるというのではなくて、きちんとこれを実行させる。

〔委員長退席、森（清）委員長代理着席〕

それから、なかなか重要なことは、これまでの経過をみますと、いわゆる親企業の場面よりも関連中小下請企業等への雇用の影響あるいは中小企業者への影響というものが非常に起っているわけですね。だから、これをどうするかということのためには、やはり当該事業者団体、当該労働組合だけでなく関連の中小企業者団体なり関連の労働組合なりからも十分意見を聴取する、こういうようなことがなければ、これはなかなか、最重点配慮事項とみててもこれが生かされないんじゃないか、こういうふうに思いますが、その辺どうでしょう。

○小長政府委員 先生御指摘の問題に関しましては、私どもは具体的にその運用の中で最大の配慮をしてみたいというふうには思っておりますのでございます。

具体的に申しますと、関係審議会に意見を聞く場合でございますけれども、その関係審議会の中に必ず労働組合の代表に参加をしていただきまして、その御意見を十分に基本計画に反映していただくようにするということが当然のことでございます。また関係審議会が意見を定める際には関係労働組合の意見を聞くことになっておるわけでございますが、その関係労働組合の意見を聞く際に、労働組合サイドのいろんな情報なりいろんな事情なりが意見の中に反映されるように、最大限の配慮をしてみたいというふうに思っておりますのでございます。

○清水委員 雇用の問題に関連をして、いわゆる関連中小企業者、これに関する規定も幾つか盛られていてわけですが、これもほぼ取り扱

方としては雇用と同じような扱いになっていると思えますね。

そこで問題は、関連中小企業者の経営の安定に配慮をしつとすることがまづ言葉というのか、うたい文句になっている。しかし、こういう長期にわたる不況のもとで、ことに特定産業と言われするような構造不況業種、並みの状況じゃない。そういう中で関連中小企業者の経営の安定に配慮をするというところは、これは大変なことだと思いませんか。しかし、これはやってもらわなければならぬ。そのために具体的にどうするか、これが一つ。

それからいま一つは、五十六条の規定があります。地域経済に思いをいたしながら、これを損ねるようなことがあってはならない、そういう意味で、都道府県知事の意見を聞く、こうなっている。しかし問題は、いつ都道府県知事の意見を聞くのか。そして、知事の意見というものはまさに地域経済を反映して切々たるものだと思いますが、これをどう具体的に通産省は政策の面へ吸収反映をするのか、この辺をお聞かせください。

○小長政府委員 先生先ほどちょっと比喩的におっしゃいましたけれども、この法律なかりせば、親ガメもこれば子ガメもこけちゃうということになるわけでございます。そういうことにならないように、この法律によりまして、まずその親ガメを健全な経営に戻すということに私どもは最善の努力をしてみたいということでございます。

その場合に、具体的にその当該産業に属します企業につきましましては、縮小と活性化という両々の手段によりまして構造改善を図りまして、国際競争力を持ち得るような産業態勢に持っていきたいということになるわけでございますが、そういうことで、当該産業に属します企業経営が改善をしてみたいと、当然それに連なる関連中小企業者の経営の安定ということにはつながってくるわけでございます。私どもは、先ほどの先生の比喩を重ねて引用させていただきますと、親ガメがし

っかりすれば子ガメも立ち直るということでございますので、そういう観点から関連中小企業者の安定に配慮をしてみたいというふうに思っておりますのでございます。

それから、都道府県知事の関係でございますが、先生御指摘のように、基礎素材産業の立地の具体的な事例を見てまいりますと、まさに企業を中心に城下町を形成しているような立地形態が多いわけでございますから、その大企業なり当該業種に属します企業が倒産をするという事態になりますと、地域経済にはかり知れない重大な影響を及ぼすことになるわけでございます。したがって、その地域を所管しております都道府県知事の意見というものにつきましましては、これは随時私どもは意見を聴取しながら、その具体的な御意見はできるだけ私どもの施策の中に反映する努力を続けてまいりたいというふうに思っております。

○清水委員 その点、くれぐれも配慮をしてもらわなければならぬと思いますが、単に五十六条の規定があるから知事の意見を聞く、知事に意見を言わせる、そういう形式的なことではなく、これを遵守をする、出された意見については極力政策に反映をする、こういうことをやってもらわなければならぬ。

それから、親ガメ論があるわけなんですけれども、それとおりなんですけれども、そのためには子も孫もときに犠牲になつてくれという発想では困る。それは困る。ですから、親も子も孫も、全体として生きていけるような、そういう方向をやはりきちっと基本に据えてやっていただきたい。この点についてもう一回、一言でいいですから……。

○小長政府委員 先生御指摘の方向に従いまして努力を続けてまいりたいと思っております。

○清水委員 次に、城下町法のことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

これは釈迦に説法になりますからくどくどと言いませんが、地域経済の中核事業所がある。これが規模の縮小等をやる。その影響を受けて、関連

企業、下請企業等の仕事が減り、物の動きも減少する。そうすると今度はその他の企業も、関連中小企業等が、親企業の発注が減り購入が減るから勢い需要が減るという状況になる。一面では規模の縮小等を通じて雇用が縮小する。相対的に賃金収入も落ち込んでいく。だからこれが地域経済、なかんずく地元の商業者という立場から見れば売り上げが低下をするというようになつて、地域経済全体が冷え込む、停滞をする、こういう循環になるんだらうと思うのです。ですから、そういう点からいけば城下町法は、これはもう言うまでもないことなんですけれども、問題ははっきりしているわけですね。経営不安に追い込まれる中小企業をどう安定させるか、あるいは雇用の不安を克服してどう雇用の安定確保を図るか、これに尽きるところだと思います。

さて、そこで、新特安法と並んだ形で五年間延長をしようというわけなんです。一体これ、こういう状況のもとで五年たてば何とかなるという見通しを持ってこの法案を提案なさっておりますか。

○神谷政府委員 五年たつたら、指定されている地域が皆現在の難局を乗り切つて通常の状態になり得るかどうかが、こういう点を詰めますと、なりません。と明確に申し上げるだけの勇氣はございません。すばり申し上げて、やはり非常に大きなダメージを、先生御指摘のような因果関係から受けた地域でございますけれども、この地域の動向というのは、やはり日本経済全体がどうなっていくか、あるいは大きく言えば世界経済の動向とも密接に関連しておるわけでございます。この先、五年先あるいは十年先どうなつておるかということをここで予言するのは非常にむずかしいわけでございますけれども、しかし、第二次オイルショックの後遺症、その残滓は、現在ぐらいいち応の一つの転機として逐次減少しつつあるという動向、これは長期的に見て大きく間違ひではないのではないかと、第一に考えております。

しかし、第二に、当該地域は、御指摘のように構造不況業種が規模を縮小したり、物によっては一部閉鎖したりというような状況であり、しかもこれらの業種が昔日の面影を取り戻すという可能性あるいはそれを凌駕するような勢いで経済活動を行う可能性というものが強いとも考えられませんが、その地域全体としては、やはり別のエネルギー源、活力源というのを培養して、それで地域を守り立てていかなければならない。こういう面からも非常にむずかしい問題を抱えておるとは事実でございますが、しかし、城主に依存して一定の経済活動を営んでいた地域において、その業種の復活というものが容易に望み得ないというれば、やはり自己努力で、地域の産業の自己努力でやる以外はないだろう、企業誘致等の努力とも併用はいたしますけれども、そういうことで、できるかどうかというよりも、経営を安定させ、地域振興をして最大限の努力をやって、何とか地域の振興を図っていかねばならないというのがこの法律の基本的な考え方でございます。

しかし、やはりかなり手厚い措置を講じておりますので、いつまでもある特定の地域が指定されたら永久にその恩典に浴するというわけにはいかないであろう。したがって、一定の期間を限って最大限の努力をやる。これが五十年間というのが、昔は十年一昔と言われてましたけれども、世の中大分スピードになってまいりましたので、五年たったところではやはり状況を見てみなければならぬ。城主様は一応処理は終わっているかもしれませんが、地域にはまだ問題の残滓が残っている可能性もなしとはしません。五年の時点で、この法律は廃止法を出しませんとなくならない法律でございますので、そこで状況をよく見て、その時点で必要な対策があるのかないのか、必要なのかどうかを考える、こういう趣旨で法律を提案させていただいているわけでございます。

○清水委員 事業者のそれぞれの企業努力、自助努力を積極的に引き出そう、政策的な援助もやっています。しかし、五年たったら特定地域の不況

状況が克服できるということを言う勇氣はいまない、まあそれはそれでしょうね。神谷さん、相当勇氣のある方なんだが、そう言われている。

そこで問題は、何とかさせなければならぬというところで、いわば新設下町法の目玉商品とも言うべき振興事業というものが今度創設をされるわけですね。そこで率直に言って、いまのような長期不況という状況のもとで、果たして期待をされるような新分野というものがどれほどあるのか。私は、これは相当むずかしいと思うのですがね。しかし、これをやろうというわけなんですから、具体的な構想なり展望なりがあるんだろと思いますが、この際、そうした点について中小企業庁の所信のほどをお聞かせいただきたい。

○神谷政府委員 基本的に経済がむずかしい状況に入っておりますので、新分野開拓あるいは新商品開発さらには新技術の開発といいますが、特効薬のあるいは刮目するようなものが次々出てくるというような状態を想定するのは、やや安易に過ぎるとは私も考えております。しかし、特定地域の関連中小企業、特に関連の深い中小企業は、いままで大企業の下請的な関係あるいは協力会社の関係でいろいろな仕事をやっておりまして、どちらかといえば、自分の持っている経営資源あるいは経験というものはそれほど幅が広くないというふうに考えられます。したがって、むしろいろいろな新しい商品開発を従来の経験の一步延長という形で手がけ、努力をしながら、いままで持っていない経営資源というものを逐次拡大して、新しいものを受け入れ、新しいものに進出し得る力をつけていくというのが、実際のところ、この政策あるいは施策の本当の目的ではないかと考えております。

幸いに社会が非常に多様化したきてきておりますので、すぐ間社会というような言葉もございまして、特定の地域あるいは特定の分野というものを限って自己の独自性を出していきますれば、大企業とは違って、ある意味では中小企業としてはそれなりの分野というものが、自分の経験の周

辺に切り開けていけるのではないかとというふうに考えております。

各地域につきまして、いろいろ振興事業としてどういうものが考えられるのか、あるいは現実性があるのかという調査もして見ましたが、たとえば造船関連の下請で、いままでもっぱら親企業の仕事を受けておったけれども、自分たち自身でも、たとえば新しいアルミ船であるとか、手近なものはアルミ船になりますが、さらには合成樹脂関係の船とかいったようなものをひとつ自分たちでつくってみたい。そのためには、たとえばアルミの加工技術であるとかあるいはそれに必要な工具の開発であるとか、そういうものが必然的に伴わなければならぬ。そういうものを自分たちとして努力していく過程で、それらについての経験を蓄積して、いままでの仕事プラス新しいところに関しての分野を切り開いていく、こういうような努力の積み上げで、御指摘のような容易でないところをやはり一步一步前進していくことであるうかと考えております。

○清水委員 そこで、新商品の開発であるとか新分野への進出であるとか、いろいろ構想があるわけですが、たまたま新しい分野への進出を推進する場合に、えてして既存の中小企業者の分野へのあるいは領域への、何といいましようか、重複するような状況というふうなものがあつて、思うのです。既存の中小企業者すでに供給過剰の状態、一面では四苦八苦をしている。そういうところへ目をつけて、多少目先は違ったとしても、結果的には参入していくというふうなことになるのでは、これはアブハチ取らずになると言わざるを得ない。だから、その辺はどういうふうに留意をしているのか。

これは、実は新特安法のところでも聞かなければならなかったわけですが、たとえば特定産業が新技術あるいは新分野、いろいろな形で進出をするなり努力をするなりする。そういう場合に、既存の川下のたとえば中小企業事業分野へかかわりを持つてくるということになりますと、こ

れはこれで親の方、つまり城主様の方は何とかなるかもしれないけれども、川下の中小企業者の方は影響をこうむらざるを得ない。関連中小企業者じやありませんよ、関連以外の中小企業者はこうむらざるを得ない。これは両方とも同じ性格ですけれども、こういう点についてどんな配慮が払われているのか。どちらからでもいいです。

○神谷政府委員 私どもの振興事業そのものは、ある意味では業種対策的な色彩をとっておりませんので、こういう業種からこういう業種に転換したほうがよいというような指導、あるいはそういう方向での事業の推進はむしろ考えておりません。おのおのの地域のおのおのの中小企業者の創意工夫、独自の発想というものをできるだけ大事にしていきたい、こういうことで考えております。しかも、できるだけ付加価値の高い新しい分野という、欲を張っておるわけでございます。

ただ、御指摘のような危険もあることは間違いないでございますので、われわれが実施計画をつくります前に都道府県知事に振興指針というものを事実上つくってもらって、こういう考え方でできるだけ計画はつくりなさい、勉強はしてくだささい、こういうものがある程度老練心として出していただくことにしております。その中で、先生御指摘のような、分野をよく見ながら、いたずらな過当競争に陥らないようにという点を十分留意してもらおうようにしておきますし、さらに実施計画が出てまいりました段階で、頭からこれはノーと言いうよりも、むしろ、こういう分野はこうであるがどういうふうな考えておるかというふうな会話を通しながら、実施計画そのものを受当なものにしていきたい、このように考えております。

○清水委員 特定不況地域に指定されているのは現在五十一市町村でしょうか、そうですね。最近、中小企業庁がこれらの市町村の景況実態調査などをなすっておられるようです。私も拝見をしましたが、その大部分が、現在も悪いけれども今後の見通しも悪い、あるいは非常に悪いという反応を示している。ですから、特定不況地域の景況

というものはなお非常に悪いと見なければならぬ
と思います。

そこで、一つお尋ねをしておきたいのは、新法
が成立する、その際に特定地域というものの指
定を見直すのかあるいは継続して指定をしていく
のか、さらに今後追加をするのか。この辺はどう
いうことでしょうか。

○神谷政府委員 基本的には、御審議願っており
ます法律は法律の命としては継続をいたしますの
で、現在まで指定されております地域はそのまま
指定は有効という、これは法律論でございます。
しかし、新しいものを盛り込んで改正していただ
くわけでございますので、その時点でわれわれと
してはレビューをしてみたい、こういうふうにと
考えておりますが、御指摘のように、ほとんどの地
域が状況がよくなっておりませんので、実質的に
はいままで指定されておる地域から卒業してい
くのは非常に少ないのではないかとこのように考
えております。

また、新しい地域についても、この機会にでき
るだけ実情を聞いて、必要があれば追加指定を
していきたい、このように考えております。

○清水委員 私は、地域指定あるいは業種指定に
ついてこれまでの経過を振り返って、これは少し
反省をしてみなければならぬなと思つてい
る点がある。たとえば紙パと石油精製業種等
で、五十六年の少なくとも秋口には大変深刻な不
況状況が表面化してきたはずなんです。ところが、
いろいろの事情があつたであらうでしょうけれ
ども、現実指定をされた時期というのは昨年の
十月じゃなかったですか。一年以上放置をされて
いる。指定などというものは迅速、機動的に行わ
れなければ、タイミングを失して政策的な効果を
薄めてしまふのではないかと。ですから、そういう
点についてはどう反省をし、今後どう対処をされ
るのか、お聞かせいただきたい。

○神谷政府委員 御指摘の点につきましては、私
どもの中小企業庁、きわめて優秀なスタッフをそ
ろえておるつもりでございますけれども、どうも

私の指揮監督が余り適切でなかったせいか、反省
をすべきような事態に陥つてゐることは認めさせ
ていただきたいと思ひます。

具体的にこれらの業種につきまして五十六年ご
ろから状況が悪くなつてゐたというところは、私ど
も通産省に身を置いておりましたので十分承知いた
しておりますが、具体的にそのおのの地域にど
のような状況としてあらわれてきたかという問題
が一つございまして、それらをいままで、どちら
かといへば、むしろ受け身で受けておつたのでは
ないか。さらに申し上げれば、地域の市町村ある
いは都道府県の方が見えられましても、役所の窓
口から実際の本命の担当課にたどりつくまでまた
時間もかかったり、統計もそれからそろえたり、
こういうこともございまして、さらに申し上げれ
ば、今回この法律が期限切れを控えておりました
ので、具体的にこれを延長すべきかどうか、延長
する場合にどういう形で延長をお願いするかとい
う点についてのやはり基本的な腹が固まりません
と、末期になって追加というのはいかか、こう
いうような点がございまして、ややタイムイン
グがおくれたというふうに反省をいたしてござい
ます。したがって、今後は適宜適切に、御指摘
の趣旨を踏まえて指定をしてみたい、このよ
うに考えております。

○清水委員 最後になりますが、いずれにしても
長期の不況のもとで、認定中小企業者というふう
に申し上げていいと思ひますが、そうした皆さん
は体力的にかなり疲弊してゐると思ふのです。
そこで、何とか新分野等への振興事業というも
のを進めていきたいと思つても、なかなか体力的
についていけないということがあり得ると思ひま
すね。ですからこの点は、長期低利で、いろいろ
な意味で認定中小企業者等が活用できるような
制度資金、これは高度化資金というふうなもの
を用意されてゐるようでありまして、こういうもの
についても十分配慮する、あるいは税制その他の
点も配慮をされてゐるようでありまして、そうい
う点でもカバーしてやる。そして、いずれにして

も冷えてゐる地域経済に活力をよみがえらせ
る、こういうような方向をとりわけ中小企業庁と
しては心配をしてみたい。特にそういう中で
仕事がなく困つてゐるというふうな傾向が一番
深刻化しているわけですから、たとえば中小企業
庁、努力をされて、下請の広域あつせん会議です
か、そういうものも持つておられるようでありま
すが、そういうものがこれまでどの程度成果があ
つたか、私も十分はつかんでおりませんが、その
辺のこともお聞かせをいただきたいながら、これか
大いにがんばつてもらいたい、こういうことを最
後に申し上げて、御意見を聞かしてもらつて私、
質問を終わりたいと思ひます。

〔森(清)委員長代理退席、委員長着席〕

○神谷政府委員 下請の広域あつせんというの
非常に期待されておるわけでございます。これは
いろいろの形で世話をして、その中、どれ
だけ実現するかどうかということになりますと、歩ど
りがそう高いものが期待できるわけではございま
せんが、しかし、いづれにいたしましても、五十
三年から五十八年の二月までに、これらの地域の
中小企業に対して四千六百八件のあつせんを行
つております。具体的には五十一億円、六百九十四
件が成立をいたしてゐる。できるだけ件数をふや
し、その成立の率を高めていくように今後とも努
力をいたしたいと考えております。

○清水委員 終わります。

○登坂委員長 次に、地域君。

○城地委員 日本の不況産業を何とかしなければ
ならないということ、この特安法ができてから
五年間たった、そして法律を廃止するわけです
が、現状まだまだ手を加えなければならぬ、さ
らには五年前よりもっと状況が悪いというふうな
ことから、今度の新しい法律を提案することにな
つたわけでありまして。
この過去五年間、まだ五年になりませんが、四
年九カ月の特安法の実績、さらにはそれに対する
関係官庁としての、果たしてこの法律をつくつて
どうであつたのかということについての評価、こ

れは自己採点で結構ですから、それらの問題につ
いて伺いたいと思ひます。

ただ、同僚議員から質問があつて、設備の廃棄
率二三％、達成率九五％というのはいかにわかつ
てゐるのですが、もっと突っ込んで、たとえば人
員の問題についても、設備廃棄率二三％したら、実
際上各産業別人員はこういうふうになつて減少して
きた、さらに財政の措置なんかにしても、この五年
間いろいろの税制措置、さらには金融の面でもこれ
いろいろやつてみた、そういうことについてもこれ
れであるというふうなことに、概括で結構
ですからお答えいただきたいと思ひます。

○小長政府委員 現行特安法の指定業種、十四業
種でございますが、造船を除きます通産省所管の
十三業種におきます労働者数は、五十二年度末で
は二十四万人ということであつたわけでございま
すが、五十七年十月現時点で二十万人ということ
で、四万人、つまり一八％の減少ということにな
つております。

ただ、私も考えますに、このような労働者
の数の減少がすべて失業につながつたということ
ではないわけでございまして、定年退職による自
然減に加えて、関連企業への出向であるとか
あるいは加工組立で産業等他産業への就職があ
つてゐるというふうなことで、極力失業の防止が図
られたというふうに考えておるわけでございませ
ん。

総じて特安法の成果でございまして、第二
次石油危機によりまして一定程度弱められたとい
うことは事実でございまして、逆に、特安法に
よりまして第二次石油危機の影響が緩和され、深
刻にならないで済んだという面もあるわけでござ
います。したがって、全体総じて見ますと、
過剰設備の処理が進展をいたしまして需給の改善
が見られた業種もあるわけでございまして、それ
なりの効果はあつたのではないかとこのように判
断をしておるわけでございまして。
現在、第二次石油危機に伴ひまして構造的な問題
を抱えておる基礎素材産業ということで、法定七
業種がこの法律で明示されておるわけでございま

すけれども、これらの業種につきましては、設備処理のみならず、幅広い総合的な構造改善対策を講ずることによりまして、企業といえますが、産業全体としての国際競争力の確保あるいは体制整備というところに努めてまいりたいというふうに思っております。ただ、その場合、私どもは、過去四年半の現行特安法の施行の経験を十分に踏まえてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○城地委員 通産大臣にぜひ考えていただきたいという要望を、最初に申し上げておきたいと思うのです。

一つの法律を施行する、五年間で一応その法律は廃止される。しかし、必要性があるから、必要性がまたさらに増したからということ、今回、新しく一部を改正して法案を提案するといったときに、私は民間の産業の出身ですから特にそう考えるのかもしれませんが、この出される資料その他に、最終の決着だけ、たとえば廃棄率二五、各業種別に出ています。その資料はわかるのですが、その中間の過程におけるいろいろな悩みと運用上の数々の問題とか、いままだお答えがありませんが、たとえば財政金融の措置でも、具体的にこういうふうなやったら結果はこうなったのだというところを、十分明記する必要があるのではないか。しかも、人員の減少の問題についても、いま局長からお答えがありました。たまたま定年でやめた人も、自然減もあるのだとすれば、実際にこれこれで雇用を確保するように努力した結果はこうであったということ、資料で十分裏づけられると思うのです。

私は新米国会議員ですから余りよくわかりませんが、新しく法案を提案する際には、それなりの理由でいいでしょう。しかし、今回のように、一つの法律をつくって五年間運用してきた、そして、それをさらに補強しての延長を五年間するという場合には、ありとあらゆる資料を提供して、これこれなるがゆえに五年間さらに延長したいのだということはいくべきじゃないかと思うのです。

す。そうしますと、国会で質問すれば答弁するということではなくて、むしろ提案するとして、そういうような概括的なこと、いま言いませんでしたが、先ほどの同僚議員の質問にありました、たとえば五十六条の問題で都道府県知事とかそういう人たちがいわゆる話し合わなければならないという規定がある。それは一々質問しなければ、そういう事例は幾つあったのかわからない。幾つあったのですかと質問して、答える。たとえば五十七条に、主務大臣と労働大臣が雇用の問題で協力し、連絡しなければならぬという条項がある。それも一々、五年間どうだったのですかと私が質問すれば、それは答える。

附帯決議が重要な項目で幾つかある。しかも、附帯決議というのはそれなりの重みがあるわけですから、附帯決議はこれこれになっていきます。こういう点はこういうふうな努力した結果はこうでしたというふうなことで、当然事前に出して、しかるがゆえにこういう法律を五年間延長したいというふうに出すのが筋道じゃないか。

私は民間の会社にいましたからそういうことですが、たとえばある一つの事例を決めて、その次それを延長するといった場合には、ありとあらゆる口実といえますが正当性というのか、そういうものを出して、しかし、それでもなお足りない、そのことについては質疑を行って、それで説明をするという点もある。その点は十分だということも出てくるのじゃないかと思うのです。しかも、設備の廃棄率二五にしろ、もう少し親切に、こういう業種はこういうことでこういう議論があった、ある時期一〇％カットということもあったが、しかし現実にはこうなったというようにしたこととか、先ほど企業城下町の関係で答えられましたが、何件あったけれども結果的にはこうなるとかというふうなことを、やはり資料として提起をして、この国会の新たな議論をする部面を少なくすることもまた必要だ。また少なくするといふよりは、むしろ提案する側としては、これこれだから出すのだということではなくて、やはりこれ

だけの理由がある、これだけ苦労して運用してきた、こういう問題があるということをむしろ投げ出して、そして、その中で討議をするということの方がより効率的に討議を進むし、物の考え方の整理にもなるし、論議の整理も十分できる、私は個人的にそう考えるのですが、この考え方について、間違っているとおれば御指摘をいただきたいと思っておりますが、通産大臣の御所見を伺いたいと思っております。

○山中国務大臣 私は、あなたのお考えの方が正しい、そう思います。

ということは、私自身、この法律を改正、延長するということの可否について、根っこからどうしてそうしなければならないのか、あるいはそれが延長された場合にどうなるのか、ほかの手段をもつてはかえがたいのか、日本の産業政策上それをさらに継続する必要性が絶対にある業種なのか、その点についてはきわめて厳しい原点に立った議論をして、結果的にはいま御提案申し上げていくことになったわけでありますが、おっしゃるとおり、それはむしろ常識だと思っております。ただ、常時国会が開かれているわけでもありませんし、たとえば区切り区切りのとき、この法律が独断法との関係の調整ができて、そして七業種がすべて全部持つてこれなと思うのですけれども、そこがそろったときあたりで、質問を受けるだけでなく、こういうことでございまして、せめて担当の商工委員会あたりには進んで御報告をする。大体閉会中でも毎月一回やっておりますから、そういうことの配慮はむしろあった方がいい。ただ、どこまでできるか等については節目節目で判断すべきだろうと思いますが、基本的にはおっしゃることに全面賛成でございます。

○城地委員 財政の措置その他について局長の方からお答えいただきたい。

○小長政府委員 現行特安法の中では特定不況産業信用基金というのがあるわけでございまして、その利用状況を御説明することが具体的な資金の活用状況ということになるかと思うわけでござい

ざいですが、債務保証の総額は百口でございまして、二百三十二億円ということになっております。内訳といたしましては、担保解除資金が八十四億円、退職金資金が百四十八億円ということでございます。ただ、別途平電炉につきましては平電炉構造改善促進協会の債務保証というのが別口で行われておりまして、これは十五件、二十二億円ということになっております。

○城地委員 審議が続きまして、大臣の食事の時間がなければあれですから、当分の間食事で退席されて結構です。

次に、具体的な問題で質問をいたします。先ほど同僚議員から質問がありましたが、私は新人でございましてから従来のいきさつを、分厚い五年前の国会の議録を見たのですが、読んでなかなか理解できない点もたくさんあるわけでございまして。そういう意味で、雇用の問題を特に重点的に質問したいと思うのです。

この全体を流れる物の考え方は、先ほど答弁がありましたが、雇用は最重要点配慮事項であるというように言われました。それに尽きるのではないかとありますが、具体的に雇用問題で、第五十七条の関係でございます、主務大臣と労働大臣がそういうことで具体的に話し合われたという事例は実際何件ぐらいあるのですか。

○小長政府委員 労働省とわが省との間では定期協議の場を設けておりまして、適時適切に具体的な連絡をとっておりますわけでございまして。具体的に何件というのはいささか正確に記憶しておりません。

○城地委員 具体的に記憶してないというのは、なかったということですか、それとも件数はあったがまだはっきりしないということですか。

○小長政府委員 本法案の立法過程から労働省との間ではもう頻りにやっております。特にこの法案が成案を得る前の段階で、具体的に向こうの課長ベースと私どもの課長ベースとの間で定例的な会合を開こうというスキームもつくったわけでござい

○城地委員 ちよつとすれ違っているのですが、いままでそういうことはなかったということですが、定期協議で具体的に話し合われるといつても、そういう問題があるから「連絡し」何とかというふうにはこの法律の条文になつていないと思うのですが、具体的な事実があつたならあつた、ないなら……。

○小長政府委員 現行特安法の具体的な施行、運用の段階では、労働省との間に具体的なスキームというものはつくつておりませんでしたけれども、問題のたびごとに担当課と連絡をとるといふ体制は保持しておるわけでございます。

○城地委員 では、第五十六条の都道府県知事の關係で、「意見を申し出る事ができる」といふこの關係はどうですか。

○小長政府委員 具体的には二、三の例があつたと記憶しております。

○城地委員 この雇用問題については最重点配慮事項といふことになつてゐるわけでございます。そういうことで具体的にいろいろ問題が出てくるし、また働く人にとっては、どういふ産業に働いていても自分の雇用を確保してほしい、またその産業がいろいろの意味で栄える場合もあるし、そうでない場合もある。しかし、自分の働く場を確保したいといふのは働く人の共通の認識であらうと思ふのです。そういう意味で、現行法の第十條にも雇用の安定の關係が載つてゐます。そういう点からして、この雇用の安定についてもう一度はつきりした考え方を聞かせたいと思ふと思ふ。

○小長政府委員 本法案におきましては雇用の安定は最重点配慮事項といふことは、重ね重ね申し上げておるところでございます。もしこの法律がない場合を想定いたしました場合には、第二次オイルショック以降の構造の困難に直面してあります基礎素材産業を頭におきまして、恐らく急激に離職者がふえるというふうな事態が発生したに違いないと思ふわけでございますが、それを防ぐために、現行特安法並びに新しい特安法によりまし

てそういうことを未然に防止していきたいというふうに考えておるわけでございます。

ただ、なぜ最重点配慮事項といふことにしておるか申しますと、具体的にこの法律の目的は構造改善を推進するといふのが法の目的ということになるわけでございまして、構造改善の推進を通じて雇用の安定とかなだらかな雇用調整を図つていこうということになるわけでございまして、したがらば、位置づけとしましては最重点配慮事項といふことではございませうけれども、先ほども御説明をさせていただきましたように、第三條の中で、構造改善基本計画を定める際には、特定産業に属する事業者の雇用する労働者の雇用の安定について十分な考慮が払われたものでなければならぬといふ五項の規定がございまして、また關係審議会において意見を聞く際には、特定産業にかかわる労働組合の意見を聞かなければならぬといふ規定もあるわけでございまして、さらに設備の処理とか事業提携の指示あるいはその承認に際しまして、当該計画にかかわる事業者の従業員の地位を不当に害するものでないことといふことで、主務大臣が判断をしていくという規定もあるわけでございまして、さらに、先生御指摘の第十條の規定が完備されておるわけでございまして、したがらば、雇用につきましては、私どもといたしましては、この法律の中でいろいろの形で具体的な配慮をしておるといふふうに考えておるわけでございまして。

○城地委員 私は、提案されている法律、新法です、それについてはまだ具体的に質問してありません、現在までの古い方の法律で質問しておりますから。

現行法の第三條の「安定基本計画」の、いま局長から説明がありました第二項第三号に、「第一号の設備の処理と併せて行うべき事業の転換その他の措置（雇用の安定を図るための措置を含む。）に関する事項」。この問題は、雇用が最重点配慮事項といふにしては、私の独断かもしれませんが、括弧の中に「雇用の安定を図るための措置

を含む。」というふうなことで書かれるのは、どうもちよつと、言われていることと実際の条文と違う感じがするのですが、どうしてこういうような条文になつたか、説明していただきたいと思ひます。

○小長政府委員 本件につきましては、特安法の国会審議の過程において、括弧の中に「雇用の安定を図るための措置を含む。」という規定が修正という形で挿入されたといふふうに聞いておるわけでございませうけれども、私どもがこゝでちよつと強調させていただきたいのは、この法律全体の立て方は、先ほど申しましたように、不況の克服と経営の安定というものが現行法では目的になつておるわけでございまして、その際に雇用の安定について配慮をするといふことになるわけでございまして、それに従ひまして、三條の基本計画のところでは、具体的に設備の処理等、つまり経営の安定とか不況の克服を図るために必要な政策手段といふのが列記をされておるわけでございまして、その最後に、その他の事項といふことで「雇用の安定を図るための措置を含む。」事項が掲記されておるわけでございまして。

したがらば、前段にございませう政策手段と、それから最後の号にございませう「事業の転換その他の措置（雇用の安定を図るための措置を含む。）」といふのは、おのずから位置づけが違つておるわけでございまして。原案では「その他の措置」といふことで、括弧の中はなかつたわけでございませうが、国会の御修正でこれが加つたといふことは、雇用の安定についてこの法律の中で格別の配慮といひますか、最重点配慮事項といふ趣旨がより生かされた形になつておるといふことで、私どもも高く評価をしておるところでございませう。

○城地委員 そうしますと、現行の場合に、安定基本計画に定める事項で「設備の処理を行うべき設備の種類及び生産能力」云々といふようなことを書いてあつて、第三号に「その他」と書いてあるのですが、事業の転換をする場合には必ず雇用

の安定を図るための措置は基本計画に明記されていふといふように判断していいわけですか。

○黒田政府委員 現在の安定基本計画がどうなつていふかという御質問だと思ひますので、私どもの關係しております合成繊維の場合、三項の「設備の処理と併せて行うべき措置に関する事項」といふことと関連して、どういふ記載があるかといふことをちよつと御紹介させていただきますと思ひます。

その三項の第一といたしまして、「事業者は、設備の処理に当たつては、当該措置に係る事業所における労働組合と事前に協議して、雇用者の他部門への円滑な配置転換等により失業の予防に努めるとともに、雇用保険法等に基づく助成措置の活用等により雇用の安定に努めるものとする。」といふような規定が安定基本計画には載せられておるようでございませう。その他、中小企業に対する配慮あるいは新製品の開発等々の事項もあわせて併記されておるわけで、第三項関連といたしましては、いまのような雇用配慮事項、雇用安定事項といふものが第一に記されておるといふのが安定基本計画の中身でございませう。

○城地委員 わかりました。

次に、関連中小企業の問題について伺ひたいと思ひます。

この法律の第一條ですか、目的のところ、に「関連中小企業者の経営の安定に配慮しつつ」といふような文句があるわけでありますけれども、この「配慮しつつ」といふ言葉からすれば、非常に弱い感じがするのですが、具体的に、関連中小企業者に対してはどういふような——廃業の場合にですね、具体的に事例で説明をしていただきたいと思ひます。

じまして、いわゆる業種に属します企業の経営の安定が図られる。それを通じて、関連しております中小企業者の経営の安定も図られるというような位置づけになっておるわけでございます。さらに、安定基本計画の中でも、第五項に、当該特定産業の「関連中小企業者の経営の安定について、十分な考慮が払われたものでなければならぬ」という規定がございまして、構造改善基本計画全体として、関連中小企業者の経営の安定について考慮が払われるという規定もあるわけでございまして、両々相まちまして中小企業者の経営の安定について努力をしておるということでございます。

○城地委員 では、今回提案された法律の関係で伺いたいと思いますが、今回のこの法律は、「特定産業構造改善臨時措置法」というふうに名前も変えて、内容的にも、基礎素材産業の構造改善を推進するという目的が述べられておりますが、この基礎素材産業というものと「特定産業」と書いてあるものとの関連はどういうふうに理解したらいいのですか。

○小長政府委員 新しい法律では、第二条に「特定産業」ということで一号から七号までが法定候補業種ということになっておりまして、八号が政令による追加候補業種ということになっておるわけでございますが、全体を通じて、これは基礎素材産業対策ということでございます。ちなみに、八号の真ん中辺をごらんいただきたいと思っております。業種の中に括弧をいまして、「(その業種に属する事業者の製造する物品の生産費の相当部分を原材料及びエネルギーの費用が占めるものに限る。)」という文言があるわけでございまして、このことがまさに基礎素材産業を特定しておる言葉になっておるわけでございまして、したがって、全体を通じて、この特定産業と申しますのは基礎素材産業であるというふうに御理解いただきたいと思います。

○城地委員 そういうことでいきますと、一号から七号までは具体的に産業が書かれている。八号

には、さらにその他のことということになるのですが、見通しとして、適用の産業業種の拡大というようなことはあり得るのか。現在頭の中で傾向的に結構ですから、あれば教えていただきたいと思っております。

○小長政府委員 八号の中で追加して候補業種になる業種の候補をいたしましては、具体的にはまだ私も頭の中に描いておりません。ただ、観念的に申しますと、構造的困難に直面しておる基礎素材産業であって、しかも業界に盛り上がりがございます。ある程度熱度が高まっているというものにつきましては政令で追加指定ということになるかと思っておりますけれども、具体的にはまだ頭には置いておりません。

○城地委員 この新しい法律をめぐって、同僚議員からもいろいろの質問がありましたように、独禁法との関係、さらに日本全体の産業政策という面から非常に画期的な法律であるという評価があるし、一面ではいろいろの問題があるんじゃないかという指摘もあるというところであります。これらの関連で、諸外国においてこの法律と関連するようないろいろな産業政策のなをとっているところがあるのか。また、あるとすればそれらの事例について伺いたいと思っております。

○小長政府委員 現在、世界的な景気の低迷であるとか、二度にわたる石油危機等による競争力関係の変化、あるいは中進国の追い上げ等の理由から、各国でそれぞれ構造的困難に直面した産業につきまして、産業調整の問題というのがクローズアップされてきておるわけでございます。そういう産業に対しまして産業調整政策というものがつきましては、各国の実情とかあるいは社会的、政治的な伝統などによりましていろいろ異なった発現形態ということになっておるわけでございまして、けれども、何らかの形で政策的支援が行われておるのではないかと私も考えておるわけでござい

ます。たとえばアメリカでございまして、輸入増加に見舞われておるような産業につきまして

は、通商法によりまして輸入制限等の通商政策が行われておるわけでございまして、また産業調整援助等、困難に陥った産業に対する支援策というものとられておるわけでございまして、また、ヨーロッパにおきましては、鉄鋼産業等

に対して、国有化政策であるとかあるいは補助金を中心としたような調整政策がとられておる例もございまして、また輸入制限等の調整政策が発動をされておるものも見られるわけでございまして。また、設備の共同処理やあるいは合併、事業提携というような分野につきまして、産業政策と独禁政策との調整が行われておる面もあるわけでございまして。

いづれにいたしましても、各国がそれぞれの実情に応じまして、雇用や地域経済の安定のために困難に陥った産業につきまして産業調整政策を実施し、また有効な政策を現実に模索しておるというのが実態ではないかと思うわけでござい

ます。○城地委員 私の質問時間、一時間であったのですが、いろいろの関係で四十分と二十分に分割されましたので、最後の質問をして次に譲りたいと思っております。

今度の法律は、いままでのそういう設備の廃棄だけではなくて、非常に広範な内容を含んでいるということでありまして、それに対して税制とか資金面のいろいろの措置というようにことが講ぜられておりますが、現在までのそれらの手当てといえますか、それと今度の新しくこの法律を施行する場合にそういう裏づけというものは、たとえばいままでの倍のいろいろの関連融資資金をすることかそういうことなのか、その辺のところについて伺いたいと思っております。

○小長政府委員 先生御指摘のように、現行特安法では設備処理というを中心いたしました施策が盛り込まれておるわけでございまして、それに関連をいたしまして特定不況産業の基金というものでバックアップ措置をとっておるというところにとどまっておるわけでございまして。ところが

新しい法律の体系のもとにおきましては、設備処理に加えまして、事業の提携であるとかあるいは活性化設備投資あるいは技術開発等の活性化施策を通じて、産業の構造改善を図っていききたいということでございますので、施策の面でも充実をした内容になっておるわけでございまして。

たとえば一般会計予算の関係でございまして、これは技術開発の関係が中心でございまして、石炭火力の発電所につきまして建設費等の補助金というのがございまして、五十八年度では二十二億円の予算が計上をされておるわけでござい

ます。また技術開発の関係では、共通基盤型石油代替エネルギー技術開発補助金ということでございまして、二十三億円余りが計上をされておるわけでござい

ます。具体的には、アルミニウムにつきまして溶鉱炉法によりまして新製錬技術開発とか、あるいはフェロアロイにつきまして溶融還元製錬技術開発とか、あるいは廃液利用の高効率製紙技術開発といったような内容が含まれておるわけでござい

ます。さらに、産業活性化技術研究開発補助金というところで約五億円の予算が計上されておるわけでござい

ますが、これはアルミニウムの粉末冶金技術とか、あるいは新蒸解法パルプ製造技術、高効率台紙製造プロセス技術等の内容が含まれておるわけでござい

ます。次に、税の関係でございまして、税制の関係では、活性化投資関係といたしまして、基礎素材関係の活性化に資する設備投資に係る施設の特別償却制度の創設が行われておるわけでござい

ます。対象施設といたしましては、省原料等基礎素材産業の活性化に資する施設ということでございまして、特別償却率は初年度一八％ということになっております。

第二番目に、設備処理の関係でございまして、過剰設備の廃棄によりまして生じます除却損に係る欠損金につきまして、法人税法上の繰越控除の

期間を、本則は五年間でございますが、十年間に延長する措置がとられておるわけでございます。

最後に、事業集約化の關係でございすけれども、産業体制整備に資する現物出資により取得した株式に係る課税の特例、いわゆる圧縮記憶の制度が認められております。二番目に、産業体制整備に資する合併、現物出資、営業譲渡等に係る登記の登録免許税の軽減ということで、本則税率の三〇％軽減措置が認められております。三番目に、産業体制整備に資する現物出資等により取得いたします不動産に係る不動産取得税の軽減ということで、軽減割合が六分の一という特例が認められておるわけでございます。

最後に、財政投融资の關係でございす但、基礎素材産業の活性化設備投資に対する低利融資といたしまして、開発銀行に新規に百五十億円の資金が確保されておるわけでございます。さらに、基礎素材産業の設備処理に伴い必要となります運転資金に対しまして低利融資制度の創設も認められておるわけでございまして、金融債引受措置といたしまして百億円の資金が認められることになっておるわけでございす。さらに、特定不況産業信用基金の活用ということでございす但、現行特安法の運用の実績にかんがみまして、債務保証の対象範囲を担保解除資金、退職金、設備処理資金等に拡充するとともに、再保証率の引き下げの措置も行つておるわけでございす。

以上のような、一般会計、税制、財投というような措置によりまして、先ほどの設備処理と、それから事業提携等の前向き措置をバックアップしていくことができるのではないかと私もは考えておるわけでございす。

○城地委員 以上で終わります。

○登坂委員 次に、上坂昇君。

○上坂委員 久しぶりの質問なんで、心ははやれども勉強不足で、内容が充実しておりません。

特安法と城下町法案についての質問ですが、現行の特安法は過剰設備の処理、廃棄等によって経営の改善あるいは業界の危機を乗り切るものと思

つておりますが、今日まで五年を経過してこの設備処理が一体どの程度まで進んでおり、その効果がどのようにならわっているかを御説明いただきたいと思ひます。

○斎藤(成)政府委員 全般的に申しまして、設備処理の目標といたしまして処理率が平均二三％でございすけれども、その平均達成率は九五％でございす。業種別にはいろいろ細かい数字がございす但、中には目標を一〇〇％超えて達成しているものもあるという状況でございす。

○上坂委員 設備の廃棄の平均的なものでは二三％、そのうちで九五％以上達成したから目標には非常に近づいた、こういうことですが、不況業種に指定された十四業種の中で、第二次オイルショックも乗り切ることができた、あるいはこれから乗り切つていけるという業種はどの業種ですか。

○斎藤(成)政府委員 第一次石油ショックの後、現在の特安法によりましていろいろの設備処理その他の措置が行われまして、その目標に対してある程度軌道に乗つておつたところに第二次石油ショックが起つたということでは御存じのとおりでございす。したがって、現在の状況では、これら業種につきましてはいろいろまた難問を抱えておるという状況でございす但、これらにつきましては必要な措置を今後この法律によつて行うことによつて十分改善がなされていくというふう

に判断しておるわけでございす。

○上坂委員 たとえば造船業なんかは今回の新特安法の指定業種の中に入つていないわけですが、造船業なんかはどんなふうに見込まれておりますか。

○山中国務大臣 運輸省の方では、造船不況がまだ長引くと見て御希望はございす。しかしながら、今回は基礎素材産業という範囲内でとらえなければならぬということ、私の命令によつて造船業は基礎素材とは言えないということで、対象から外したわけでございす。したがって、今後、運輸省の法律の中で造船業には対処してい

かれるものとは考えます。

○上坂委員 基礎素材産業以外の不況業種についてはそれぞれ主管省といひますか、そこでそれぞれの対応をしてこれからの業界の乗り切りにつ

たつていく、こういうふうな理解をしてよろしゅうございすか。

○山中国務大臣 大体そう理解して間違いないと思ひますが、たとえば七業種を選定いたします過程で、石油業界といふもの、これは先ほど申し述べましたとおりなかなか自分たちで設備の廃棄等行い得ない、それをどうするかということを考へました。しかし、石油については法律全体をもう少し洗い直してみる必要があるということ、別途の手段でいこうとしておりますが、たとえばはかの省であつても必要な業種はこの際、日本産業のために考へてみたらどうか。たとえば精製糖工業界は、北海道のビートとか沖縄のキビとかそういうものを踏まえながら、構造不況で四割の設備過剰といふような状態に近づいておるからなかなか構造改善が進まないで、農林省手を挙げ

る気はないかといふ誘ひもしてみましたけれども、どうも農林省も自信がないらしくて、答へは結局いまのところそれはできませんということ

で、入れませんでした。そういう経緯がございす。やはりこのような法律をつくる場合に、通商産業省所管といふことでなくて、広く日本の産業の中でできれば立ち上がつてほしい、御承知のとおり生産者も願ひを込めておる精製糖工業界で

ありますから、そういうものも入れてあげたいという配慮もしたのでありますが、結果は現在のところ七業種しか指定はしていません。しかし、今後政令で指定する業種があるかと言われると、検討してきた経過を振り返ると、一年半の間手を挙げる企業はあるのかと、ちょっと自信がないというふうに見ております。

○上坂委員 いま石油化学業界の問題も出ましたが、最近共販会社の設立を軸として石油化学業界の再編成を図るような動きが出てくるというふう

に考えられますが、これについてどう把握してお

られ、また、これに対してどのように考へておられるか、御説明をいただきます。

○植田政府委員 ただいまの件は石油化学にかかわるものかと思ひますが、これにつきましては、グループ化によりまして生産や流通の合理化を図り、あるいはまた過当競争の是正に努めるという

方向をとるべきであるという答申を私も、産業構造審議会からも昨年の暮れにいただきました。業界の中におきまして、各品目ごとに企業間の話し合いが行われているわけでございす。その中にありまして、いわゆるポリオレフィン樹脂、これはポリエチレンとポリプロピレンでござい

すが、この樹脂につきましてその検討が比較的早く進みまして、さきにいわゆる三グループ案といふふうなものが出たのでございす。これにつきましては七社が公取との話し合いにも入りまして、適当でないといふふうな公取の見解もござい

まして、先ほど大臣からも答弁ございす。公取の見解も表明されましたので、もう一度業界の中で分割等も話し合はれて、先ごろ四つのグループで共販会社を設立するというふうな合意がそれぞれの企業グループの中でできたわけでございす。

私どももいたしまして、この方向は構造改善上望ましいものであると考へておりまして、これからこれにつきまして支援をしてまいる所存でございす。

○上坂委員 この新特安法によりまして、いろいろの問題はたくさん出てきて、独禁法との問題も出てくると思ひます。いま言ったように、たとえば三グループですと公取がいろいろ問題にした、今度は四グループで共販会社をつくればどうなるかというふうな、線引きといふのですか、そういうものが出てくるのじゃないかと思ひますが、たとえばシェアで二五％を占めてはいけな

いというふうな問題があります。そういうふうなことは、これからの線引きの中ではどういふふうにお考へになつて指導される考へですか。

○山中国務大臣 これは、最初申しましたよう

に、はつきり申し上げて旭化成グループと言っているのですが、それが比較的早い合意を得まして、相談といえますか陳情といえますか、そういうこととお会いしました。これから公正取引委員会に行きたいと思ひますと言われるから、それはおやめになった方がよろしいと言ったのですが、聞かずに行かれたわけですね。結果はどうも思ひにくいというところになってしまったのですが、それは私の考えが——公取委員会に法律がでる上からいいますと協議しなければならぬものの中に入ります。しかも、それを踏まえて私が考えれば、一社にした場合のシェアの問題がある。ところが、先ほど申しましたとおり、その構想が新聞等で報道されましたときに、三井グループと三菱グループ、これは当然別になると思っていたのが、一つの先発グループが大きなシェアを占めるならば、自分たちが固結してあと残り全部一緒になろうというふうな構想を持ってくるやに聞いたので、それはだめである、二五％の合併のシェアの問題よりも、寡占あるいは高度寡占等の問題に關係のある三社七〇％とか七五％とかございますが、二社で一〇〇％というのは当然ながら私が承認しない。したがって、そういう構想はおやめなさいというところで、さらに業界が話し合いに入つた結果、現在四グループにどうやら合意ができそうである。それならば、私がそのシェアその他を見ましても、四グループの高度寡占あるいは寡占あるいはそれによる価格の上方硬直というふうな事態をもたらしうな形にはならないであろう。そのかわりに、旭化成グループとして真つ先に出ましたものは分割してもらいたいということで、私が見るところでは、ほぼバランスのとれた、公取に協議してもしかるべき内容に業界が自発的に変化してまいりましたので、これは一つの例でございますが、そういう方向で公取の合意を得られるというものを待つていく予定でございます。

○上坂委員 次、化学肥料業界のことについてお尋ねします。

最近の化学肥料業界を見ますと、化成肥料とい

いますか複合肥料といひますか、そういうものが主力になりつつある。特に高度化成肥料が主力になってきつつあるというふうに思ひます。尿素は御承知のように内需が余りなくて、ほとんど輸出に依存していたわけですが、これも大幅に減少している。

そこで、全体的に肥料業界については内需に重点を置くといひますか、基盤を置いた産業としての安定化を図るということを目指して行っているようでありまして、その中で高効率設備への集約化を図るということ。それからもう一つは、原料転換、多様化を図るということについて、設備廃棄の数量等を示すと同時に、産産の化学工業部会が提起をしておるわけでありまして、高効率設備への集約化を図るということ、具体的にはどういふことを意味しているのか。

それから、三番目の原料転換、多様化を図るということなんですが、これについては今後どういふ原料に向かつていくのか、あるいは多様化を図るといふのは、現在のいづゆる複合肥料といひますか、高度化成肥料が主力をなすつつあるときにどういふ形になっていくのであるか、この辺のところを御説明いただきたいと思うのです。

○植田政府委員 肥料につきましても、ほかの業種と同じように、二度にわたる石油ショックで大変深刻な状況にあるわけでございます。

それで、お尋ねの一つは、高効率設備への集約化ということでございますが、大変輸出が激減しておりますので、内需を基盤としたいわけば縮小しながらの再建ということにならざるを得ないわけでございます。そのためにはどうしても過剰設備を処理しながら、優秀な設備のところへできるだけ集中していくということが必要であると考えております。すでに業界の中には、企業間で話し合い等の進んでいるところもございまして、たとえば湿式燐酸におきましては日本燐酸といふかなりの企業がまとまってつくっている、集約化された企業形態のものがございますが、そこにさらに集約化の動きも出ております。あるいはまた化成

肥料におきましては、東北におきまして四社の合併ないしは統合というふうな動きも出ておりまして、そういうふうな形を通じまして、できるだけ高効率な生産を行つていくというのがその考え方でございます。

それから、もう一つの原材料の多様化と申しますか、あるいは省エネ化等を進める必要があるわけでございますが、たとえば燃料転換を考へてみますと、石炭への燃料転換というふうなこともすでに計画の途上にあるものもございまして、そういうふうな行き方もございまして、それから、ナフサとLPGというふうな転換もあるわけでございますが、これは最近におきましては、御承知の石油価格の問題からむしろその關係が逆転しているような形もございまして、むしろLPGの方が高くなるというふうなことがございまして、中長期的に見ました場合にはその転換關係ということはどうするかということになるかと思ひます。そういうふうなことを含めまして、この深刻な状況にございまして化学肥料の活性化を図つていくというふうな考え方をございまして。

○上坂委員 そうしますと、非常に能率のいい工場といひますか、そこへ集中をしていくことになるかと、勢い、あるいは合併されるのか吸収されるのかわかりませんけれども、ほかの工場がある、会社がある、そういうところの従業員というものは行き場がなくなつてしまふ。特に高効率化を図るということになれば省力化ということとは必然のことであるから、なるべく人間を少なくする。それでなくとも化学肥料は装置工業でありますから人間が少ないわけでありまして、それでもやはり関連の企業なり何なりというものはかなり多いわけでありまして。特に化学肥料工場はわりあい一つの物をつくっているのじゃなくて、いろいろな物をつくっている工場でありまして、そういう面でもかなりの影響が出てくるというふうな思ひます。

そこで、私たちはどうしても、働いている人たちの身分といひますか職場といひますか、そういう

うものを何とかして確保をしていかなければならないというところで、法律の面ではもちろん雇用を非常に十分に見るのだということとはうたつておるけれども、これを特別に一項目設けて全面的に出して、労働者のいづゆる生活権を擁護する、こういう方向に進んだ方が正しいという意味で、私たち社会党としては修正の提案もしているわけでありまして、こうした人たちが出てきた場合に、そういう人々を救うものとして、いまの社会労働委員会の方で取り扱っている離職者の対策法なり、あるいはいま中小企業の城下町法と言われるものとの関連がどういふふうな生きてくるのかということが、私は非常に大きな問題ではないかというふうに思ひます。そこで、この問題をどういふふうに関連づけて考えたらいいのか、この点が一つであります。

それからもう一つは、内需を基盤にして化学肥料業界の再編成を図るということでありまして、この内需は一体いまだどのくらいに見れば現在の日本の農業生産に見合つてくるのかということ、その数量を示していただきたいというふうに思ひます。これは大臣でも局長でも結構であります。

○植田政府委員 いまのお尋ねでございますが、内需と輸出、輸出が激減しているわけでございますが、一番典型的な例といひまして尿素の場合をとりますと、輸出は、五十五年では七十九万トン、それが六十年では四十万トン以下になるのではないかと、これは産業構造審議会の答申でございまして、その場合の内需は、五十五年の七十五万トンから、六十年では九十万トンと若干の増を見込んでいられるわけでございます。

○上坂委員 内需を、尿素だけでなく、化成肥料から何から一切含めた肥料として、いまの日本の農業生産の中でどのくらいを見込んでいられるかというのを聞いています。

○植田政府委員 化成肥料につきましては、三百五十万トンの横ばいというところで考えております。

○山中国務大臣 肥料業界は輸出が激減したとい

う結果だけ言っておりますが、その原因をつくったのは自分たちなんです。最初は内需だけの肥料会社であったのが、輸出会社等を解散すること等も伴いながら、輸出産業という定義を国家的にでもらったわけです。ところが、そのころインドネシアにプラントを輸出して、大輸入国に生産設備をつくってあげたのですから、まずマーケットを失うはずでありまして、しかもそれがそう大してむずかしい工場でもありませんから、インドネシアはいまや周辺のかつての日本の輸出国に對しても輸出をしておるといふような状態で、自分たちがその原因をつくったところにも外需の減といふものがブーメランではね返ってきたという反省を持たなければいかぬと思うのです。

しかし、一方において、中国大陸のような広範な大地を耕す十億の人がいる。そのときに、中国自体が自分たちで完全な化学肥料なりそういうものを完成できるまでの間にお手助けもするといふようなことで、失った巨大なインドネシア周辺の市場といふものを中国大陸で、いただくといふのはおかしいですが、御加勢を申し上げることによって少しでも活路を開いていくという、そういう大きな視野と将来の展望を持っていかなければいかぬと思うのです。いま御質問にありましたように、じゃ一体幾ら生産をさせる気か、消化の限度は幾らなのかという問題、その問題にももう少し広い視野を持った取り組み方をすべき業界である、私はそのように見ております。

○上坂委員 いま大臣からお話がありましたように、肥料業界に限らず、石油化学業界も同じですが、そうした非常に大きなプラントをどどん許可をして、そういう指導をしてきたというところにはやはり一番の問題があった、そういうことを反省されるということは非常に大切なことであると思ひます。

ただ、中国の場合でも、現在各地にいろいろなプラントをつくって肥料を自給自足するといふような方向で進んでいるようでありまして、まだまだこれからの必要だと思ひます。しかし、実

際には、尿素は中国に輸出しているのがほとんどとまわってしまっているといふような状況でありますから、そういうところに価格競争の面の問題が生じてくるだろうと思ひます。そういう面で、先ほどの多様化であるとかあるいは原材料の転換といふものが必要になってくるだろうと思ひます。これについては十分、いままでのように余り先走った考えをやめると、同時に、やはり的確な見通しをつけるということとこれに対処をしていただくようにお願いをいたしたいと思ひます。

そこで、もう一つであります。いま局長の方から出ました化学肥料業界の再編成、特に東北の方の再編成がうわさに上っているわけでありまして、これについてはどんなふうな把握をされておられ、またどういふふうな形で進んだらいいといふふうにお考えになつてゐるか、これをお聞かせいただきたいと思います。

○植田政府委員 先ほどもちょっと触れましたが、化成肥料の合理化、これからいろいろとむずかしい問題が来るとおぼやかすので、個別企業の限界を超えた対策もできれば求めていくべきではないかといふふうにお考えをいただいております。

ただいまお尋ねの東北地方の点でございますが、これにつきましては、肥料企業四社が準備を進めておられまして、統合による合理化の道を歩むべく、いま準備をしておられるところでございます。具体的には東北肥料、サン化学、ラサ工業、日東化学、この四社でございます。合併と営業譲渡を通じて四社の肥料部門の集約化を図ろうといふ考え方でございます。この四社につきましては、すでに従来から、たとえば昨年の夏あたりから交錯輸送の解消等につきましましてはすでに提携関係に入っております。そういう意味で下地ができてゐるわけでございますが、さらに今後合併あるいは営業譲渡といふことで統合していこうといふことを考えているわけでございます。

けでございます。

○上坂委員 サン化学、日東化学、ラサ工業、東北肥料は、それぞれ過燐酸石灰の部門、尿素の部門、それから硫酸の部門と、いろいろバラエティーに富んでいるから、この共同化というのは非常に効果があるといふふうに私も考えられます。先を注目していきたいといふふうに思つてゐます。

そこで一つお伺いしたいのですが、高度化成肥料をつくる場合、二つの製法があつて、燐酸液から直接つくるスラリー方式といふのがある。それからもう一つは、燐安からつくる配合式といふふうな言われおるわけでありまして、この高度化成肥料がいまの肥料の中核になつてきてゐるときに、資料にもありますように、輸入燐安が内需の三分の一以上をいまや占めつつあるといふことでもあります。

そこで、国産燐安が非常にそのシェアを圧迫されてくるだろうといふことは予想されるわけでありまして、そこで、現在の輸入燐安と国産燐安との価格差はどのぐらゐあるものか、また、その価格差を埋めることができるのかどうか、埋める方式があるとするればどういふ方向に持つていったらいいのか、これは単に減産をする、あるいは設備を廃棄するといふことだけで事足りるのか、どうか、この辺を御説明いただきたいのです。

○植田政府委員 燐安につきましては、五十七年の状況で申し上げますと、その価格はCIFで平均五万四千円程度といふこととございます。これに卸前までのいろいろの諸掛かりがつくわけでございますが、購入企業は立地条件も違ひますから、卸前価格といふのは若干でこぼが出るわけでございます。総じて言いますと、大体トシ当たりで輸入品が五千円程度割安といふふうな考えられてゐるわけでございます。こういう価格は、現在の国際価格の低迷といふような点ももちろんあるわけでございますが、基本的には、御指摘のようにつく造的な問題がございまして、これから燐安工業あるいは燐酸工業の合理化を通じて克服して

ていかなければいけないといふふうに考えているわけでございます。

それで、その方法でございますが、たとえば、先ほどもちょっと申し上げましたが、原材料やエネルギーコストの低減という考え方が一つ当然出てくるわけでございます。具体的にはパイプリアクターを省エネ化していく、つまりエネルギーが非常に高騰しているわけでございますから、できるだけそれを省エネ化していくといふような設備的な面での努力が一つ考えられるわけでございます。

それから、製品の多様化とか高付加価値化といふふうなことも今後考えていかなければいけないだらう。これはどういふことかといひますと、燐安をいわゆる工業用の用途、これは専門家がこれからいろいろ考えていく点だと思ひますが、そういった工業用の用途等を開拓していくといふ意味での多様化といふふうなことも今後考えていく必要があるだらうといふこととでございます。そうして、そういったことを進めるに際しまして、事業提携といふふうな、時と場合によりましては個別企業を超えた形での努力をしていただくといふふうなことを総合的にいたしまして、あわせて非効率設備の処理等々をいたしまして、今後の合理化を図っていくこととでございます。

それから、もう一つ申し忘れましたが、燐鉱石を輸入する場合の合理化といふふうなことも考えられるところでございまして、これも今後の道といたしましては、たとえば開発輸入といふふうなことも視野の中に入れていかなければならないのではないかとこのように考えているわけでございます。

○上坂委員 時間がありませんから、次に移ります。

特安法と城下町法との関連ですが、これはどんなふうに関連があるのかといふことが一つ。

それから、先ほど質問に出ましたが、新分野の開拓といふことは、現在の経済情勢の中で非常に困難だと思ひます。そこで、事業転換も

同じでありますが、似たようなものだとは思いますが、現在の設備を使ったり何かしらいろいろ新分野を開拓するということよりも、むしろ一挙に事業転換してしまった方が、もうここで思い切ってやった方がよいというような中小企業の分野もかなりあるだろうと思うのです。そこで、こうした形に対する手当ての仕方といえますか、援助の仕方というものをどうするかという点が第二点。

第三点は、ここに資料がござりますが、不況地域の指定業種、いろいろ出ておりまして、合板の企業あるいは北洋水産加工業、それからアルミの製錬業、それからまた紙パルプ製造業、石油精製業と、いろいろあるわけであります。非鉄金属の業と、いろいろあるわけですが、私の住む地域は、これの不況業種がほとんど入っておるわけであります。というのは、合板の工場もありますし、それから北洋漁業をやっております、滅船で非常に悩んでいる。それから非鉄金属で言いますと亜鉛、銅の製錬所がある。それから造船も少しではあるけれどもある。紙パルプ業もあるということであります。しかし、地域の指定にはなっていない。これは、地域から余り困っていると言っていないからだろうというふうに思うのですが、困っている困っていると言うと工場誘致ができないのか、余り困っている困っているとも言えないのか、もしませんけれども、今後いろいろな形でこれがもつとひどくなってくるような場合に、複合業種といいますか、業種が複合している地域で、ただし一つの業種をとれば通産省が考えているいわゆるある一定の水準に達しない、不況の水準と言ったらおかしいけれども、中に占めている出荷額とかというものがその水準に達していないということであっても、そういう業種が幾つかあるような場合には、そういう地域を不況地域として指定することができなかうか、してもらえなかうか、かという点について質問をいたしたいと思ひます。

○神谷政府委員　まず、特安法と城下町法の関係

でございます。

私から御説明するのが適当かどうか存じませんが、基本的には、もちろんこれはオイルショックという原因が遠因としてはあったわけですけども、特安法は、ある意味では構造不況業種ということで企業城下町対策をせざるを得なくなった原因をつくっておる大もとに対しての対策である。私どもの方は、それによって影響を受けておる中小企業、並びにそれを地域としてとらえて、その地域の中小企業に対して対策を講ずる、こういう原因、結果的な関係にあると思います。

ただ、完全に特安法の指定業種と私どもの指定業種が一致はしておりませんが、私どもの指定業種の場合には、特安法の対象業種以外でありまして、別途の経済的変動要因で非常に大きなインパクトを受けて地域にやはり同じように大きな影響を与えておる場合には、それは地域対策が必要な業種であるとしてとらえまして地域対策を行入、こういう形で、やや私どもの方が、若干の出入りはございますけれども、広いと考えていただいてよろしいのではないかと思っております。

それから、そういう地域の中小企業に新分野を開拓させると言っても無理であるから、いっそのことで転換をさせたらどうか、こういう御指摘でございます。転換していい分野がございましたらそれも一つの方法かと存じますし、また、私どもの金融関係の特別融資制度の中にも転換融資という制度を設けておりまして、受け皿はつくってございます。ただ、完全に他の業種に転換していくというのは企業にとっても非常に危険でございます、むしろ自分の分野に近いところから逐次業態を変更したりあるいは拡大して、ある一定期間たつて振り返ってみたら転換していた、こういうようなケースが比較的多いのではないかと。その場合でもまた対応し得るような対策を用意しておるつもりでございます。

また、具体的にこういうところに転換しろとかしたらよかろうと、国、地方公共団体が上から指導したり命じたりというよりも、一定のアドバイ

スなりいろいろな御助言は申し上げますけれども、むしろ地域の中小企業独自の判断、その独創性をとらうと進めていくのが適當ではないか、このように考えております。

第三点の、いわき市はいろいろな不況業種があるが、一つ一つではそれほど大きくない場合にと
ういうふうを考えるか、こういう御指摘でございますが、一般的に複合業種の場合には、それらを
総体としてとらえまして、それらがその地域に与
えておる影響を判断する、こういう対処の仕方が
可能でございます。具体的ないわき市に關しまし
ては、また新しい法律でございますと新しい制度
もできてまいりますので、よく地元の状況をあ
るいは御意向も伺いたいと思いますし、いま申し上
げましたような観点からどのような姿になるか、
これはまた別途いろいろ勉強してみたいと考えて
おります。

○上坂委員　最後に、いまの新分野の開拓なりあるいは地域の業界が一つになって立ち上がっているいは地域の場合、一番問題なのは指導者なんですからね。やはりその中で世話をしていく人が、本当に真剣になって身を賭してやるということではないと、実際問題としてはこれはできないのです。その業界に、何といいますが、自分は商売をやっていないけれども指導することができるといふ人がいればこれは理想的です。しかし、なかなかそういう人をつかむことはむずかしいわけです。そこで、どうしてもその業界の中で商売をやっている人を見ようということになるわけです。そうしますと、さしずめ今度は自分の家業がまいっちゃうわけなんです。これは奥さんに任せるとはなくなっちゃうというような形から、自分のところがまいっちゃうのです。そこで、その人はいくつ途中で挫折をするかあるいは離れていくか、そういう形になってしまいうわけです。

そこで、そういうふうな指導者の方には特別に目をかけた手当て、援助というものが必要であらうと私は思うのです。これが、やはりいままではわりあいになかったのじやないかと思うのです。

ね。そういう人が、業界の中であるいは地域の中で非常に資産もありあるいは営業状況も抜群であるという人であるなら別ですが、そうでない場合に、自分の企業がまいいてしまおうという人を私はかなり経験的に見えています。そういう人たちにどういうふうにして地域の中心的な役割りを果たさせるかということが、実質的な地域復興の基礎になるんじゃないかというふうに僕は思います。そういう点についても十分目を向けられて指導してくださいように、ひとつお願いをしたいと思いますが、その点大臣からいろいろお言葉をいただきたいと思います。

○神谷政府委員 御指摘の点は非常にむずかしい問題と申しますか、むしろ中小企業の組織化であるとか中小企業運動と申しますか、中小企業のいろいろな事業全体に通ずる問題であらうかというふうに存じます。また、指導者の方が事業の成功に必須であるということも事実でございますが、そういう方々に別途の報酬等を与えますと、またその事業そのものが全体の参加者の目から見た場合にゆがんで見られるケースもございますし、適切な報酬を得ながら適切な指導を行っていくという形ができるのが一番望ましいのではないかと、このように考えております。これはやはりおのおのの地域の、県の商工関係のいろいろな担当の人たちあるいは市町村の担当の人たちが親身になって皆さんと相談しながら、そういう形をつくり上げていくという努力を重ねていく以外にはないのではないかと、こう考えております。私どもも、できまることがあるかどうか、いろいろ勉強してみたいと思っておりますが、やはり当事者の皆さんの気持ちが必要で、ぴりっと一致して進んでいくことが必要ではないかと思っておりますので、現場でいろいろな汗を流していただかねばならぬ問題だ、こういうふうに考えております。

○山中国務大臣 いまおっしゃった点は、地域においては非常に重大な問題だと私は思っております。ただ、それを個人としてとらえることは大変むずかしい。たとえば佐世保重工業を再建された

坪内さん、こういう人たちが、ある企業だけです

けれども、佐世保の造船業関連には結果的には大
きなプラスをされたのだからと思うのです。しか
し、あの人の立て直し方というものは独特のも
が、相当な人員整理がくるわけです。それで
もしかし、尾道造船あたりの方に引き取ったりな
ど配慮はなされているようですが、やはり
人となると、見る人の角度によって、高い評価と
そのやり方について批判とあると思うのです。

しかし、地域でやります場合に、やはり地域の
中核産業をいまとらえておきますように、その地
域の中で、地域全体を浮揚させていくのは町村長
さんでもなし市長さんでもない、あるいは知事
さんでもない、もっと市民の中の人々を引っ張
っていく人たちが、いま、たとえば北海道で北炭夕
張とか幌内とかいろいろ御相談に乗ってござい
ます。おりますが、げっそりやつれてしまった労組
の委員長さん御一緒に市長さんと来られ、経営
者も来られ、そして商工会議所も来られますね。

地域全体がやはりもう、あれは労働組合の委員長
だからあれは市議会の議長だからというものを越
えて、地域ぐるみの訴えというものをひしひしと
感じます。ですから、石炭の再建ができるかどう
かも、夕張や幌内、一生懸命なあの労働組合の委
員長のげっそりとなされた、もう病みほうけたの
じゃないかというぐらいの顔を忘れることができ
ませんので、そういうことも配慮しておきます
が、やはり長官が申しましたように、地域ぐるみ
である、ぐるみであるがだれかが一歩、半歩前進
していかなければならないのが確かに現実の姿で
ある。この点は大変御貴重な発言でございますか
ら、そういう配慮をしながら、リーダーというも
のがあるいはリーダーシップというものもまず民
間からあるべきであるという考え方の御意見を、
しっかり胸にたたんでおきたいと思っております。

○上坂委員 終わります。
○登坂委員長 次に、北側義一君。
○北側委員 両案の審議に当たり、まず新特安法
からお伺いしてまいりたい、こう考えてござい
ます。

す。この改正案では、基礎素材産業の救済また立て

直しのために、その対策として金融上の支援措
置、また税制上の支援、また予算上における予算
措置、そのほかに、法律案の中に、対象の各業界
ごとに構造改善基本計画を策定して、過剰設備の
廃棄、また生産や販売の集約化、なお事業提携、
このようなものを行うようになっておるわけであ
りますが、本法によりますと五年間の時限立法、
このようになっておるわけです。これらの事業の
事業者の自助努力は当然であります。これらの
素材産業は御承知のとおり、いま国際競争にさら
されておるわけです。そういう意味におきまし
て、この五年の時限立法で一体どのような見通し
が立つのか、まずこの点をお伺いしたいと思つて
います。

○小長政府委員 構造改善のために必要な期間に
つきましては、業種によりまちまちでございま
す。したがって、一概にどうとは言えないわ
けでございますが、特安法の経験を踏まえます
と、設備処理の所要期間は、準備期間等も含めて
約二年間ということでございます。それからま
た、当省における現行の法定七業種につきまし
ての調査等をいたしました結果によりますと、大
体最小限三年程度、十分な効果の定着やさまざま
な配慮をしながら漸進的に行う必要があるものに
ついて、五年程度あれば足りるのじゃないかとい
うふうに考えておるわけでございます。しかも、緊
急に措置を必要とするものにつきましては、先生
御承知のように法定をしておるわけでございます
が、七業種は法定されておるわけでございます
で、これは法律が施行されればすぐ実施に移され
る態勢になるわけでございますから、五年間あれ
ば、この法律が所期しております設備処理とそれ
から事業提携とかあるいは活性化設備投資、ある
いは技術開発等の活性化施策と並行していたして
おります構造改善施策というものの効果が上がっ
ていくのではないかとこのように考えてございま
す。

○北側委員 現行の特安法につきましては、御承

知のとおり、第一次石油危機が起きました、そ
うしてその不況からいゆる構造的な不況産業を
活性化したい、こういふことで制定されたわ
けです。これはあくまで緊急避難的なものであ
ったのではないかと、こう考えるわけです。そう
して、ここにいゆる五年の期間が延びた、その次
にまた五年たつて、同じような状況でまた五年延
ばす、こういうことではどうなんだろうかと、こ
ういふ考えがあるわけですね。と申しますのは、P
APの趣旨という面から見ても、やはり国際
的にどうであろうか、こういう考えがあるわけ
です。やはり五年という、法律でそのように決め
た以上は、それだけの見通しがないわけにはな
らないか。五年たつて、またあと五年延長であ
る、こういう形では相ならぬ、こういう考えを私
自身は持つておるわけです。その点についてどう
でしょうか。

○山中国務大臣 先ほども御答弁いたしました
とおり、私どもはPAPの考え方は受けとめてこの
法律をつくっておりますし、ことに、私たちが命
令をして、どの企業、どの企業に、このような年
次計画を持つて五年後にこういう姿になりなさい
ということを言う法律ではございません。私ども
が国のインセンティブを少し差し上げますから、
自立自活できるかどうか、自立自立を求めて五年
後には一本立ちするか、努力してもぼんやりか、
それは企業の活力、自主的な立場の問題でござ
います。私たちは受け皿はつくって差し上げます
が、受け皿は民間の自力によってやってもらいた
い、受けとめましょう、がんばりなさい。それ
で、五年たつたらまた延ばしてくれ、そういうよ
うな甘えの構図というものを私は絶対に受け付
けない、企業の甘えというものは今回の法律には
持ち込ませないということを厳しく、一部延長で
もありませんし、本来延長が基本にある法律であ
りますから、一応それを延ばすということには、石
油ショックがどんと二回来たということによるや
むを得ざる措置であるということでありま

ら、さっきのPAPの話にしても、五年をさらに

延ばす可能性を残したままこの審議をするとい
うことは絶対にあってはならない。私たちは、こ
の五年は最後の五年、あるいは新しいものは最初
の五年、しかも一回限りの五年ということ、こ
れを延ばす意思は絶対ありませんし、五年目が来
たころに延ばさなければならぬ環境というものは、
いまのところ絶対に想定しておりません。

○北側委員 よくわかりました。
次に、これは私の危惧になるのかもわかりま
せんが、この企業間提携については通産省と公取
の協議事項、このようになっておるわけです。通
産省の承認が必要であるというところは業界の自主
性が損なわれることにならないか、また、構造改善
基本計画は大臣が決めることになっております
が、通産省に官僚制されるおそれはないか、こ
ういふ警戒、心配等を耳にするわけでありま
す。その点についてはどうでしょうか。

○山中国務大臣 公取との協議については、まず
通産省自体が独禁法の実態をよく勉強して、生
きている経済、生きている産業というものをよく
蘇生させるという手段を考へるべきでありま
すし、独禁法も、日本の企業が衰退していくこと
を願うものではないと求めている法律でござ
いますから、これがいままでのように、独禁法の
除外か、いやそれはけしからぬとけしからぬと
いう議論でなくて、生きている産業と、その
産業に即応して、しかも行き過ぎを戒め、足ら
ざるをしかるといいますか、そういう意味の監督法
的な独禁法というものは、これはここの方が原則
でありますから、これがうまくかみ合わないはず
がない、私はそう考えて、初めから独禁法適用除
外というものを念頭に置かずに、そして、独禁法
の存在を認めた上で、うまくそこを事前事後を通
じながら協議していけば、むしろ日本の産業のた
めに独禁法は貢献をすることができるとは思
います。資本主義、自由主義経済をつぶすために独
禁法があるのではない、そう思っておりますか

ら、ただいま申し上げましたような経過を経て、これからの協議では、独禁法に触れるものがあるいはまた独禁法を無視したもの、そういうものはつくりませんし、公正取引委員会もまた、しゃくし定規に、その産業の実態がどうであろうと、うちの方はこういう基準でございませうからということと言わなければならない話合い、そういうものをうまく運んでいきたいということでございます。

官僚統制の方は、これは初めから、あきらめさせておけると言ふと語弊がありますが、そういう気持ちには持っておりませんで、たとえば端的なのは、アウトサイダーというものの対して通産大臣が勧告をしたり指示をしたりする権限を持つた持たないか、これは実は、特定の業界にとつては大いに影響のあるところなんです。しかし、それは初めから捨てよう、そういう統一性のとれない業界が乗ってこればいいじゃないか、アウトサイダーがおつて、おまえたちがどんなことをしようとしたつておれは自分一人で大きく伸びていくぞという、一匹オオカミにじゅうりんされるような業界というのは、乗ってこれなければ仕方がないじゃないか。したがって、官僚統制の象徴は大臣の勧告、命令権でありませうから、そういうものは一切アウトサイダー規制の対象にしてもらない、このことでもう御説明は要らないと思ひます。

○北側委員 明確なお答えをいただきまして、よくわかりました。

次に雇用問題なんです、総理府が先日発表いたしました労働力調査、これによりますと、ことしの一月の完全失業率は、季節調整値が二・七二%、昭和二十八年一月以来最悪の数字が出ておるわけなんです。中でも基礎素材産業におきましては、この五、六年の間に失われまして雇用数が全体で約三十八万人、このように聞いております。

こういう状況の中で、新特安法がこの失業の歯どめになっていくのかどうか。ここらは非常に期待する向きも多いのではないかと思ふのですが、

それらに対してはどのように対処し、またお考えになっておられるか。

○山中事務大臣 一月の失業率が急激に率、数ともにはね上がったといふのは、調査対象を変えたということ、三万を四万にしたということ、事前にそういうことを国民ないし国会に知らせるべきであれば、急激な変化にならないものである。あるいはまた、いままでの調査方法によればこういうものであると、新調査手段によればこういうものであると並列してなだらかにわかるようにしませんが、一挙に日本に失業者が急増したような形に見られたことは、これは政府としてでありまして、非常に反省いたしまして、閣議でも大分議論が出ました。この方法について、国民に悪い意味のショックを与えないように、また粉飾されたものを国民に示してはいけないことでありますから、政府全体としてそこらのところを反省して、いま作業をしておるところであります。

それから、労働大臣との間の問題は、確かに法律にきちんとはありますが、私たちは、政策の目標としては構造改善をやる、だから人件費を減らさなければならぬから何名首を切る、そこでばい労働者に渡す、そういう考えではなくて、なるべく新しい分野へ進みながら、集約化といつても、それは共同生産とか出荷とか行為の集約であつて、したがって、そこらのところをよく配慮しながら——抱え切れないほどである経営者あたりが言っているようであります、反面、経営者のものは、終身雇用制に基づく愛社心といふものは、外国から見たらそういうものがあるがわらない。ちやうどきやうとあしたじゃないでしようか、日本で、民間の企てであります、日本における労使問題について、という国際シンポジウムを開いているようですね。どうして日本の労使問題はあんなにうまくいっているのだらう、という考え方で使用者側が、どういう考え方で労働者側が、企業というものの間で結合してうまくやっているのだらう、そういうことの日本の労使関係の研究会があるように新聞に出ておりました

が、私は、外国から見ますと、そういうことは確かにむべなるかなという感じがしてなりません。やはり労使の間にはとも、生涯雇用の関係を通じて温かみ、交流があります。したがって、このような基礎的な条件を前進させようという場合に、まず人間が余つたらすぐ労働者の不況関係法に、規へばいという出さうというふいふことのないように、企業の改善を進めていきながら、構造、体質を変えていきながら、その中にまたそれにふさわしい労働者というものが新しく生まれてもきましよう、あるいはまた定年退職者の不補充という手段もあるでしょうし、そこらはこの法律の進行中の過程で抱えてあげる。なるべくそういう労働者のお世話になるような人を出さない。これはしかし、それから以上踏み込みますと労使の関係に、よくもあしくも官というものが踏み込んでいくことになりま。したがって、その労使関係まできつちり企業ごと政府というものが踏み込んでいくことには、一定の自衛がなければならぬ。それはやはり、官権の介入という言葉が昔よく言われておりましたが、そこそこは、いいところはいいように温かい目で見たい。そこに、労働組合の失業者を心配する余力政府権力が入っていく法律というものは、私はやはりよくない。そこまではむづかしいだらう。だから目的にそれをつたうたい、各条章にも、いやしくも雇用者の立場を損ねることがあってはならないという表現等を入れておりますが、しかし、それでも産業界全体がそういう流れの中にある激変のときでありますから、念のために労働省の方で最悪の場合の受け皿としての法律を、今回一本を一本にし、それにしては「不況」といふ言葉をつけさせんと特別な対応ができないうるから——私のところの法律は「不況」といふのを取つてくれないうとという関係者の陳情がありまして、あそこは「不況」といふ名がついておるところだからというので、普通のお客さんでも普通の商店街に買いくるのをやめるような副作用等もあるらしいので

「不況」という字を取つてありますが、労働省の方は「不況」という字をかぶせないと、最悪の場合に、こぼれてきた人たを温かく受けとめてあげる特別の措置が規定できないということで、その点、言葉だけの平仄は合わない点があります、内容を合わせるためにそうしてあるというところでございいます。

○北側委員 いずれにしましても、この新特安法がうまくいくかいかいかな、これは非常に雇用問題に大きく影響をしてくるのではないかと、こう考へておるわけですね。そういう意味におきまして、やはりこれが五年間で活性化されるように御努力をいただきたいと思ふのです。

なお、この基礎素材産業、特徴はいろいろあるわけでありまして、先般の参考人の意見等を聞いておりましたも、やはり原料及びエネルギーコストが非常に高い、これが大きな一つの問題であらうと思ふのです。たとえば、ちよつと調べてみると、エネルギーと原材料の生産コストに占める割合、粗鋼、石油化学は非常に大きい。八〇%ですね。アルミ地金で七〇、紙パルプ、ソーダ、セメント、これが約五〇強、このように言われておるわけですね。

そこで、今回幸いなことに、先般OPECにおきまして原油価格が一バレル当たり約五ドル引き下げになったわけですね。これが素材産業に与える影響というのは非常にいい結果をもたらすのではないかと、こう私は考へておるわけですが、それらについて数字的にはどのように概略見えておられるのか。数字的にむづかしかったら、数字は結構です。

○小長政府委員 今回の原油値下げの基礎素材産業を含む国内産業に与える影響の問題についての御質問でございませうけれども、これにつきましては、石油製品価格の動向とか各産業ごとあるいは企業ごとの生産形態や取引の状況等不確定要因が多いわけでございます。したがって、的確にその影響を判断することは困難であるというものが実情でございます。ただ、一般的に申しますと、

国内産業のコスト低減等にある程度寄与すること
が期待されるということでございます。

しかしながら、基礎素材産業につきましては、
海外のライバルといえますか供給者も、原油価格
低下のメリットを享受することになるわけではな
いまいし、現在内外のコスト格差というのは大変
大きいわけではございません、そういう面から考え
ますと、国際競争力の面で内外の差が大きく縮ま
ったということは言えないわけではございません。
したがって、基礎素材産業が抱えております構
造的な問題というのは変わらないわけではござい
ますので、本法によりまして速やかに構造改善の措
置をとっていく必要があるのではないかとこのよう
に考えておるわけではございません。

○北側委員 では、原油価格の引き下げに伴いま
してあわせてついでに質問をしたいのですが、先
般通産省が、原油価格の引き下げに伴い世界経済
とわが国の経済への影響がどのようになるかとい
う試算を発表されておるわけでは、一バレル五
ドル引き下がりになると世界的に物価が安定する
とか貿易収支改善が期待できる、世界の経済の
実成長率は、五十八年で〇・一％、五十九年で
〇・三％押し上げることになる、このようにおし
やっておられるわけでは、日本経済におきまして
も、実成長率は、五十八年で〇・二から〇・
三、五十九年で〇・二ないし〇・五、このよう
に押し上げる、こういう期待感が含まれておるわ
けでは、

このような問題につきまして、こういう試算を
出す以上は、原油価格の引き下げが電力料金とか
ガス料金とかこういうものに影響があるわけでは
ない、これらについてどのような見方を持ってこ
ういう試算をなさったか、それをまず伺いたした
いと思うのです。

○小長政府委員 通産省では幾つかの値下げの例
を想定いたしまして、通産省が有しておりますマ
クロモデルを使いまして試算をしたわけではござ
います。それが、先ほど先生がお触れになりまし
た、五ドルの場合における実質GNP成長率は八

三年で〇・二から〇・三という数字が出ておるわ
けでございますし、物価上昇率について申します
と、消費者物価の上昇率が八三年の段階では〇・
五ないし〇・六のマイナスということではござい
ますし、卸売物価の上昇率は一・四から一・六のマ
イナスということになっておるわけではございま
す、貿易収支も八三年の場合、四十四億ドルの改
善というような数字が出ておるわけではございま
す。

しかし、これはマクロの一つの試算ということ
でございます、通産省は独自の調査といたしま
して並行いたしまして、主要業種につきましてど
ういう影響が出てきたかということも検討したわ
けでございますが、概して申しますと、五ドル程
度の値下げでは大きな影響ということではないわ
けでございます、全体といたしまして、実質所
得の増加等によりまして個人消費、設備投資ある
いは住宅投資等への好影響が見込まれて実質
経済成長率の上昇に寄与する等、総じて日本経済
に對しまして好ましい影響が出てくるのではない
かというふうな想定をしたわけではございません。

○北側委員 通産大臣、原油引き下げに伴う電力
料金、ガス料金はどうかなるのですか。国民一般に
非常に関心の強い問題なんです。どのようにお
考えでしょうか。

○山中事務大臣 たびたび御答弁いたしておりま
すが、改めて御答弁いたします。

一つずつ抜き取ってそういう御質問をいただき
ますと大変むずかしいのですが、今回の五ドル引
き下げは私たちの力でもかち得たものではない、た
またまたそういうふうなOPECの方でカルテルを
維持するために下げてもらった結果の恩恵を受け
るのである、天の恵みとでも申しませうか。そ
うすると、石油依存度の最も高い日本にとって、
これは世界で一番うまく利用方法といえますか受
けとめ方をした国に日本はなるべきであるし、ま
たそうなければならぬ。

そうなりますと、三十四ドルから二十九ドルと
いう考え方の前に、二ドルであったものが三十四

ドルになっていたんだ。そこで天の恵みで五ドル
下がった。これがすべての国民の生活から、そし
てすべての関係のある産業全体から、それが活性
化していく一つの大きな引き金を与えてくれたの
ではあるまいか。そこで、役所の中で慎重な検討
をいたしておりますが、ただ、何しろまだ少し、
動きがとまったとは見られませんが、北海原
油の動き、ナイジェリアの動き、そこらのところ
がどうも気になる。そうなりますと、OPECの
価格も、まあ上がる方にはいかないのじゃないか
という大変わがまま勝手な安心感はおありま
すが、若干不確定要因があるけれども、そろそろ
ここで、いま現地で二十九ドルで買い付けられる
ということを前提にして物を考えながら、しか
し、日本側に到着をしたその五ドル下がった油と
いうものは、輸送の日にち、それから過去のコス
トの高かった油との調整をしながら出してい
って、完全に五ドル下がった油が日本に全量供給に
至るといふのは六月くらいかかるであらう。

したがって、これを国民経済に、あるいは国民
生活の実質可処分所得の増加につながる手段に、
どのようにうまく産業政策を展開していくか。そ
の中には、確かに皆さんの御興味の的である、電
力料金はどうかなるんだという問題もあると思いま
すが、去年は電力料金値上げを申請しかかってお
る寸前、やや為替が戻したということがあってや
めていた業界でありますだけに、設備投資なども
去年に比べて大きく落ち込んでおるわけであり
ます。これは必要とされる設備であって落として
いるわけでありまして、そこらの事情等も配慮
しながら、しかし、最終的には国民が恩恵を受く
べきものの一つである。

では、何年続くんだということを言われま
す、これがいまのところまだ自信が全くないわけ
ですね。だから、かつて円高のときに電気料金に
還元をして、一年半後にはまた五〇％値上げをす
るといふ、国民にすれば、こけにするなというよ
うな感じの政策にはなるべくならない、電気料金
は望むべくは低廉がよろしい、そして安定した料

金で長く続くことがよろしい、できれば下げた方
がなおいいわけでは、ですから、そういう意味で
余り短兵急に、五ドル下がりましたから電力料金
を幾ら下げますというような言い方でなくて、じ
つくりと、ある意味でクルールに、国民の願望は踏
まえながら、今回はしっかりと足取りで、ばた
つくことのない姿で進んでみたい、表現はまづい
かもしませんが、そういう気持ちでございます。

○北側委員 ちょうどあの第一次石油ショックの
ときですが、このとき御承知のとおり非常に急激
に上がったわけでは、いま大臣がおっしゃいま
したとおり、現地で購入した分が日本へ入ってき
て精製されて製品になって出ていく。その間、相
当の年月がたつわけでは、あの第一次石油ショッ
クのときにいろいろ問題が起きたのです。

というのはどういふことかといえますと、安
い原油がタンクに詰まっておいても、それはでき
るだけ出さないようにしておいて、そうして高い原
油を買ったようにして製品化していく、こういう
問題で、ずいぶん国会でトラブルが起きて論議さ
れたわけですね。今回は下がったわけでは、これ
も、これもやはりよくては、ごまかしは幾らも
できるわけでは、しかし、バレル五ドルです
から、その前みたいに大きな金額じゃありません
から、その落差というものはそうわからないかも
わありませんが、いざにしまして、これはやはり一
つの非常にいいチャンスであり、これをちゃんと
やっていくことによって日本のいまの不況問題、
これが活性化していく非常に大きなものになるの
じゃないか、こう思うわけでは、大臣、非常にす
ばらしい大臣でございますので、どうかうまくこ
れを活用していただいて、何とか不況で苦しんで
おる企業の皆さん、また国民の皆さんにこれが一
つのきっかけになるような働きをやっていただき
たいと思うのです。

では、次に、城下町法案について伺いたいので
すが、現行の法律では、構造不況の悪影響を受け
ておる中小企業の経営安定を緊急に図るために、

企業誘致対策とか経営安定対策、この二本の柱でやってこられたわけですね。五十二年制定以来この二本の柱で五年間進めてきたわけでありまして、今回の改正で地域振興の柱、これが一本加わったわけですね。

そこで、今日までのこの五年間を総括して、現行法で進めてまいりました企業誘致対策とか経営安定対策、これの実績と評価をどのように見ておられるのか、まずそれから伺いたいと思うので

○神谷政府委員 御指摘のように二本の柱で過去進めてまいりましたが、第一の経営安定対策の面では、現行法に基づきます認定中小企業者数五千強でございます。これに関連いたしまして種々の助成策が講じられておるわけでございますが、たとえ緊急融資四百三十億円、あるいは信用補完措置の特例で百九十億円等が実施をされております。また、工場立地につきましては、特定不況地域につきまして五十六年までに二百二十九件の立地が行われておる、こういう状況になっております。

これらを総括してどのように評価をするかという点でございますが、まず第一には、第一次オイルショックによつて受けた非常に大きなインパクト、これによる、特に集中的にそのインパクトを受けた地域の底割れを防ぐための緊急的な措置といたしましての効果が、これは私どもは十分あった、このように考えております。

問題はその後でございます。そういう緊急の手を打ちました後、その地域が落ち込みから再度盛り上がりつつある、このためには、一つは、原因になりました特定事業所、大企業、城主様が立ち直つてもらうというのの一つと、それから企業誘致対策の効果、こういうことになるわけでございますが、前者に関しては、御承知のように第二次オイルショックが引き続き襲つてきておる、こういう状況のもとで構造的な問題を抱えておる、なかなか思うようにはいっておりませんし、あるいは延長法をお願いする原因にもなつて

おる。企業誘致対策につきましては、やはり同様の理由から、いわゆる経済が安定成長に移行した、こういう形でございまして、実績を見てみますと、たとえば五十四年あたりは全国的な出荷額のシェア等からその地域を見ましても、まあまあ来ておるかなという感じでございますが、その翌年あたりは少し落ち込むという形、一定の成果は上げておられますが、法律をつくったときに恐らく当時の担当が思っていたほどはいいのじゃないか、このように考えております。

しかし、大事な施策でございますので、引き続き進めてまいりたい、このように考えております。○北側委員 特に今回の改正によつて、新分野開拓事業等の推進が図られるようになっておるわけですが、この新分野開拓事業、これは産地振興対策や地場産業振興、このように効果的な中小企業振興対策となるのかどうか、ここが非常に心配なわけですね。

たとえば、現在のようないくつかの需要構造の変化に伴う構造的な要因で不況地域の中小企業にとつてみますと、新分野を開拓する、また需要を開拓する、他の地域へ出ていく、このようないくつかの必要ではないかと思うのですが、現在、御承知のとおり経営環境が非常に悪化しておるわけですね。そうして、むしろ中小企業にとりまして後ろ向きといえます。果たしてこの新分野開拓事業の推進、これがうまく乗っていかどうか、こういう心配をしておるのですが、それについてはどうでしょうか。

○神谷政府委員 確かに、新分野の開拓というのは非常にむずかしい仕事だろうと思つております。また、この地域の関連中小企業者というものは、ある意味では城主様に協力していたような企業でございまして、異業種の集まりであるという点もございまして、この点もむずかしいところがある程度増幅しておるというふうに考えます。しかしながら、先ほども御説明申し上げましたが、全く新規のものを追うというよりも、自分の

従来蓄積してきた経験、その延長線にある新しい分野を切り開いていく努力というものを皆でそろってやっていただく必要があるか、このように考えております。

ただ、先生から御指摘いただきましたように、体力が弱つておる中小企業でございまして、なかなかうまくいかないという点がございまして、われわれはこういう点も勘案いたしまして、一般的にはこの種の事業に対しては金融措置、あるいは一部の税制で応援をする、こういうことでございまして、本件にしましては、このための補助金として新しく計上をいたしておるつもりでございます。その点でございまして、もちろん中小企業者の自発的努力なくしては何事もなし得ませんので、われわれのこれらの支援を最大限に活用して道を切り開いていただきたい、このように考えております。

○北側委員 いまおっしゃいましたとおり、この事業に対して資金を補助していく、こういうことでございまして、五十八年度は一地域当たり一千万、四十地域の予算が上げられておるわけですね。一方、特定不況地域は四十七に上つておるわけですね。先ほどの質問にもありますとおり、これはさらにふえる可能性もあると聞いておるわけですね。そうしますと、この一地域当たり一千万円という額は減つていく可能性もあるわけですね。そういう点で、この事業をうまく進行していくためにはこれはいくらだろうかというふうな考え方も私にはあるのですが、その点どうでしょうか。

○神谷政府委員 一応申し出ておるわけですが、この種の事業、県と国とで負担をいたしまして、事実上一〇〇%補助の形にはなつておりますけれども、やはり当事者が全くエネルギーないし経費を支出することなしに行い得ることもございまして、また一定の組織化も必要でございまして、こういう形で果たしてどのくらいの地域がまず第一義的に手を挙げてくるかということが完全に想定できませんので、とりあえず四十地域と

いうことで予算を計上いたしておりますが、これはあくまでも四十地域掛ける一千万円という積算の基礎でございまして、状況に応じて適切に配分をしていきたいと思つております。さらに五十九年度以降も、先の話でございまして、予算の確保には努めてまいりたい、このように考えております。

○北側委員 それでは次に、公共事業の特定地域への配分、これについて伺いたいのですが、昨年のたしか十月に、特定不況地域の追加指定、これを踏まえて、通産の事務次官から建設省など公共事業所管官庁に対して、特定不況地域に対する公共事業費の優先配分、これが要請された、このように承知しておるのですが、今回の法改正の後にやはりこのような措置をとられるのかどうか。

○神谷政府委員 公共投資そのものが、全体としては横ばいであるとか実質マイナスとか言われておる時期でございまして、環境は現行法がスタートいたしましたときと比べますと非常に悪いわけでございますが、しかし、悪い環境の中でも最大の努力をしていただく、こういうことで、私どもとしては、新しい改正法を通過させていただきます後は、この実施段階では各官庁にまた強く要請をしております。

○北側委員 いまおっしゃったとおり、なるほど実質的なマイナスになっておりますが、この点ひとつ御努力をお願いしたいと思つております。これは先ほど少し出た問題であります。企業城下町の中小企業、これは一応多くの業種が分布されておるわけですね。そこで、認定組合を構成する業種は同一業種と異業種、これは非常に多種多様であると思つております。最近、中小企業の異業種間の交流が行われまして、業種のノーマルを持寄つて参考にしたが、技術開発、経営改善に役立てておる、このように聞いておるわけですね。

しかし、そこまで行くにはかなりの苦勞があったのではないかと、こう考えておるわけですが、今回のこの城下町における、いわゆる不況下の異業種による共同事業は相当やはり他と違い

住むにたえないような状態であつてもまだ住みたい人がいるということになりますと、二階の細長い廊下に一カ所共同の洗面所があつて、突き当たりにはトイレが一つあつてというような、子供を育てるような環境になるとちよつとどうも住めないというような状態の人たちに、それを取つ払つてやつて新政策を認めるというようなことをやつた

ら、それでいふ現在の既成市街地の中で、人間の入るにふさわしい住宅がたくさん建つと思ひます。

それに、いまの高さの制限ですが、第一種住居専用地域は高さは十メートルで制限してあります。これでもって三階建てがつくれないうような高さの制限であります。したがって、おとし土地税制をやりますときに、おとしるように地方に権限が渡してありますので、非公式であります。東京府庁の責任者に来てもらひまして、知事じゃありませんで、来てもらひまして、こういうわけで土地税制、住宅税制を幾らやろうとして、も、ネックは第一種住居専用住宅地域の高さの制限にあるということをごんことと説明しまして、東京都の地図を持ってお互いに議論をして、さしたる環七以内は取つたという事になりまして、これが、これではどうもまだ、せめて環八以内と申しましたら、東京都に例をとればそこらまで広げてもらひたいし、できれば十メートル制限というものは大都市においてはなくてはならない。日照権その他の問題もともに議論されるであります。しかし、日本の土地は、面積ではチグリス・ユーフラテス時代の居住しかしてないわけですから、それを高くしていくという人知をそこに働かせなければならぬ時期に来ております。

ですから、そういうような各種の制約というものが——民間が自分たちでやりますよ、国の補助がなくなつてりつぱな家につくりかえたいと思つてゐるのですから。あるいは今回のマンション法の改正によつて、つくりかえる場合は五分の四の居住者の賛成があれば更新できる。踏ん張つておる人がおれば、厳しい多数決のうちにその人に出でいってもらうという法案等もできたわけでありまして、こういうものを契機にして、人間が住むための住宅とはどういふものであつて、それを阻害しているものは何であるかという問題について、忌憚なく私の意見は述べました。それに對して、またさらにこの次の会合では反応があると思ひます。

一つだけ例をとられましたのでお話ししましたけれども、中の方の議論は、いまの段階で外に出すと、そうしないといった場合にどこに責任があるという話になりますし、余り出さないことになつておりますから、いま一つだけ例にこういう具体的な提案をした、その検討に入つていふことだけを答へさせていただきます。

○北側委員 あと大分残つておるのですが、もうこれでやめておきます。あと残りはまだ次回にする、こういうことで、どうもありがとうございます。

○登坂委員長 次に、横手文雄君。

○横手委員 私は、特定不況地域中小企業対策臨時措置法、いわゆる新設下町法について御質問を申し上げるわけでございますが、昨日の新設安法に係る質問項目を少し残しましたので、それを先にお伺いを申し上げたいと存じます。

新設安法に係る雇用問題についてであります。本法案は、不況にあえぐ産業をそのまま放置するならば、やがて大きな社会不安につながつてしまふ可能性がある、したがつてこれに活性化を与へ、そして雇用を確保していこう、こういう目的を持つておるということをお聞き、こういう目的になつておるのではありません。このまま放置するならば社会不安を引き起こす、この社会不安の代表的な現象は失業の増大であろうと思ひます。したがつて、雇用対策について最大の努力が払われなければなりません。

この事業の、つまり設備廃棄、事業の提携等の推進のためには、労働組合の協力なくしては目的を達成することができないのであります。したがつて、現行法の中にも、労働者の犠牲の排除が明記されておりますし、また新法におきまして第八条の二、三項四号に、労働者の地位を不当に害しないことを条件に受けてゐるのであります。

こういった観点に立ちまして、先ほど来大臣が述べられましたように、この雇用問題に対する大臣の決意をまずお聞かせをいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 基本的な考え方としては、基礎産業あるいはまた城下町法でもそうであります。企業が、企業の再活性化あるいは新しい分野への展開、そしてできる分野においては共同というようなこと等が盛られておりますために、すぐに失業率という問題を、過去の体験もございまして、心配しなければならぬという経緯がございします。

しかしながら、今回は私も、労働省の方に一応二法を一つの法律にして受け皿は国会に出してもらつておりますが、そちらの方になるべく御厄介にならないように、企業の新しい方向に向かつて、その企業内の雇用者が引き続き新しい職場、前進した職場、あるいは共同していく場合、そういう場合等にも配置転換その他でもつてなるべく失業者が輩出しないように、そういう配慮でこの構造改善事業を進めて、労働者のお世話にはならぬようにするという政策的な考え方を基本に持ちながら進めておりますので、個々のケースでいろいろと問題が起ると思ひますが、その声を十分に酌み上げて配慮されたものを最終的に案としてつくり上げていくつもりであります。

○横手委員 大臣の御決意を私もは大変力強く思ひます。

そこで、多少の提案を含めながらでございますけれども、現在の特定不況産業を受ける企業並びに業界は、今日までたくさん失業者を出してゐるのではありません。したがつて、今後はこういったものをできるだけ少なくしていく、あるいは労働者のお世話にならないような形で進めていくという大臣の決意をいただきますならば、この構造改善が進んでくるまで——今日でもなおある企業によつては、希望退職あるいは人員配置、出向が行われてゐるのであります。したがつて、こういった構造改善が進んでくるまでは、たとえ労働時間の短縮をするなりあるいは休暇をふやすなり、そういった工夫をこらして、ワークシェアリングというのでしょうか、こういったものによつて雇用の確保、失業者を出さないための企業

努力を義務づけるといったようなことを行政指導として積極的に行うべきであるというぐあいに考えますが、いかがでございましょう。

○山中国務大臣 義務づけるというのは確かに最高の配慮だと思ふのですが、この労使の関係というものは、企業ごとに、会社ごとに、おのおのが取り交わされた、組合にとっては身分の保障であり、企業にとってはまたその承諾ということでありまして、そこそこ、そういうようなところまで踏み込む、あるいはその労使協約の問題があるとかそういうことに、公権力としての通産省でありまして、政府が踏み込んでいくことについてはいかがであらうか。しかし、法律の中にも書いてありますし、運用も精神もこのように説いてゐるわけでありまして、経営者だつて、自分の長年働いてくれた貢献者である従事者に対して、犬猫を扱うような気持ちでおる経営者はいないだらうし、いたら、いまやこの時代にそぐわない落後者だと私は思ふのです。

ですから、そこまで法律で踏み込んでいきますと、その労使間協定というものの基本の問題に私たちが立ち入ることになる。しかも、立ち入つて何にもしませんからというんであつたら、これは立ち入ることそのものが何の役にも立たぬということでありまして、立ち入ると決まると、労働法規との関係で、このような産業政策の法律としては大変むずかしい問題がある。だから、あくまでも、みんなにその計画を出させるときに、そのようない、労働側から見ても、従事者側から見ても不当である、あるいは行き過ぎであると思ふようなものがあるれば、十分耳を傾けて、その計画の内容についての検討を進めさせるといふことにとどめざるを得ないのじゃないだらうか、そういうふうにしてあります。

○横手委員 先ほどの大臣の御答弁を受けて申し上げておることあります。つまり、労働者の世話になるようなこと、そういったことはしないようにしていかうではないかという決意を述べられ

たのであります。そのためには何かをなさなければならぬと云うこととあります。

何かをなさなければならぬ。たとえば申し上げましたように、その一つとして、この構造改善が軌道に乗るまでの間は、できるだけみんな労働を分け合うような形にして、そしてその中に雇用を確保していくような、たとえば申し上げてまいりましたように労働時間短縮をするあるいは休日ふやす、こういった形で何かをなさなければならぬと云うこととあります。

○山中国務大臣 そのこと自体がまさに労使の間で相談すべきことでありまして、政府の方が法律もしくは行政的にその中に割り込んでいくというのにはやはり一線を画しなければならぬので、おっしゃってくださるそのやり方そのものについて、労使の知恵の出し合いというものはあるのだから、私はそう思います。

○横手委員 このような構造改善が進められていく、それまでの間、きょうもどこかで職場を離れていく人たちがおるといったような事態に合わせ、これから通産省がこれらの法律に基づいて構造改善あるいは事業承認等を行っていくこととする、そういうことで業界を指導されるわけですが、そういうことの間、このような形でございしますが、それまでの間、このような形でございしますが、この程度のことについてはいかがですか。

○山中国務大臣 法律でなくて指針というところでございますが、これはむしろ、それよりか、事業認定をする場合には労働者側の意見も反映されたものとして、私どもはそれをきちんとどのようにに反映されているのかを確認するわけでありまして、審議会の場でも、労働界の代表も入って、その労働者の立場から見たらどうかという意見も当然審議会で述べられて、そっちが満場一致になるかどうかは別にして、それも私の手元に届いてくるわけでありまして、そういうことで確認をしていくことの方がむしろ現実的であらう、そう思うのです。指針といっても、それに従うか従わないかは、これはやはり経営者あるいはまた会社全体あるいはその会社の置かれた特殊な環境、そしてまた、労働組合としての持つそれぞれの特色、こういうものが一律にその指針でもって通るか通らないか。ただ指針があったというだけで一顧だにされないようなものであつては、これはちょっとまた問題があるんじゃないかと思ふのです。

○横手委員 私は、そういった紋切りのことを申し上げていくわけではないのでございしますが、しかしこの問題について、いま申し上げたようなことで、大臣の決意としては労働省に世話にならないような形でこれを進めてまいりますという前提があるし、その中で生かされていただけるものという期待をして、次に参ります。

この法律の第十条には一項から四項にわたつて、この新旧対照表では三十ページに相なりますが、この中でそれぞれ「労働組合と協議して」、「失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう」求めており、さらに三項、四項におきましては、国と都道府県に対し、同様の措置並びに職業訓練、就職のあっせん等の措置を求めているのであります。

しかし、そういった法律の規制はございますけれども、その法律を見ますと、そのいづれもが「努めなければならぬ」という表現になっております。いわば努力目標的な形でございまして、この際、この十条に係る法文に「措置を講ずるよう努めなければならぬ」とかあるいは「努めるものとする」とかというようにでなくして、法文そのものを変えろというのではございせんが、少なくともこの法律が言わんとしていることは、これらの措置を講ずるといふのが法律の内容であるという、もっと強い法律の運用、こういうものを持たせるべきではないかと思ひますが、いかがですか。

○小長政府委員 先生御指摘のように、十条の第二項、第三項の規定は「努める」というのがその結

びになっておりまして、これは国の方針とか国の責務を明確化したものであるというふうに考へておるわけでございますが、国といたしましては、このような規定の趣旨を踏まえまして、労働省におきましてすでに現行離職者二法を統合拡充して、雇用安定のための措置の一層充実を図るといふような新しい雇用安定法の措置も講じようとしておるわけでございます。したがって、御指摘の規定の実効は、この「努める」といふ国の責務を明確化する規定で十分にもう担保されているんじゃないかと考へております。

○横手委員 次に、第八条の二、つまり二十ページに係る「事業提携計画の承認について」であります。その第三項の四号、二十四ページでございしますが、ここに「当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと」といふこの提携計画は、大臣が承認をされる幾つかの条件の一つとして四つ目にこのことが義務づけられているといふまいしょうか、明記されているわけでありまして。

この計画書をお受け取りになり、そしてこの計画の承認を行われるのは大臣でございまして、それだけの項目、一から四までをそれぞれ満たさなければならぬのでございすけれども、特にこの四号について最重要性の一つにしたいだきたいといふことを希望するものでございすけれども、大臣、いかがでございすか。

○山中国務大臣 もちろんそういうつもりで審査、認定に当たります。

○横手委員 私は、今日まで多くの不況を経験してまいりました。そして、国の救済措置も受けながら労働組合として一生懸命にやってきましたという多くの経験を持つておるわけでございますけれども、ただ、こういった大きな事業を行う場合には必ず出てくるのが、どこかに移動の不可能な人たちであります。そういった人たちの雇用を安定するためには、そこで失われていく雇用機会を創出しなければならぬ、再びそこに創出しなければならぬといふことが大変重要なことでありま

す。いま、この法律あるいは城下町法あるいは労働者の雇用安定法、これらもそのことを目的にして努力をされているわけでございます。

〔委員長退席、森清（委員長代理）着席〕

しかし、新しい企業誘致といつても、鶏を鶏小屋の追い込むようなわけになかなかまいらないという実情はあるわけでございますが、せっかくいまこの三つの法律が一緒に国会で審議されている最中でございますので、それぞれの法律に基づいていふことではなくして、この際この三つの法律が一体になってこれら新しい雇用創出のために、新しい分野の開拓のために全力を尽くすべきではないかという気がいたしておりますが、いかがでございすか。

○小長政府委員 先生御指摘のとおりでございまして、私どもの新特安法におきまして、活性化施策の中で技術開発とか活性化設備投資というふうなことで、新しい雇用機会の創出についても具体的に考へていきたいというふうに思つておるわけでございますし、中小企業の城下町法との連携も十分保ちながら、そしてまた労働省の新雇用安定法との連携も十分保ちながら、さらに通産省が持つております工業再配置の関係の政策手段等もあわせ考へながら、総合的に雇用の創出に努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○横手委員 労働省、来てもらつておりますか。労働省のこれらの問題に対する対処はいかがでございすか。

○稲葉説明員 工場閉鎖等に伴ひまして離職を余儀なくされた方々が、できる限り当該地域において再就職できるようにするということは、先生御指摘のとおり大変望ましいこととございまして、このため、労働省が今国会に提出いたしております特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案におきましては、これら特定不況地域につきまして地域雇用促進給付金制度を全面的に適用するということになしてあります。

この地域雇用促進給付金制度と申しますのは、

指定地域に新たに工場等を新増設いたしまして、その地域の失業者を雇い入れた事業主に対して、一年間助成をするという制度でございますが、こういった制度を新しく不況地域に全面的に適用するというにいたしております。事業所管官庁が実施されます各種の施策との連携を十分に図りまして、関係労働者の雇用の開発に役立てたいというふうに考えているところでございます。

○横手委員 ぜひそういったことで、三位一体になった新しい雇用創出の新機構の事業開発に当たっていただきたいということを重ねてお願い申し上げます。

ただ、この法律の中で、これらの問題についても労働大臣との間で主務大臣は十分に協議するというようなことが書いてあるわけでございますけれども、それぞれ条文がどこにあるかということの特を言うわけではございませんが、それは第五十七条に係ることでございまして、もう法律の最後であります。しかも、第四章の雑則という中にこれらの問題が位置づけられておりますが、私も、雇用を守る、それが社会不安を除く大きな問題であるという前提に立つものからして、ちょっとさびしいような感じがいたしますが、大臣、そんなことはございせんか。

○山中国務大臣 これは、事業の対象たる主目的は附則にはありませんが、他省との関連あるいはときには税法との関連等もあります。めったにはありませんけれども、そういう場合は大体附則の方で書くのが法律の書き方であると思っております。ですから、順番が後だから地位が低いんだということ、自分も思わないとおっしゃっておりますが、そういう意味で、特別の意味は持っておりません。重視するということにおいては変わりはないということでありまして、

○横手委員 雇用問題について最大限の努力をお願い申し上げたいし、また労働組合も、雇用を守ることこそが労働組合の大きな目的でございますので、それらは遺憾なきようにがんばっていただくものと期待を申し上げる次第であります。

次に、基礎素材産業の問題点について二、三お伺いを申し上げます。

私は、この法律ができた、このことによつて日本の基礎素材産業が直ちに活性化に向かい、そして世界のこれら業界の中で十分に闘い抜いていける力がすぐつくとは考えておりません。質問を通じて大臣も、これらが不況の中に陥ってしまったということ、電力料金金の諸外国との比較の問題で、とても太刀打ちできないような電力料金にありまして、それも原因の一つにありまして、そのことを述べておられるのでありまして、私もその中ではそこまでするまいと思っております。ですから長期的な問題については、国際競争力に即いていかなる国とも闘い勝つてみせるという長期的なものは、この法律では不十分だといふぐあいにも思っております。

そこで一つは、これからの技術開発をどんどん進めていかなければならない。特にこういった石油関係の産業においては、産油国においてはこれはもう自分のうちのものでございまして、油代は下がったとはいへ、日本よりも安く使えるというのはいくらもあつたことであつた。あるいは産油国でなくとも途上国においては労働費が大変安いということ、同じものをつくつていたのではなかなか競争に勝てないということ、ございまして、これは今後とも技術開発をどんどん進めていかなければならない。いわゆる差別化商品の中に踏み込んでいって、よそでできないものを日本の産業の中で開発をしていかなければならない。そこにこの基礎素材産業の将来にわたる活性化の道があると考えておりますが、これらの問題に対する通産省の対策はいかがでございまして、

○小長政府委員 先生御指摘のように、技術開発の問題は大変重要な課題でございます。構造改善基本計画の中におきましても「新技術の開発に関する事項」というのが書き込まれる形になっておるわけでございます。通産省として目下用意しております政策手段といたしましては、技術開発に関する幾つかの助成の措置を持っておるわけでございまして、

たとえば具体的には、共通基盤型石油代替エネルギー技術開発補助金制度というのがございまして、もう一つは、産業活性化技術研究開発費補助金というのがあるわけでございまして、この二つの制度をうまく活用することによりまして、たとえばアルミにつきましては溶融炉法の技術開発であるとか、あるいはフェノアロイにつきましては溶融還元法の製錬技術開発であるとか、新蒸解法のパルプ製造技術、高効率合繊製造プロセス技術とかいったような新技術についての開発に積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えておるわけでございまして、

○横手委員 あと二、三点御質問を申し上げます。先ほども述べましたようにエネルギーコスト、特にアルミ等におきましては電力料金が決定的であるということ、大臣もお述べになっておられますし、私もそうだと思います。これらの将来的展望が通産省の中にあるのかどうかということが一つであります。それからもう一つは、原料の非課税の問題についてであります。国際的に見て、原料の非課税というのは常識的になっておるといふぐあいに思われます。しかし、わが国ではそれが適用されておるまい。つまり、スタートラインから手かせ足かせをはめられてよそと競争をしなければならぬ、そういった一部を持っておるということでありまして、これら原料に関する輸入の非課税の問題について、将来的展望をどう考えておられるのかということでありまして、

それから、この法律の中で議論をしましりましたように、基礎素材産業は原料料が大変高いウェイトを占めております。約七〇％と言われておるわけでありまして、そのコストの中における労務費は大体一〇％から高いところで二〇％ということでありまして、

ことであります。工場の中で努力をされる、生産性を上げる、仮に一〇％上げてみても、それが人員の合理化等による、省力化等によるものであるとするならば、全体から見ると一％であります。ところが、いわゆる為替レートの変動、これは一割や二割はよくある現象であります。仮に二割違つたということになりますと、その原料料が七割を占めるということになりますと、全体の二四％を占めてしまうことに相なります。価格が一定であるという前提に立つならば、この為替の変動相場制におけるエネルギーと輸入資源をコストのほとんどとするこれらの産業については、まことにもって毎日毎日一喜一憂の繰返しをしていかなければならない、こういった宿命的なものを持つておりますが、これらに対する対策というものはあります。

○山中国務大臣 最初の電気料金が企業によって異なる、たとえばアメリカの水力による発電から得られるアルミというものと同じように、日本の電気料金もそれと同じ料金としてアルミ製錬に提供せよというようなことになりまして、これは大変むずかしい問題でございまして、大体企業別に料金の設定ということ、そのことが基本的なむずかしい問題でありますので、確かに燃料、素材、そういうもので著しく外国に劣るものであつたとしても、そこそこは日本人の頭脳の所作によつて切り抜けてもらわなければならぬと思つております。

それから、原料の非課税の問題でございまして、理論上はナフサの問題でとらえれば、輸入ナフサは関税も非課税である、したがって石化業界が自分にも輸入させろという申請をする、通産省はなかなかそれを認めることができない、法律上は自由なんですけれども、その結果、電気税に相当する部分をやりくりによつて、実際の需要者の方に輸入ナフサと同じ価格になるように配慮をするというやりくりをいたしておりますが、こちらのところは、先ほども申しましたように、石油をほとんど外国に依存する国の法体系が、入りから出に至るまで大変整備されてないという感じが

がいたしておりますので、少しこの問題は検討をしようということで、私、部内で話し合っているところでございます。

それから為替の変動が、まさに労務費を少なくするための、場合によっては人員整理までしなければならぬような環境があつても、そのウエーとというものは非常に小さい。しかし、為替レートのような変動の中では、極端に言うところ、企業そのものが毎日レートをにらみながら、操業度とかいろいろ未来の計画を考えなければならぬというところは、まさに大きな問題だと私も思っております。

本来、為替レートというものは、日本の企業が原材料を外国から持つてきて、そしてそれに日本独自の工夫、技術を重ね、付加価値をつけて外に出すときのレートをまた考えるという程度の要素にすぎなかつたのですけれども、いまは、設備投資をやるかどうかという相談をするための重役会を開いても、為替レートはそのときにどうなっているだろうか、それだったらこの計画は考え直さなくちゃいかぬとか、レートの問題で企業の前提が、どうも足腰が定まらない状態になっている。

レートをしながら長期サイトの原料入手から販売に至るまでの日本の特徴的な産業構造というものは、これは非常に問題があると思ひまして、もうそろそろ時効でしょうから——時効にまだなっていないかもしれないけれども、外には言わなかつた話ですが、シュルツ國務長官が私に会いに来ましたときに、どうだ、おい、こんなに為替レートが振れては、ドルひとり強ければそれでよしというので、世界の国際貿易摩擦も引き起こすような中であつて、ヨーロッパも日本も非常に不安定な要素であると思うが、あえて固定相場制に返せとまでは言わないけれども、現在の全くはたらかしのフロートという感じから、もう少し政府がレートに責任を持つ体制は一体とれないものだろうか。アメリカのドル、日本の円、できればEC共通通貨というところまでいけばいいのです、共通変動制でもあれだけの騒ぎをする国々で

すから、西ドイツマルクとこの三国通貨を三者が共同で一定の幅を持って介入していくという制度ぐらいはできぬものだろうかという話をしましたところ、私は難談程度の話だったので、シュルツ國務長官は異常な興味を示しまして、彼の方から具体的な問題を二回も質問を繰り返したというふうなことで、彼自身は何かに非常に感ずるところがあつたように言いましたし、また、そう受け取れました。

現在、見てみますと、ECのあのような騒ぎもあり、さらにまた、石油の五ドル値下げは、いま言われている言葉で言えば、日本のファンダメンタルズに一番大きく貢献することは諸外国は全部知っている。アメリカでさえも、日本が一番恩恵を受けるだろうと公的に言っているのです。ところが、円は下がるという、まあ理由はありましようが、いままでのレートとちよつと違う動き方をします。これでは企業はたまつたものではないというところが、現実にはアメリカ側の方でも、きのうは財務長官でありますか、そういうようなことを取り上げ始めております。

私は、この問題は固定がいいとか、あるいは一定幅の中の上下のあるフロートがいいとか、現在の完全なフロート制度がいいとかいうことを、どちらかに軍配を上げて言うのではなくて、現状をこのままほつておくと、為替の変動の理論が現実にあつておかない。当然ながらいまの日本のレートはもつと上がつていっていかねばならぬです。それがきのうは二百四十一円を一時的に上げたというふうな状態が、なかなか説明がつかぬのです。だから、いま最後におつしやうした点は、これは私どもだけでできることでもありませんし、国全体あるいは世界の中の何れかが意見を詰め合わせる必要はない問題で、しかも相当緊急を要する問題であるというふうに私は思っております。これは裏話を申し上げて恐縮であります。そういうようなことをいまの御質問で、私は動きが出るのではないかと若干の兆しを見ておりますので、もうここらで言つてしまつてよからうと

いうことで裏話をいたしました。

○横手委員 申し上げてまいりましたように、この基礎素材産業は、わが国は工業立国であり、原料を輸入し、それを加工し、そして輸出をして国が成り立つておるという大きな一面を持つておるわけでありまして。その基礎を支えるのは、やはりこの基礎素材産業であります。これが活性化するということは、日本の産業の活性化につながるということになる大きな問題であらうと思ひます。この法律の延長を通じて、それらのために大きく寄与いたしますように期待をして、この問題に対する質問は終わります。

それでは、いわゆる新地下町法について御質問を申し上げます。

今回の法改正は、その目的に、事業の新分野の開拓等を促進する措置を講ずることが加えられております。それは現行法の「経営の安定を図る」という目的からさらに一歩踏み出して、振興を図るという意欲が示されたところと受けとめております。見方によつては、現行法から異なる方向を示唆したと受けとめることができるのでございまして、この点、まずいかがでございませうか。

○神谷政府委員 御指摘のように、従来の法律は、「中小企業者の経営の安定を図る」、これによつてこれら地域の経済の安定に寄与する、こういう法律の目的になつておつたわけでございます。このときの法律がどのような考え方をしているかということとは、私から申し上げるのは必ずしも適当ではないかもしれませんが、やはり当面の緊急の対策をする、それによつて周辺の状況が安定し、あるいはいわゆる城主様が立ち直つて、その経済が何とか安定するという形、従来のレベルまで持ち直していくことを期待していたのだらう、このように法律から読み取れるわけでございますが、御承知のような状況でございまして、第二次オイルショックが来て、昔日の姿を直ちに取り戻すというところは非常に困難になつてきています。企業誘致も安定成長でそれほど従来のようなテンポでは進んでこないだらう、こういうことになりまして

で、その地域の経済を安定させるためには、やはり地域の中小企業者が立ち上がつて振興していかなければならない、こういうことでございまして、むしろ自分たちの力で、従来の仕事以外の新しい分野を開いていきながら、従来の残つた力あるいは従来の経験とあわせて地域の安定を図ろう、こういうことでございまして、その最終目的である地域の「経済の安定等に寄与する」という目的は変わつておりません。むしろ現在の状況の変化に対応して、地域の中小企業者自身が大きいレベルアップしていくための助成を、国としても、あるいは都道府県としても行いたい、また、そのこと自体を当面の一つの目的としたい、こういうことで目的に織り込んだわけでございまして。

○横手委員 御答弁をいただきましたように、今回は「新分野開拓事業等」、これが新しい目玉として、このことを通じて地域の活性化を図る、この目的を持たしておるということとございまして、いま御説明の中にございまして、企業誘致対策が進んでいくにつれて、こういふことから、地域の中小企業者が力を結集して、自助努力による新商品開発等を行ひ、みずからの努力によつて活路を切り開いていくという趣旨に立脚したものと理解をいたしました。私もこの趣旨には賛成であります。企業あるいは業界の自助努力を基本とした本来の中小企業行政の姿として、きわめて望ましいものだと考えます。

ただ、言うはやすしく行はなかつた、このことであります。これが現実の姿でございまして、中小企業庁からいただきましたこの資料の六ページあるいは七ページを見ましても、このことが大変厳しいというところも示されておるのであります。雇用の不安もまた深刻であります。この状態からこの法律の運用によつて立ち上がるためには、金融、税制等の措置を初めとする国の全面的支援が必要であります。こういふ現実を踏まえて、認定業者に示す国の基本方針あるいは成果あらしめるための指導のあり方等について、中小企業庁のお考えをお伺いいたします。

○神谷政府委員 御指摘のように、新しい振興事業では、中小企業者の自己努力あるいは創意工夫というものを基本的な原点とするわけでございまして、国あるいは地方公共団体としてもできるだけのお手伝いをしなければならない、こういうことでございまして、先生御指摘の基本的な指針というものを認定中小企業者あるいは新しい振興事業に取り組む方々のためにお示しするということは非常に適切であり、必要なことであらう、このように考えております。

ただ、従来と異なりまして、新しい経済発展は多様化の時代と言われております。したがって、日本で全体が一定のラインダンスを踊るような形で進んでいくのではなくして、おのおの地域の特性を生かしながら、獨創性に立脚して独自の分野を開拓していくことが非常に大切であらう、こう考えておりますので、国としてもできるだけの情報を提供し、助言もいたしたいと思っておりますが、むしろそのような基本的な指針は、比較的広い情報量と経験の蓄積のございまして、しかも独自の歴史と伝統を持つておられるような地方公共団体、都道府県、これらに指針をつくっていただくのが適当ではないか、こういうことで、われわれといたしましては法律上には盛り込んでおりませんが、事実上の問題として、補助金の実施等を行います前提として県知事にいわゆる振興指針といったようなものをつくってもらい、これを認定事業者あるいは地元の中小企業者に示していただくようにしたいかが、またわれわれは、都道府県知事に対しては、われわれとしてできるだけの情報の提供あるいはいろいろな助言、御相談に応ずるようにしたい、このように考えております。

○横手委員 先ほどお示しいたしました中小企業庁からいただきました資料の九ページの中に、今日までの事業と新しく取り入れられた事業等について詳しく説明がなされているのでございまして、これに基づきまして三点ほど御質問を申し上げます。

いま長官の御答弁の中にも、今後の指針について都道府県知事というお話があったわけでございますが、目玉であるこの中身の中で、振興指針策定と計画の承認について都道府県知事がその任に当たるといふことは、その策定と指導と指針を都道府県知事にすべて任せるということとでございすか。特に都道府県知事ということで指定をされた背景なりについてお伺いを申し上げる次第であります。

いま一つは、その際、知事がこれらの指針を作成しあるいは計画の承認をするに当たっては、当該市町村長等の意見の反映をするシステムがその中にあるのかどうか。これが一つ。

それから現行の対策、新たに上り上げる対策の中に、それぞれ一信用補完措置の特例等というものが必ず出てまいっております。これは、信用保証協会における別枠の貸し付けの道を開きますよという特典をここに掲げられたと思っております。私はこのことは大変いいことだと思っております。ただ、現実には各都道府県に存在しております信用保証協会、つまり単協がこれに充当することができるのであるかどうかというのをいささか危惧するのであります。

私はかつて、労働組合がつくっております労働者信用保証協会の理事長をしていただきました。各都道府県その他自治体から無利子の出捐金をいただいて、その運用によって事務所費あるいはその他を賄っていたわけでございまして、わずかな保証料をいただきます。しかし、一つ事故があると、再保険はしておりますけれども、自分の分担金が大変痛いわけでございます。ところが、こういう不況のときになると、各地方自治体は、せっかく出捐をしておるんだから労働協会はもっと緩やかに貸してあげなさい、こういうことを言われるのであります。ところが、別枠で貸してあげようとする、まだ前に貸してあげたのが順調に返っていない人がまた別枠で持つてこられる。そうすると、私の方は差し上げのお金でございませ

ん、利子をつけて返してもらわなければならないのでございまして、その返済計画は、こうなりますと、大変冷たい、せつかつくつももらった別枠にわれわれは乗ることができない、こんな不満を聞くのでございます。

私は、単協の中にもそういうことが起こってくるだろうと思っております。ところが、この中に目玉として信用補完、信用補完ということが出てきておりますが、これは絵にかいたもちになる、あるいはこれをどんどんやれば単協の方は消化不良を起こしてしまふ、こんな心配はございせんか。

○神谷政府委員 まず、第一の御質問の指針の策定並びに計画の承認、特に計画の承認は法律事項でございまして、これを都道府県知事、現実には府県知事に与えておるのかということとでございまして、指針の策定は、先ほど申し上げましたような理由から、地元の創意工夫をできるだけ生かすという趣旨でお願いをいたすつもりでございまして、承認権者は法律でも都道府県知事というたてております。これは法律に基づく機関委任事務というふうに考えておりますので、私もといたしましては、本来国の仕事ではございまして、こういふ都道府県知事に全面的にお任せをする、こういう形でございまして、したがって、実際の計画承認事務は府県知事にやっていたが、実際の計画承認事務は府県知事にやっていたが、われわれと常時御相談をしながら、あるいは意見交換をしながら適切な運用を期していただくようにしたい、このように考えておるところでございまして。

また、指針を策定したり実施計画を承認する際に市町村長等の意見はどう反映されるのかということとでございまして、特に大事なのは、私は、むしろ指針の策定の段階だろうと思っております。計画の承認そのものは、むしろ政令等に基づいた基準で実際に実行可能かどうかという事実判断をさせていただくわけでございまして、特に船頭が大ぜい集まってやいのやいのという方が適当であるかどうかはわかりません。必要な場合は意見を聞

くこともあらうかと思っておりますが、むしろ都道府県知事の迅速適切な判断で計画を次々承認していった方がよろしいと思っております。指針を策定する段階ではやはり地元の衆知を集める必要があるかと思っておりますので、いろいろ学識経験のある方、あるいは当然のことながら、当該地域に關して広い視野からの認識を持つておられる市町村長等の意見というものが反映されるような形が必要であらうと思っております。従来、産地法でもいろいろ振興指針などをつくるという似たような仕事がございますが、そういう際には都道府県に協議会を設けるように指導いたしておりますので、この法律の運用でもそのような形の指導をしてまいりたいと考えております。

それから最後の、三点目の信用補完の問題でございまして、特枠をつくっても末端の現場の保証協会が枠を消化せぬのではないかと、あるいは保証をしないのではないかと、こういう御指摘でございまして。

これは、保証を要請してくる人すべて一〇〇％オーケーというのでは保証協会が何のためにあるのかわかりませんので、当然、計画そのものが非常にいいものであるとか、あるいは現実性を帯びていなければ、いろいろ御検討、御再考を願うこともあらうかと思っております。自分の身のほどから見て余り膨大であれば、またこれも同様の御相談をするようになるかと思っておりますが、一般的には、やはり中小企業の最後のよりどころでございまして、適切な計画であり、特に今回のように新しくみんなで共同していろいろ新分野を開拓して、それを企業化していくという場合には、適切な振興資金の貸し付け、そのための保証というものを行ってほしいと思っております。われわれとしては、そのような形で保証協会の指導をしていきたいと思っておりますが、さらに、指導だけではなくして、現実にはこういうものに対しての保証を行うための保証協会の財政基盤を強化するために、保証協会に対しては、このための追加的

な資金補助を行うと同時に、いわゆる融資基金の交付等に当たっても、これらの地域に関しては特別の配慮を払ってまいりたいと思っております。

○機手委員 せっかくのその恩恵が無に帰さないように、ひとつ末端に至るまできめの細かい御指導と対策をお願い申し上げる次第であります。

もう一つ聞きます。この振興策の中で、集団化対策の中に税制の問題がございます。税制面での優遇措置もと言われておられるわけでございますが、この措置による中小企業者の負担の軽減、これはまだやってみなければわからぬと思っておりますけれども、それらをどの程度見ておられるのか。あるいはむしろ、そのことよりも、こういう政策面によって政策的な誘導効果というものがどの程度期待ができるというぐあいにお考えでございますか。

○神谷政府委員 先生の方から言っていたわけでございますけれども、まだ実施しておりませんので、具体的にどのぐらいの減税額になるかというのはいまだには私も申し上げられないわけでございますが、定性的にこれがどういふ効果があるのかということをおし上げますれば、まず基本的には、かなり体力が弱っておる中小企業者がこういふむずかしい新商品、新技術の開発という仕事に取り組みむわけでございますから、通常の状態ではなかなか取り組むことすらできない。そのため、一地域一千万という算定基準でございまして、補助金を交付しよう、こういうことで、補助金で一つのそういう努力を引き出すという誘導効果をねらっておるわけでございまして、一〇〇％補助とはいえないが、やはり関連中小企業者等はいろいろな意味での負担金とか出資金というものを得なくなるわけでございます。必要な資産的価値のあるものは確保しなければならぬ。そういったし、いろいろな税金がかかってきたり、あるいは損金計算上思ったようにいかないという、こういう問題がございます。認識と税制上の取り扱いの間にギャップがあるのであるという問題もございまして、こ

の点、たとえば出資金に関しては損金扱いができるのか、あるいは土地保有税は非課税にする。特に今回の場合、造船関連下請というふうなものがあるいろいろな事業に取り組みむ場合にかなり広い土地を使いますので、税金等もばかになりません。したがって、こういうものを非課税にすることによって、むしろ補助金の効果を一〇〇％以上に生かす。本来、税金がかかるとマイナス効果が出てまいりますので、このマイナス効果を除去して補助金の誘導効果を一〇〇％以上のものにしていく、こういう意味で、私も、今回の税制は中小企業者がむずかしい問題に取り組みむに当たっての意欲を起させ、これの阻害要因を除くという意味でかなり効果があるのではないかと、このように考えております。

○機手委員 それでは、次に参ります。次に、この適用に当たっての地域等の関連について三点ほど伺いをいたします。

まず一つは、現行法による指定の状況を見ますと、この資料の中に詳しく述べられているわけでございますが、たとえば繊維産業等の産地を形成している地域は余り指定されておられません。こうした産地を形成している業種や地域についても本法による指定を行うことができることとすべきだと思っておりますが、いかがでございましょうか。

第二点、従来の企業誘致対策及び経営安定対策と、新しく組み込まれました振興対策とはどのように使い分けられますか。一地域に重複して行うようなことがあり得るのであるか。あるいは、もしないとするならば、それはこのいづれを適用しようとするのであろうか。その基準はどこにございましょうか。

第三点、本法と産地中小企業対策臨時措置法、いわゆる産地法とは、かなり似通った点がたくさんございまして、その目的、対象等をどのように區別をされますか。

この三点について伺いをいたします。

○神谷政府委員 三点の御質問がございましたが、第一点の御質問と第三点の御質問が密接に關

連していると思っておりますので、これを一括してまず御説明をさせていただきますと思っております。

産地法と私どもの俗称城下町法とは、確かに振興対策その他非常に類似した対策がございまして、しかし、基本的には、まず産地法は、産地を形成する中小企業者自身が外的経済の急激な変動によって影響を受けて、みずからの新しい分野を新たに切り開いていかなければならないあるいは自分たちの体質を強化していかなければならない、こういう面での努力を行う必要があり、それを国が助成をしていく、こういう仕組みになっており、こういうことを目的とした法律でございまして、むしろ、対象は産地を形成しておる中小企業者自身、こういうことにならうかと思っております。

企業城下町法は、むしろ特定事業所、すなわち構造不況業種等の大企業がインパクトを受けて、それによってその関連の中小企業者が影響を受けておる、この関連中小企業者の経営を安定させ、それらの事業に対して新しい分野を開拓していく努力を要請する必要があるし、それを支援する必要がある、こういう観点から設けられた法律でございまして、そのようなことを目的としておるわけでございます。

ただ、どの法律がより優遇度が高い、低いということは余り適切に比較はできないわけでございますが、城下町法の受けたインパクトというのは非常に大きなわけでございまして、比較的手厚い、いわゆる産地と共通の振興事業以外に経営安定対策等が織り込まれておるというのは御承知のとおりでございまして。

しからば、産地関連が余り指定を受けていないではないか、これを指定すべきではないか、あるいはできないのかという第一の点に戻りますと、先ほど申し上げましたように、産地の場合には、産地を形成している事業に問題があるわけでございます。したがって、城主様というものがほかにおりませんので、通常の場合には、産地法の指定は受けませんが城下町法の指定は受けないというのが通例でございまして、また産地の場合、その

ようなケースが多いと思っております。ただ、その産地に特定事業所がある、産地ではあるが、別途——たとえば今治に、タオルの産地ではあるが別途構造不況業種があつて、それが非常に大きな落ち込みをしておつてダブルの影響が及んでおる、この場合には、産地法でも指定することもできますし、われわれの方の企業城下町法で二重に指定することもあり得る、こういうことでございまして。

御質問はございませんでしたが、その場合の相互の振興事業に關しては、われわれの方で重複しないよう適切に指導をしてまいりたいと考えております。

それから、第二の御質問の、経営の緊急安定対策、企業誘致対策、それから今回の振興対策は、どういふ地域に振り分けて適用していくのか、こういう点でございまして、論理的には、インパクトがばんときましたら、まさに関連中小企業はそれの対応ということに大変でございまして、まず経営安定、緊急融資その他で経営を安定して、落ちついたところで企業誘致したりあるいはさらに振興事業を行うというのが理論上の順序でございまして、けれども、現実問題としては、すでに法律が五年近くもたつておまして、安定資金を借りて、ある程度、苦しいながらもいろいろ新しい分野を模索しておる地域というのが非常に多いわけでございますから、私も私どもとしては、これらはほとんど並行的に行われるのではないかと、このように考えております。したがって制度上も、振興事業は、経営安定対策を行つておるところで、それが済んだところであらうと、すべて問題のある地域に關しては行い得るような形で、重複して進めてまいりたいと考えております。

○機手委員 時間が参りましたので、あと二問で終わらせていただきますが、本法が延長された場合、具体的な業種及び地域の指定はどのように考えておられるのか。あるいはまた、すでに指定を受けた地域でいまだに衝撃から脱却できない地域も多いというぐあいに思われておりますけれども、これらの地域に対する対策はどのようにされ

ますか。これが一つであります。
それから、最後に認定について伺いたいします。

認定はどのような基準で行われるか。現行法の運用と違いがあるのかどうか。あるいは基準が厳し過ぎるという声の一部にあるやに聞いておりますが、これらの声に対してどのように受けとめておられますか。

この二点について伺いたいします。

○神谷政府委員 延長されました際の具体的な指定業種並びに指定地域の取り扱いでございますが、法的には延長法になりますので、従来指定されておりました業種、指定されておりました地域はそのまま継続して生きておる、こういうふうにかえられますし、認定企業もそのとおりでございます。ただ、やはり新しい制度も織り込まれた際でございますし、一つの契機でございますから、この機会にわれわれとしては従来の地域に関して一応レビューもしてみたい。

それから、新しい業種、新しい地域に関して必要がないかどうか。これも業種の状況を見、さらには具体的な地域に関連して各市町村等とも御相談を必要があれば追加指定を行いたい、このように考えております。ただ、レビューをいたしましたも、午前中の御質問にもございましたが、ほとんどの地域が非常に状況が悪いと言っておられますので、問題が解決して卒業したという地域は余り多くはないのか、むしろネグリジブルと考えております。

追加指定業種等に関しては、考えるところがございまして、若干の業種に関してさらに勉強をしてみたいと思っておりますが、その業種に関して具体的な地域があるかどうかという点を詰めた上で、必要であれば業種指定を追加したい、このように考えております。

それから次に、地域が指定された場合の認定企業の認定基準はどうなっておるか。これは具体的に申し上げますれば、受注量あるいは売り上げ等の減少あるいは受注残高の減少といったような

ものがどの程度になつておるかというのを見た上で、市町村長が認定を行うということになっております。これの考え方に關しては、市町村長に、余りばらばらにならないようわれわれの考え方を指示してあるところでございまして、基準が厳しいかどうかというのは、これも価値判断の問題で非常にむずかしいのですが、われわれとしては、すでに五千件以上の認定も行われておりますし、ますます適切なものではないかと思っておりますが、いろいろ御意見は常によく拝聴をして、反省はしながら進めてまいりたいと考えております。

○横手委員 中小企業のために大きな柱になりますように期待を申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○森(清)委員長代理 小林政子君。

○小林政子委員 私は、通産大臣と公取の委員長に最初、一問ずつ伺いをいたしたいと思っております。

いただきました資料を見ますと、私的独占の禁止及び公正取引確保の法律第一条の目的といたるところに、私的独占、不当な取引制限を禁止し、事業活動の過度の支配を防止し、結合、協定などの方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除する、このように書かれておりますし、そのことを通じて、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的健全な発展を促進する、このように書かれておるわけでございます。

ところで通産省は、競争制限にわたる設備処理等の指示カルテルあるいはまた事業提携、集約化というところによる構造不況対策を打ち出しておりますが、公正取引委員会は、競争政策こそが活力を生み不況克服の道である、相反する立場を表明されていらっしゃるわけでございまして。

全く相反するこういった見解について、私は、過去五年間、特安法に対する評価のメリット、デメリット、この両面について、通産大臣と公正取引委員会の委員長の見解を伺いたいと存じます。

○山中国務大臣 通産大臣は総理大臣の命によって、任免権を総理に握られておるわけですが、公取委員長は独立してその職権を行使し、意に反して解任されず、意に反して減俸、減給されずでありますから、私より法律上の格は上でありまして、半分冗談であります。そのようなことは別にして、(発言する者あり)そこらのところをうまくやつたのが今度の法律でございます。私どもは、やはり独占禁止法というのは、ただいま読まれたようなことではあります。それはどういふことのためにそういうことを書かなければならぬのか。要するに、企業の公正なる行為によって自由主義経済が発展して、そして最終的に国民が企業の不当な行為等を含む行為によって弊害をこうむらないこと、そして最終的には公正な競争をすることによってその国の経済が繁栄することだと思っております。

私ども通産行政の中には、過去において間々それとぶつかるような体質のものが出てきたことは否めないと思つております。でありますから、法律で独占禁止法の適用を除外するという法律が今日まで残っていたわけでありまして、私は、今回は、新しい法案をつくるに当たって独占禁止法の適用除外という、恐らく委員全部の御賛成は得られない、各政党派の御賛成は得られないから自民党が多数決で通さなければならぬような法律になることにならぬであらうか、そういう道しかなないのである。そうじゃなくて、生きていく産業は切れば血が出る。したがって独占禁止法も、生きていく産業の動脈を切断するようなことをする法律として公取は扱っていないはずである。でありますから、何らかのそこに有機的な結合、連帯というものがあつて、相互の、生きている経済の実態を公取が理解し、独占禁止法の解釈を示し、私どもは絶えず独占禁止法の理念を頭に置いて、後は具体的ななるであらうか、種々の段階があります。通産大臣が承認を与えるときにおいては、通産省みずからも独占禁止法に抵触するおそれ明らかな場合はそれを直して公取に相談するだけの、足

りだけの内容にして行政指導その他でやつてつくり上げていかなければならない、そういう姿勢をもって公取と協議することによって、これは協議調わざる場合はほとんどない、協議を調えるために努力をするということの考え方でいけば道はあるし、そして基礎素材にしても、城下町にしても、未来の展望は描き得ると考え、あるいは通産省のいままでの伝統から言へば、どうも変わった大臣が来たということを受け取られたかもしれませんが、そういう作業にみんな一緒になつて、そして作業の合間にも公正取引委員会と密接な意見の交換、連絡、指導等を受けながら今回の法律をつくりました。

したがって、この法律は、行政実態の経済振興法とも言ふべき法律と、生きていく経済に直接は触れないが、その経済が法律上問題ある行動を示したときに、それに対して裁判で言へば一審を省略して審決を行い、東京高裁に専属するわけでありまして、それだけの公権力を与えられている立場としてそれを協議して、これが円滑に動くことができれば、私は、わが国においてそれ以上のすばらしい法律はないという話をしました。そして、みんなで一緒に努力をいたしました。その結果、今日皆様方に御審議願っておりますとおり、いままでの法律とは変わったユニークなものでございまして、公取が勝つたの、あるいは名を捨てて実を取つたという問題ではなくて、基本的に併存両立できる問題であるという考え方がやつと実を結ぶことができたというふうに受け取っていただきたいと思います。

○高橋(元)政府委員 いまお話のございました独占禁止法第一条の目的といたしましてはいろいろございましてけれども、公正で自由な競争を促進することによって経済的な公正を極大にしていこうと思つております。経済的公正というものが書いてあると思つております。経済的公正を極大にしていきたいと思います。経済政策というものが非常に大きな力を持つわけで、経済政策の中に産業政策もあれば競争政策もあるわけでございまして。競争政策と産業政策の調和をどうや

て達成するのということについては、いろいろな方法、考え方があられると思います。いまも通産大臣からお話がありましたように、いま御提案申し上げております法律案では、そこは競争政策当局であり、その公正取引委員会と産業政策を握っておられるところの主務官庁との間で十分事実を客観的に把握をして、それに基づいて適正な産業政策上及び競争政策上の判断をお互いに交換し合いながら、国民の公正を増していくという道を見出していくことを基本的な考え方としてつくられておられることは、大臣のおっしゃるとおりであります。

私どももいたしまして、御提案申し上げておる法律の中の十二条に、そういったケースについての集約化に当たっての具体的な進め方についての意見交換、意見調整のスキームが書いてございす。そういうものの真剣な実施を通じて現在の不況を乗り切り、正しく活力のある経済を守り立てていかなければならないというふうに考えております。

○小林(政)委員 それでは、やはり通産大臣に具体的な問題について。

新特安法の改正案についてその中身を見てみますと、一つには不況産業への独禁法上の扱いの問題、それから一つは設備の処理の問題、その次は再編成のための税制及び金融面でのものもその支援がなされております。

そこで、特定産業の信用基金の問題について伺いをいたしたいというふうに思います。これは大臣からお答えいただくのが適切であるかどうかはわかりませんが、少なくともその理事長は御承知のとおり土光さんなんです。そして、これまでは一千万円の保証枠に対して二百三十二億円、少なかつたという意見もあるのですけれども、特安法のもとで設備処理、事業集約化あるいは活性化投資、そしてそれに伴い一層大幅にこれが進められてきている。こういうことの中で、今回の再編成は企業が自分の力で、あるいは系列の大きな資本グループの力をもって立ち直っていく

べきだ、こういうことを大臣は言っておられますけれども、こうした点から見ても、やはり今回の基金の問題は、法改正と約款改定で一層大企業への援助を進めているものではないだろうか、このように思いますが、この点についてどのような見解をお持ちになつていらっしゃるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○小長政府委員 いま先生御指摘のように、信用基金は資本金九十五億円及び出捐金七億円を保証原資といたしまして設立されたわけでございまして、五年間の保証実績は、先生御指摘のとおり二百三十二億円ということになっておるわけでございす。業種別に見てまいりますと、保証総額は約六割を造船業が占めておるわけでございす。そのほかにも合機とか化学肥料とか段ボール原紙等が具体的に利用しておるわけでございす。

ところで、この基金による具体的な債務保証は、信用力が乏しく資金調達に困難を生じている企業の信用を補完するというのがこの基金の目的になっておるわけでございす。特定産業に属しておる企業の多くは、申すまでもないことでございすけれども、原材料・エネルギーコストの高騰、需給の不安定あるいは過当競争の激化等の構造的要因によりまして経営が著しく悪化しておりまして、雇用の状況も悪い状況になっておるわけでございす。そういう企業を対象にして考えておるわけでございまして、しかも信用力も大変不足しておるというところをございまして、どうしても本基金による債務保証が必要ではないかというふうに考えられるわけでございす。逆に、信用力が十分ございまして資金調達力のある企業は自己の信用で資金調達を行つておるわけでございまして、そういう企業は本制度を利用することには申すまでもなく少ないわけでございす。過去五年間の実績を見ますとさっきのような数字でございすけれども、具体的には信用力の乏しい中堅企業の利用が主体であつたわけでございまして、今後も恐らくこういうような企業を中心に利用されていくのではないかとこのように考えております。

○小林(政)委員 それにしても、融資の金利も、調べてみますと、余裕金を低利で興業銀行あるいは長銀といったところに預けることを通じて、いままで八・四の金利を六・五に下げている。一・九の低利融資というようにすることが保障されております。それから、基金の裏保証についても、メインバンクや設備処理をする事業者の親企業でいままで三分の二を持っていたものを、今度は二分の一に減らすというようにすることもやられようとしております。土光さんの好きな自助努力というものは、五年前よりずっと後退したと言われなければならぬのじゃないだろうか、このように思つておられますし、法案はどう考えても、大企業の救済色を一段と強めたものになつてゐるのではないかと、このように思ひますけれども、もう一回御答弁をお願いしたいと思ひます。

○小長政府委員 この法律をつくる際に、山中通産大臣からわれわれ事務局に対して、いわゆる山中六原則という基本的な原則が指示されたわけでございす。その中にも、自己努力の貫徹といたしまして自主性の尊重といたしまして、甘えの構造は許さないというのが当然の前提として言われおるわけであります。したがって、この法律の全体を貫く考え方として、企業の自助努力を前提といたしまして政府が必要最小限度の範囲内でバックアップをするという形になつておるわけでございす。

その対象となります構造不況業種、法定では七業種あるわけでございす。この七業種はもろろ大企業もございす。中堅企業もあるわけでございす。業種によつては中小企業も含まれておるわけでございまして、業種全体としての構造改善を図つていくことが目的なわけでございまして、先生御指摘のように、大企業だけを対象にしてバックアップをしようというふうな法律の意図はないということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、先ほど預託の問題についてちょっとお触れになつたわけでございす。特定産業に属する企業の多くは二度にわたる石油危機の影響で大変疲弊しておるわけでございまして、資金の調達に困難になつておる状況にあるわけでございまして、重い金利負担が企業経営を大きく圧迫しておるというのが実情なわけでございす。

こうした状況を踏まえまして、各種資金の中でもとりわけ緊急度が高く社会的影響の大きい退職金だけにつきまして、企業の資金調達を容易にするのと同時に金利負担を軽減していくというところと、先ほど御指摘のような基金の資金を一部預託をするという道を開いたわけでございまして、それによりまして対象退職金につきまして低利融資制度の創設をしたということとでございまして、この点でも大企業優遇というふうな考え方は全く念頭に置いてないわけでございす。

それからもう一点、御指摘になりました裏保証率の引き下げの問題でございすけれども、従来、基金は債務保証に当たりまして三分の二の再保証を求めていたわけでございす。しかしながら、基金の保証を求めめる企業は信用力も乏しいわけでございす。収益状況も悪化している企業が大部分というふうな状況のわけでございす。それから、三分の一の再保証を取られますと、基金による保証は実質三分の一ということになるわけでございまして、信用補完効果も大きく減殺されるというふうな実情であつたわけでございす。したがって、その負担を軽減しようということ、そしてまた制度の効果を十分に発揮せよという観点から再保証率を引き下げることとしたものでございまして、これも大企業優遇というふうな考え方は全く念頭に置いてないわけでございす。

○小林(政)委員 私ども、ともかくいままでの、大きな企業にはメインバンクもついておるし、そこへもつてきて具体的に金利を下げたり、あるいはまた裏保証の問題についてもいろいろ問題が出てきている、こういったようなこと

を考へますと、やはり相当——これは週刊東洋経済の一九八三年版の「企業系列の総覧」という資料でございすけれども、それを見ますと、たとえば住友グループの白水会、これは二十社で構成しては社長会でございますけれども、経常利益は五十四年度二千八百二十二億円、五十六年度三千七百九十六億円と大きな利益を上げていますのでございす。こういう大企業にさらに援助がございす。その一方で、働く者、労働者、中小企業者、こうしたものが、地域経済全体がスラップされていく。古くなった設備と一緒に捨てられ、合理化される。こういった問題を考へますと、いまの問題については見直されなければならぬのではないだろうか、このように思うわけでございす。

この点について、他の部門で赤字でも全体としては黒字であるので、税制などの対策というものは有効なんだということも言われております。会社全体は黒字だと告白しながら政府からの支援をせむというような、こういうあり方というのは改めなければならぬのではないだろうか、このように思うわけでございす。大臣、お答えをいただきたいと思ひます。

○小長政府委員 申すまでもないことでございす。基礎素材産業の構造改善は、民間の最大限の自助努力というのが大前提であるわけでございす。

したがいまして、同一企業グループに属する他の企業が当該企業を支援していくということは大変好ましいことでもございすし、かつまた必要ではないかと思つておるわけでございす。現にこのような企業グループ内の支援協力というのはいろいろな形で行われておるわけでございす。これが経営改善に役立っている面も見逃すことはできないというふうには思つておるわけでございす。

しかしながら、私がここで強調したいのは、現在基礎素材産業が直面しておる困難性というのは、かかる民間グループ内の支援だけではとても

克服することが不可能である。また、かかる企業グループに属さない企業も多数存在しておるということが現状なわけでございまして、したがいまして、国の支援措置が不可欠ではないかというふうにかへておるわけでございす。

今回の対策は、基礎素材産業につきまして、企業グループの有無とかあるは大企業とか小企業というように別を問わないで、ひとしくその対象としようとしておるものでございまして、大企業グループ対策ではないわけでございす。

○小林(政)委員 私は、この問題については、あくまでもやはり大企業のための対策であるということとを申し上げなければならぬと思ひます。

時間の関係で、次に独禁政策の問題に入りたいと思ひます。これは公取委員長にお伺いをいたしたいと思ひます。

最近、新聞などで、石油化学業界がポリエチレンなど三大樹脂について共同販売会社をつくり、販売窓口をしぼった上で、生産、流通を含めた合理化を進めようとしており、四グループ化とかあるいはまた構想とも言われておりますけれども、今週から公正取引委員会と協議に入ると伝えられております。それは、住友・興銀系が住友化学など七社でシェアが三二・二%、昭電系が旭化成など五社でシェアが二七・五%、三井系が三井石化など四社で二%、三菱系が三菱油化など二社で一七・一%と報道を新聞などでされておるわけでございす。

そこで、私は公正取引委員会委員長に伺ひますけれども、公取としてはいままでの独禁法の立場を堅持して、そしてこの件の審査に当たるのが当然のことではないだろうか、このように思ひますけれども、いかがでしょうか。

○高橋(元)政府委員 高圧法のポリエチレン、中低圧法のポリエチレン、それからポリプロピレン、いわゆるポリオレフィン三樹脂でございす。いまお話のありますようなグループを形成して、グループがそれぞれ共販会社をつくつて集約化を進めるといふ検討が進められておることは、

私も何も伺つております。ただ、いまお話がありましたところですが、今週から公取と相談に入るといふ具体的な相談はまだ受けておりませんし、そういう日程は聞いておりません。

いまお話しになりましたグループのシェアというのは、恐らく出荷額のシェアであらうと思ひますけれども、私どもが実質的な競争の制限にわたるかどうかということでは、輸出を引いて輸入のその占拠率と申しますのは、輸出を引いて輸入を加えたという市場についてでありまして、いまお話しした数字とは、そういうグループができた場合に私どもが判断をするシェアは少し違った数字になると思ひます。

いずれにいたしましても、公正取引委員会といひましては、いまの十幾つかありますポリオレフィンの製造業者から、グループ化による共販会社の設立について具体的に御相談があった場合に、前に公表しております合併ガイドラインに照らしてその内容を十分検討して、またもう一つ、ポリオレフィンと申しますのは原料でございすから、その加工業者、需要者といういわゆる川下の事業者の意見も聞く、それらの手続を踏ましまして、独禁法上問題があるかないかを慎重に検討していきたいという考え方であります。

○小林(政)委員 公取としては、私はやはりこの石油化学の四社グループ、これについてはどうしてもいままでの方針を貫いてもらいたい、このように思ひますけれども、一体どう対処なさるつもりなんでしょうか。

それからまた、公取が五十五年の七月に決めた合併等の審査に関する処理基準、この中では、やはりはっきりとした数字が示されているわけでございす。こういったものを尊重されてやられるかどうか、この点についてもう一度お伺ひをいたしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 合併ガイドラインは、御承知のように合併後の市場占拠率の合計が二五%以上、または合併後の業界のトップ企業になりましてそのシェアが一五%以上、またはもう一つ、

トップ企業になつて二、三位との格差がうんと開く場合、それらを細かくいろいろ書いてございす。すが、そういう場合には、重点的に合併について競争の実質的制限に当たるべきかどうかということとを審査しますということ、まず決めておるわけでございす。

現在、年間約千件の合併の届け出がありますから、その中で重点的に審査をするものを、まずそのシェアでもつてふるうわけでございす。シェアで重点審査に当たった場合に、全部がだめだということにはしてないわけであります。合併後の会社の市場占拠率、それから当該会社の属する市場における競争の状況、そういうことを総合的に判断いたしまして合併の適否を決めておるわけでございまして、たとえば倒産しかつた会社があつたらしくした会社に合併してもらつた場合には、そのシェアにかかわらず、比較的緩やかに合併を認めている例も少なくございせんし、それから製造会社と販売会社が縦に合併する場合には、原則として、水平段階での競争に影響がない場合には、そこは合併を認めるという判断基準でいままでできておるわけでございす。

先ほどお尋ねのございましたポリオレフィンの製造業の共同販売会社の設立につきましては、合併に準じて、独禁法の十五条で、株式取得によつて実質的な競争制限に当たるといふかを判断いたしていただくわけでございすけれども、その場合の考え方も、先ほど申し上げたような項目を総合的に判断して決めていくという点では、従来の合併またはその会社の営業の譲渡、株式の保有についての判断と変わらぬというふうに思ひます。

○小林(政)委員 私は、公取が書かれておる中身の中に、競争政策こそが活力を生み、独禁法を守つてこそ不況克服ができるのだから、決してこれは緩めるべきではないというふうな意味のことをあなたがおっしゃったというふうなことが書かれているのを見ました。具体的には私はそうだとはいふに思ひますけれども、この点についてもう一回御答弁を願ひたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 自由主義の経済で経済の活力を高めてまいる、そのためには企業の自主的な判断、創意工夫というものが基本的に大事である、そういう枠組みを組み立てております重要なもの、一つとして独禁政策というものがあつては、いまお尋ねのとおり私どもも考えております。そういう基本を揺るがすことのないようにして独禁法の運用にいままで当たってきたつもりでございまして、また一方で、経済の実態についての見通しを失わないで、経済を正しく客観的に把握して独禁法の運用に当たつてまいるという心構えをもつていままで臨んできたつもりでございまして、今後とも同様に、競争政策の重要性に立脚した法の運用に当たつてまいりたいと考えております。

○小林(政)委員 私は、独禁法の上で、寡占化というものは上位二社ないし三社で五〇%というふうにも言われておりますけれども、やはり独占禁止法というのは、大企業がカルテルで値上げをやろうとする、それに歯どめをかける、こういうことが主たる目的だと思つておられる。こういう点から、中小企業や消費者の利益を守るといふことはまことに當ることであらうと、このように思つております。いまお話しのことについてお聞きします、不況産業と関連してこの独占禁止政策そのものをゆがめようとする動きがございまして、これはやはりどうしても許すことができません。

この問題については、特安法の改正案、これは事業提携に関する通産、公取の調整事項が新しく設けられておりますけれども、十二条の四項、事業者の事業提携計画が独占禁止法上問題になるのかどうか、やはりこの問題については通産大臣の御意見を一回伺ひをしておきたい、このように思つております。

○山中国務大臣 認めることができませんとおっしゃいますが、何を認めることができないのですか。私どもは、何も認めることのできないようなことはしておりません。私どもの持つていきます

協議の相手の公正取引委員会には、ちゃんと独禁法を踏まえた内容のものを持つてまいりますので、それでもなお御注文がついた場合は、さらに持つて帰つて業界の自主性を待つというので、それ以外のことは何もしておりませんが、どこかほかで何か動きがあるから許さないとおっしゃるのなら、その人たちに向かつて言つてください。私じやありません。

○小林(政)委員 いや、課徴金の問題一つを取り上げて、財界は、こういうものは不当だ、やめべきだ、こういったようなことも言われておりますし、五十二年以前の状況に競争政策を戻すべきだという意見も、いろいろと私の耳には入つてきておるわけでございまして。こういう点はやはり許すことができない、こういう意味で申し上げたのです。

○山中国務大臣 どうぞ、財界がどこかわかりませんが、そこに行つて許すことはできないとおっしゃつていただきたい。

○小林(政)委員 やはり私は、公取はこの審査に当たつて、主務大臣から通知をされたものだけに限らず、独禁法に照らして、すべての点にわたつて厳しい態度で臨んでもらいたい。そうでなくとも、いま独禁法に風穴をあけようとする動きが出ていると言われる情勢が伝えられております。こうした中で、こういった問題についても公取委員長の決意を伺ひたいと思つてございまして。

○高橋(元)政府委員 いま御審議いただいております法律案が成立をいたしました後、私どもは、「特定産業における合併等事業提携の審査に関する基準」というものを作成して公表したいと思つておりますが、その中で、先ほど来お尋ねのありますマーケットシェアとの関係については、マーケットシェアが二五%以上となる案件についても、当該行為後の市場構造が高度に寡占的とならないように考慮しつつ、その競争の実態に即して判断する、という趣旨の内容を盛り込みたいと思つてございまして、市場占拠率が二五%以上とな

るという形式的な基準だけで合併なり提携がだめというのではないのであります。同時に、非常に大きなシェアを持つ合併または事業提携がなされることによって市場構造が高度に寡占的となるというところがないように、つまり、二社で七五%とか三社で七〇%とか、そういう独禁法の別の条文で高度に寡占的と指定しております状態にならぬというところを基本的に考えて、実態に即した判断をしたいというのがその趣旨でございまして、少しくどくなりますけれども、独禁法はいわば交通のルールのようなものでございまして、企業が自由に、不羈奔放に行動をされる場合に、とかくいろいろな衝突なり事故というものが起こるわけでございますから、そういうものを避けるために独禁法があるというふうに思ひます。不況になつてまいれば、大體道路が狭くなつて車がふえるような形になりますので、なおさら交通法規である競争法規、独禁法規の重要性というものは増してまいらるわけでございまして。

そういう意味で、一時の苦しい紛れに独禁法の適用除外を設けて、それによつて競争制限をするというふうな主張があることは事実だと思ひますけれども、通商産業大臣からもお話をいたしましたように、私どもとしては、経済の基本的な法規の一つである独禁法によつて自由主義の経済の生々発展というものを、ますます力をつけるように持つてまいりたいという考えは変わっておりません。

○小林(政)委員 もう一回、公取さんにお伺ひしたいと思つたのですけれども、この法律案を見てみますと、第十二条五項、六項、七項、八項で、主務大臣と公取の間で意見の違ひといふことが、大臣は先ほど、そういうことはあり得ないといふようなお話でございましたけれども、何かの時点でそういうような問題が起きた場合に、最終判断は一体どちらがおやりになるのですか。まず、これをお伺ひしたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 通産大臣からお答えがありましたように、事業提携につきましては独禁法の適用除外ではないわけでありまして、したがって

して、事業提携後の姿が競争の実質的制限にわたるかどうかという判断は、独禁法の枠内で行うわけでございまして。そういうことが基本でございまして、事業提携計画の認可、承認の申請がありましてから承認をいたすまでに、いろいろその書類なり意見の往復があるように書いてございまして、また、その事業提携計画が一たん承認されました後に動いていく場合に、その後の事情変化によつて、競争政策上好ましくない事態が発生した場合の意見の調整についても、いろいろ書かれております。書かれておりますが、それは事業提携計画に基づく事業者の行為が独禁法に違反するかどうかという判断が基本になるわけでございまして、そういう判断は、昨日来申し上げておりますように、公正取引委員会が行うということとは変わつておりません。

○小林(政)委員 やはり主務大臣と公取の間で意見の調整がつかないというふうな問題について一体どちらが責任を持つて最終判断をするのかという点については、公取がおやりになるということとすね。

○高橋(元)政府委員 先ほど来申し上げておるとおりでございまして。

○小林(政)委員 もう一点、公取にお伺ひいたします。

この法律によると、設備処理に対する指示カルテルというのがございまして、この指示カルテル、これはまあ独禁法適用除外ということにしままでなつていたわけでございまして、すべての事業活動について、この問題については独禁法を守るといふ立場から、やはり生産の受委託だとかあるいは生産、販売の共同化とか合併とかについて、また株式の取得だとか役員兼任だとか営業の譲り受けたとか、あるいは同調値上げに関する規制その他についても、新特安法で承認を受けた計画の一環だからというふうな立場でこれを緩和するといふような、緩めるというふうな動きを絶対に戒めるべきではないだろうか、このように私は思つておりますけれども、この点につ

ますが、それに参画できるだけの訓練をした要員が現場にいた方がむしろ早く活動できる場合がございいますので、いまお話しのような、ポケットベルを持って現場のプラントに配置されている者は、これはわれわれの方では適法な配置と考えております。

それから保安要員、防災要員五名が適法であるか、それを減らすことはどうかという御質問ですが、いま御指摘の工場は法規上、これは石油コンビナート等災害防止法に基づきまして防災要員を置くべき数が決められておりますけれども、その工場の場合には、規定上五名を最低確保しなければならぬようになっておりますので、これを減することはできないことになっております。

○小林(政)委員 規定ではそうなっております、何か五名を一名減らしてもというような動きも出ています、このように私の方では聞いております。したがって、保安行政と申しますか安全対策という観点からも、この点についてはやはり十分監視をしていかなければならないのではないかと、このように思いますけれども、いかがでしょうか。

○長谷川説明員 御指摘のように、保安要員というのは工場の災害時に活動する重要な要員でありますので、これを企業の都合で勝手に減らされるということは非常に問題であります。法律上も、この自衛防災要員を減らしたり防災機材を減らすようなことのないよう、そういうことを行った場合には必要な措置命令もできますし、それから状況に応じてはその事業所の施設の全部または一部の停止命令もかけられるようになっておりますので、そのような動きがあれば、これは法律上の手当て、法律上の根拠をもって十分な対処が可能な状態になっております。

○小林(政)委員 小さな問題のようでございますけれども、やはり重要な問題でもございいますので、この点については万全の対策を立てていただきたい、このことを強く要望をいたしておきます。いま述べてまいりましたように、こういう大企

業の利益中心の再編成が新特安法による構造改善の前ふれと言ふことができると思ひますし、そして特安法の中身でもあると思ひます。私は、大企業の社会的責任を明確にして、労働者の雇用や職場、地域の安全対策、これに対する万全の対策を立てることは当然のことではなからうかと考へておりますけれども、最後に大臣の見解を伺ひたいと思ひます。

○山田中国務大臣 もちろん、企業は独立した存在であるとともに、国家あるいは地域社会の重要な構成員の一人であります。したがって、企業内の保安等については、おのずから自分自身がその責任において果たすべきものであつて、それを外部にわたらないように、あるいはわたらないからというようなことで手を抜くようなことがあつては絶対にならない社会的な義務を負つてゐる、そのように思ひます。

○小林(政)委員 大臣は何か御自分で、大変ユニークな考へを持っていらつしやる大臣であると思ひます。私に、そういう立場からも、競争政策の問題にしろあるいは新特安法の問題にしろ、きちつとした立場に立つて、万人に喜ばれるようなものにしていかなければならぬだろう、このように考へております。

最後にになりましたけれども、企業城下町法に関する問題を一点だけ伺ひたいと思ひます。

地域指定に關してお尋ねをいたしたいというふうに思ひますけれども、政府は、特定地域の指定について政令で定めるとしてありますが、どのような業種について、どのような地域を指定する方針なのか、明らかにしていただきたいと思ひます。現行法で指定されてまいりましたこの地域は引き続き指定されるのかどうか、新たに指定をされようとする地域はどのようなものを指しているのか、この点についてまず伺ひたいと思ひます。

○神谷政府委員 現行法で九業種が指定されてお

りまして、五十一市町村、それから周辺関連地域がそれ以外に指定をされておるわけでございいますけれども、改正法が通過いたしました場合には、私もいたしましては、各地域についてのレビューを行いたいと思ひております。基本的に構造不況業種がどういふ状況になつてゐるかという問題もございいますけれども、さらに、その悪影響から地域が脱却し得てゐるかどうかというところに着目してレビューを行ふものでございいます。現在までわれわれが調査しておるところでは、状況はよくなつて卒業して行く地域というのはいくつあるのではないかと、こう考へておりますので、現在指定されております五十一市町村が大半というか、ほとんど継続してそのまま指定されるということにならうかと思ひます。

また、新しく指定すべき業種、地域につきましても、構造不況業種の代表的なものであつて、なお指定業種になつてゐないものに関して、具体的に問題になつてゐる地域があるかどうかという点をわれわれとして検討いたしまして、具体的に地域があり、それに関連して業種の追加指定が必要であれば、業種並びに地域を追加していきたいと思ひております。

いづれにいたしましても、改正法の段階でレビューをいたしたいと思ひております。

○小林(政)委員 具体的に伺ひたいと思ふのですけれども、これは玉野市の問題なんです。これは人口七万八千人で、三井造船の城下町として六十数年間栄えてきた町でございいます。ところが、非常に古い歴史を持つてゐるにもかかわらず、造船不況で、玉野市は人口減と地域経済の衰退が目に見えような状況でございいます。やはりこの場合、大きな企業の社会的責任というものが地域に対して果たされなければならぬのではないかと、この点について伺ひたいと思ひます。

○神谷政府委員 玉野市につきましても、現行法で造船の関連で指定をされております。同地域の状況につきましても、これは造船関連

の他の地域におきましても比較的似たような動きをいたしておりますが、第一次オイルショック後急激に落ち込みまして、五十六年あたりは、特にこの玉野市の三井造船の場合に、かなり回復をしてきております。したがつていまして、関連中小企業等の仕事もやや上り坂でふえておるわけでございしますが、五十七年からこれも大分急激に下り坂になつており、この先の見通しも余り明るくない、このように了解をいたしてあります。

したがつていまして、関連中小企業の出荷額あるいは受注の仕事の量といったようなものもここへ来て急速に落ち込んでおりますので、私どもとしては、当然こういう推移を慎重に見てまいる必要があるかと思ひますが、現時点の状況で判断すれば、私どもとしては、引き続き指定ということになるのではないかと、このように考へております。

○小林(政)委員 これも私が聞くところによりますと、五十二年四月、本工が千五百人、下請が千九百人、合計で三千四百人もの従業員が首切りが行われた。その影響は玉野市の商店街にも大きくあらわれて、六十億円もの売り上げが減つてゐるというふうなことも伝えられております。

資本金三百三億円の三井造船が、五十五年度決算で総額十八億円の配当を行ひながら、法人市民税はたつた八十万円、均等割のみで、所得割はゼロです。ところが、市の方は逆に三井に助け舟を出して、三井の帳簿価額で坪千五百五十円、固定資産税の評価額は八万二千円の社宅を、市は坪十七万七千円で買ひ上げてやつたというふうなことも伝えられております。私は、こんな市の行政はよろしくないのじゃないだろうか、この限りにおいては思ひました。

しかしまた、通産省にも伺ひたいのですけれども、三井造船の五十七年末からこの春に至る間の人減らしの計画というものは、具体的にどのようなふうなものでしょうか。

○神谷政府委員 仕事が先行かなり暗くなつてゐるということも承知しておりますし、関連中小企業に影響が徐々に出ておるということは承知して

ついでその目的に沿うような対処をやってほしいということを期待するわけです。

通産大臣、いま小長局長から、いままでの法の運用についての反省を含めて、こうりたいというようなお答えもあったわけですが、これはあなただのリーダーシップによって決定されていかなければならないので、その点についてお答えをいただけませんか。

○山中国務大臣　まず、過去五年やってきたもの

ただ申し上げたのは、先ほど言ったように設備廃棄なんかをする場合に、一律廃棄ということとで相当トラブルが起こったわけです。企業によつては力関係も違うために、なかなか調整に手間取るといふようなことが実はあつたわけです。だから、それぞれ一律設備廃棄は設備廃棄なりのメリットもあるだらうと思う。かといつてデメリットも

五十七年の下期は八三％です。確かにこれは優秀ですよ。ところが、五十八年になってくると上期が七五％になります。それから下期は六八％になります。もっと深刻になる可能性があります。これは外すべきではない、私はそう思います。ですから、外すということをすばり言うのじやなくす。

も困るというような話があつて、じゃ法律から先
前を取りましようということで、造船業の場合
は、不況業種でありますけれども、エネルギー
の他が非常に大きなウエートを持って今後も問題
があるかというところ、そうではなくて、これは運輸
省の中の造船対策でもって解決できる不況であ
る、したがって構造不況業種ではないということ

それから、現行法では「特定不況産業」というのと「安定」という言葉が一對というような形で使われておるわけでございます。「経営の安定」という言葉を特に使っておりますのは、現行法では誤りです。利用が十分ではなかったという面もあったということが一つの理由になっておるわけでございます。

備の処理というのを政策手段の唯一のものとして取り上げておるわけでございませうけれども、今度の新法では、設備の処理という撤退の方向と同時に、事業の提携とかあるいは活性化設備投資とかあるいは技術開発とかいったような、活性化の部分を新たに引き上げたわけでございませう。したがって、撤退と活性化の部分を含まれた総合的な言葉といたしまして「構造改善」という言葉を使ったわけでございまして、したがって、構造改善に見合う業種の書き方といたしまして、先ほど申しました事業者心理への影響等を勘案いたしまして、「不況」を取りまして「特定産業」ということにしたわけでございませう。

具体的には、二条に「特定産業」ということで一号から八号まで、七号までが法定候補業種、八号が政令追加候補業種ということで決められておるわけでございませうが、これは八号の政令要件の中に具体的に書いてございませうに、「その業種に属する事業者の製造する物品の生産費の相当部分を原材料及びエネルギーの費用が占めるものに限る」という要件の限定があるわけでございまして、ここで、大臣から先ほど答弁ございましたように、基礎素材産業に限定をするという考え方が出ておるわけでございまして、一号から七号までの業種はいずれも基礎素材産業種に対応しておるということになっておるわけでございませう。

○中村(重)委員 通産大臣、どうもあなたの答弁は、明確と言えは明確なだけども、ともかくあなたの答弁からすると、ふたをしてしまおうのだ。これはそういうことであれば、いままでの特定不況産業の、これは略して言いますよ、臨時措置法は廃棄してしまつて新法をつくつていくということでないといけないんだ、改正法案といふのは広い意味で基礎素材にも関係をしていくわけだね、たとえば造船の問題なんか。だから、そうすばり、これは不況そのものであつてはだめなんだ、基礎素材関係でなければ対象になら

ないんだというように、そう狭く言い切つてしまふということになれば問題があるように私は思う。だから、不況も考える、特に基礎素材関係にウェイトを持つものを重点的に考えるというのならば理解もできるのだけれども、これはそこらはどうもあなたらしくもあるし、あなたらしくもないんだね、いまの答弁からは、もう少しあなたらしい答弁、考え方というものがあつたらいいんじゃないか。いかがですか。

○山中国務大臣 これは私らしい答弁なんです。ですから、ちゃんと運輸省に、後は造船はまあええさんたちの方でめんどろ見なさいよ、わかりました、ということでもトラブルはないわけであつて、それは新法にすべきだという御意見は一つの御意見でしょうが、いま現在やつてきたもののうち一業種外れるから、あるいはまた若干電炉等が変わりませうけれども、だから法律も新規まき直しだといふふうには——ここで新しく法律を起すというふうには——いまだありません。よくも悪くも独禁法の規定を排除しておるようなところ等もまた新しく議論をしなければなりません。

そうすると、その事業に対する対象の、国がめんどろ見る内容まで違つてきてしまふ。しかし、内容は違つたから困るので、第二次の石油不況が二重波でかぶつてきて、立ち上がりかけていたのがまたたきつづけたらという現状なのですから、やはり延長法ではあつたらう。しかし、これは企業家の自主性でもって、活性あるいは共同化、あるいは協業、最終的には合併等もあり得るものがあるけれども、そういう企業自身の活力というものが盛り上がりつつあるならば、それを国が支えてやろうという部分については、改正のままだと改め方は延びました。したがって、一緒に五年間、今度の法律で新規の施策も含めながら進んでいくということ、そんなに私の発言はわかりにくいですか。

○中村(重)委員 時間の関係があるから繰り返さ

ないんだが、いまだまた小長局長から「造船」という固有な名詞が出たものだから造船が焦点に出たんだけれども、業種は政令指定をやるわけだから、ここで決定的でなくても私はよろしいと思うのです。それで、あなたのように、運輸省とどうして話をして、運輸省もこれを了解したからというふうなことでなしに、それは前にあなたと運輸大臣と話しているわけで、国会に提案されて、ここでいろいろ議論があるわけだから、そこらあたりも踏まえながら弾力的に、しかも現実的に対応していくというふうな答弁でないといけません。法律は新法でなくて改正法案で出したということについては、いろいろとむづかしい事務的な処理あるいは法制局とのいろいろな関係もこれありといふことで、あなたの答弁からすると、性格的に変わつてしまつたといふふうには思ふのだけれども、しかし、いずれにしても改正法案であることは間違いない。だからそこらで、委員会、質疑、意見等も十分勘案しながら、今後政令指定に当たつては十分適切な措置を講じてまいりますというふうな答弁でない、これは私も引く返しがつかないといふことになる。何もあなたと肩を組んで議論する必要はないんだが、私の言っていることも、あなたは納得するのではないかなといふ気がする。いかがですか。

○山中国務大臣 今度はまた中村さんらしくないでしよう。法律を出すときには余りきつちり固めないでふわふわしたものを持つていこうと言つたら、そんなことで出したら、何だこの法律は、どうにもなるようなことが書いてあるじゃないかとしかれるに決まつてゐるのですよ、あなた。ですから、中村さんの御意見はわかりますが、とにかくもう話はついておりますので、政令指定の際には造船を入れる気はございませぬ、そういうことでございませう。

○中村(重)委員 私は、あなたの答弁には納得できない。改正法案が通つて、それから政令指定、こう進めていくことになるんだ。そうすると、委員会においてどういふ議論が出るか、あるいは修

正が行われるかということだつてわからないわけだ。それをあなたが事前に運輸大臣と話をして、決定的なものだといふふうな決めてしまふといふことは、少なくとも立法府を軽視することにもつながつていく。だから私は、これだけでも一時間でも二時間でもあなたと議論をしたいんだけれども、きょうはいろいろと委員長の予定もあるようだし、後藤理事の方からこの点についてまた質疑をしてもらうことにして、私は先へ進んでいきます。これは納得していいないといふことだけ申し上げておきます。

そこで、現行法の設備処理というものの、こう申し上げるのは、私の理解と通産大臣の答弁が違つてきたので、メモをしていしたことと若干違つてきたので、これは集約化の推進というのが一つの大きな柱として入つてきたようですが、従来の設備処理の関係、それから事業集約化の関係について雇用安定というのがあるわけだが、この雇用安定の進め方についてどのようにお考えになつておるのか。

これは時間の関係がありますから次のこともあわせて申し上げますが、本法による雇用の配慮という問題と、特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案というのがあるわけだね、労働省所管でいま社会労働委員会にかかつてゐるわけだ。これとの関係を雇用安定の面はどう進めていこうとしているのか。

それと、本法案もそうなんです、通産大臣と労働大臣との協力というものはこの運用に当たつてどういふことになるのか。そこらを含めてお答えをしてくださいます。

○小長政府委員 本新特安法におきましては、雇用の安定というの是最重点配慮事項ということに位置づけておるわけでございませう。したがって、この法案の立案過程におきまして、産業界の議論がかなり熱心に行われたわけでございませうけれども、その段階から関係労働組合の方々と意見交換も十分行つてきたところでございませう。

て、そういう意見交換も踏まえまして随所に、雇用安定や労働組合の意見を聞くというような規定を設けておるわけでございます。

具体的には、構造改善基本計画の策定に当たりまして、関係審議会を通じて労働組合の意見をまず聞くということになっておるわけでございまして、また同時に、かかる関係審議会には必ず労働組合の代表も参加していただくというようにすることも考えておりまして、雇用の安定に十分配慮してまいりたいというふうに思っております。

次に、その基本計画に従いまして設備の処理であるとかあるいは事業提携というような措置を行う場合には、国、都道府県、事業者は、雇用の安定や労働者の生活の安定のためにそれぞれの立場から努力をするという、努力義務の規定が第十条に具体的に列挙されておるわけでございます。

以上のように、本法におきましては、雇用の安定及び労働組合の意見の反映につきまして所要の規定が整備されておるところでございまして、今後ともさまざまな場面で労働組合の意見を十分に聞きまして、構造改善基本計画の策定、運用に反映をしてまいりたいというふうに思っております。

ここで、基本的に先生に一つ申し上げたいわけでございますが、先ほど申しましたように、この法律の基本的な考え方といたしましては縮小と活性化ということで、一方において設備処理等によりまして縮小、撤退を図ると同時に、一方において事業提携とか活性化設備投資であるとか技術開発というような措置を通じて、活性化、つまり前進の措置を幾つか考えておるわけでございまして、そのような措置によりまして、むしろ雇用の面から見ますと、ある程度雇用の安定に寄与する面もあるのではないかと考えておるわけでございます。

全体を通じて、この法律の基本的な考え方といたしまして、私どもは、なるべくその産業政策の分野の中において具体的な雇用の安定である

はなだらかな雇用調整に努力をしてまいりたいということでございます。具体的には、企業の中において余剰人員が存在しておるような段階におきまして職業訓練を施す等の措置によりまして、関連企業への就職をあっせんするとか、あるいは下請の企業への就職をあっせんするとか、あるいは企業内の職場転換を図るといったようなことで、失業にならないかっこうでできるだけの措置を講ずるというふうに考えていきたいと思っております。

もちろん、そのようなことは政府が直接やるということではございませんで、労使の協議の問題というわけでございますが、政府といたしましては、そのような労使の具体的な協議を側面からウオッチをしてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○中村(重)委員 労働組合の意見も十分聞いてと、特にあなたはその点強調された。さつき通産大臣とあやうやとりをされたものだからどうも言葉が出てくれないのだけれども、特定不況産業安定臨時措置法の審議の際に大幅修正をした。そのとき、労働組合との協議というのは修正の中に入っておった。その意味は、たとえば造船なら造船に幾つかの組合がある。ところが、それは法的にはその組合とだけ協議をすれば、小さい組合と協議をするという必要はない、労働法規の関係はこうなっている。しかし、それではいけないから、当該事業所にあるところの労働組合と協議をするというように実は修正を加えたわけですね。

ところが、協議ということとは同意というのと同義語で、実はいろいろ議論をしてきた。労使の関係について、この法律に基づいてその協議がどのようにに生かされてきたのか。ただ、おさなりの協議にすぎなかったというように批判も私どもの耳に入るわけです。だから、その点はどう把握しておられるのか。いま特にあなたが強調されたから重ねて申し上げる必要もないかもしれないけれども、労働組合の意見も十分聞いてという意味は、私が申し上げましたように、協議というのは

同意というのといわゆる同義語であるという受けとめ方の中において、前回修正をしたということも含めて、それを生かしていかねばならぬという考え方の上に立って特に強調されたという受けてよろしいかどうか、いかがです。

○小長政府委員 労使の問題は一義的にはまさに労使の間で解決さるべきことでございまして、国が直接その問題に介入するのは好ましくないというのが実情だと思っております。したがって、まして、先生のいまおっしゃいました第十条のところでございまして、当該措置に係る事業所における労働組合と協議して、その雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならぬ」と規定をされておるわけでございまして、けれども、この場合も私も、まさに労使がとんまで具体的な雇用の問題について話し合いをするという趣旨がここに明示されておることを考えておるわけでございまして、具体的に政府がかかわってまいりますのは、設備処理の指示カルテルをやる場合とか、あるいは事業提携計画を承認する場合に「当該事業提携計画に係る提携事業者の従業員の地位を不当に害するものでないこと」というのが要件になっておるわけでございまして、これは労使間の話し合いが十分に行われているかどうかを確認するという意味の規定でございまして、私どももいたしましては、個々の企業の雇用者の具体的なケースにまで主務大臣が法律的に介入するということや意図するわけではございませんし、またそういうことが要請されているわけでもないわけでございまして、具体的には、たとえば配置転換等によりまして離職者の発生防止に努めることになっていくのかどうかというようになるとか、あるいはやむを得ず雇用調整に踏み切るざるを得ないような場合にも計画的にこれを行い、あるいは雇用関係法を活用する等によって従業員の地位に配慮が十分払われておるかどうかという点につきまして、確認をするという趣旨で運用をしてまいりたいと思っております。

でございまして。それから、先ほど先生の御質問にちよつと答弁漏れがございましたけれども、労働大臣との関係でございまして、現行特安法におきましても、私どもは、安定基本計画の策定とか設備処理にかかわる共同行為の指示等、雇用に関する事項について労働省と緊密な連携をとっておるわけでございまして、新しい法案におきましても、立法過程においてもうすでに事務レベルで十分連絡調整を行っておりますし、今後とも引き続き緊密な連携をとってまいりたいと考えております。

○中村(重)委員 労使の関係については、それこそ労使の問題だから政府がこれに介入すべきではないということ、それは適当ではないのだ。この労使協議の問題というところは精神規定ではないのですよ。義務規定になっているんだ。義務規定なんだから政府も当然この法律に拘束をされるということ、この法律に基づいて対応していかなければならないことになるわけだ。だから、単にこれは労使の関係であって、政府が介入すべきではないと言いつつしてしまふことは、この法律を修正した趣旨に反すると私は思っています。もちろん、配置転換であるとか何とか、そういう小さいことにまで一つ一つ政府が介入しろと私は言っているわけではない。しかし、単に労使の関係であるから政府が介入すべきではないということ、で、訓示規定でない、強制規定になっていないものを一方的に言い放つことは適当ではないというところを申し上げておきます。私の言うことに何か反論があれば、後でお答えいたしたいと思っております。

それから、題名を改めた積極的理由、これは先ほどの関連もありますから、お答えをいただきます。

○小長政府委員 ちよつと前の答弁の繰返しになるおそれがあるわけでございまして、現行法では設備処理ということだけを政策手段に使用しておるわけでございまして、その設備処理によりまして不況の克服と経営の安定を図るというこ

とになっておるわけでございます。したがいますして、現行の「特定不況産業」という、その不況と経営の安定というのが一つの対の言葉ということになっておるわけでございます。

ところが、新法では、設備の処理という撤退の措置に加えて、新たに活性化の措置を幾つかつけ加えたわけでございます。事業提携であるとかあるいは活性化設備投資であるとか技術開発と云うようなものをつけ加えたものだから、それを総合いたしまして「構造改善」という言葉を使ったわけでございます。

「構造改善」に見合うべき言葉といたしまして、「特定産業」がいいのか「特定不況産業」がいいのかという問題が議論の過程で出てきたわけですが、私どもは、結論的には「不況」という言葉は削除することにしたわけでございます。

その理由は、「不況」という言葉が冠せられてお
りますと、事業者心理に影響を与える面があるの

ではないか。具体的には、イメージが悪くて銀行借り入れにも問題が出てくる場合があるのではないかとというようなことか、求職者が「不況」に冠せられているような企業には就職を敬遠するかも知れないというようなことも心配をいたしました。そしてまた、その事業者が新たな発展への意欲を「不況」という名が冠せられているために減退退縮させられる面もあるのではないかとというようなことも願っていたしまして、「不況」という言葉を落として「特定産業」ということにしたわけでございます。

○中村(重)委員　いまあなたのお答えからいって私が判断をする、やはり「不況」は入れるべきである。それから、臨時立法ですよ、これは。恒久立法ではない。

同時に、いま社会労働委員会が審議をしている労働省所管の、先ほど申し上げた特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法案、これは「不況」がそのまま入っているんだ。中曽根内閣の通産大臣も労働大臣も関

僚なんだ。それが、片や「不況」はそのまま残し、今度は通産省のことだけで何か名分が悪いというこゝとも、あなたの士気に影響するということのように受け取られることも含まれておった。恐らく後で中小企業庁長官も同じようなことを言うかも知れないんだよね。私は、臨時立法は臨時立法にふさわしい、なじむような名称を——せっかくあるものを外すというようなことはおかしいと思うのですね。そこらにあなた方がこだわるものだから、先ほど、聡明な山中通産大臣もああいふようなことでこだわっているような感じがす。私は印象を持ったわけなんです、この点は私はやはり臨時立法になじむというものは「不況」でいいじゃないか。老人は老人でいいということです、何も高齢者と言わぬでも。だから、あたりまえのことを名称にしていくということが一番正しい。通産省のお役人というのは何かえらいこだわるなという印象を持たれて、適当ではないというような感じがいたします。

次に、改正法案の柱は、先ほど来また数日來同僚委員からも指摘をしてこられた八条の二「事業提攜計画の承認」、この承認に基づくところの公取との調整の問題というようなことが、私は非常に重要な問題であるというふうに思います。

繰り返すと時間が幾らあっても足りませんが、これは私は、さすがに山中通産大臣らしいユニークな発想を持ったものだと思っているのだ。さすがに独禁法をこなしてきた、いわゆる独禁法の権威者にふさわしいユニークな発想です。これは大いに私は評価をしたいと思うのですね。

ということは、いままで通産省と公取との間に、片や行政指導でできるだけ安易にやろうとする、公取は、いや、そうではなくて法律に基づいてやりなさい、こう言ってきた。それは例の石油

カルテルの問題だって、そこらが私は大きな問題点になっていると思う。それを私は、ここで事前調整条項というのを入れたことは、ある意味においてそういうトラブルをなくするということに一歩進を開いたという点についてユニークである

いうように評価をいたしますが、反面、私は、独禁法に大きい穴と申し上げてもよろしいのだけれども、少なくとも小さい穴か、穴をあけたということにもつながっていくのではないかという感じがしてなりません。

この点について見解を伺いたいということ、それから、結局これは事業者は事業提携計画の段階で話し合いをするわけですね。複数でこれはやるわけですから、その際に恐らく通産省と相談をするだろうと私は思う。通産省は、その相談を受け、アドバイスをし、そして計画というのができ上がっていくだろうと思う。その段階で公取との、正式な協議ではないが、非公式な協議なんというのが持たれてくるのではないか。そこらの、この事前調整条項、十二条ですか、これの運用は実際はどういうようなことになるのか、まずこちらをずばり答えていただければ、疑心暗鬼といったようなことでなくて、よし、わかったということにもなるのだろうと思うのです。

こころをひとつそれぞれ、まず大臣とそれから公取委員長から、先ほど申し上げた考え方、今後のあり方、どうあるべきかということについてお答えをいただいて、あとは事務局からお答えください。

○山中国務大臣 大変苦勞をしたところでございまして、やはり通産省と公正取引委員会とが客観的にいつも角突き合わしているというのは、日本の産業の発展のために、そういうことはなかったにしても、そう思われるだけでもよろしくない。やはり産業政策というのは、これは生きている経

濟をやるわけでありますから、切り方を間違え
ると血が出るし頸動脈に当たったら死んじやうとい
う、そういう生きている経済をどういうふうに誘
導していくかという問題ですし、一方の方は、先

ほど公取委員長は交通整理といううまい表現をしましたが、そういう意味のルールを守ってもらう。大企業は大企業であるがゆえの慎重あるいは倫理、そういうものも含めたものを考えておかなきゃいかぬし、あるいはまた零細なるものは強食

弱肉の論理のもとにのみ込まれるようなことがあつてはならぬという、そういうものが基本にあるわけでありますから、私は、この産業の実態をやる場合と、その監視監督を一定のルールをもつてやる公取委員会と、びったし組み合わせる手段が

ないはずがない。でないと、今回もやろうとすれば、独禁法適用除外とするということにして、そして大変な論議をそれで起こして、多数決で決めていくことになるような結果になったと思うのですけれども、そうではなくて、御理解を得たい最大の理由は、やはり独禁法は通産省もみんな読む、民間の企業も、アメリカみたいに、全部社長は独禁法を知っているし、独禁法専門の顧問弁護士を持ってない会社はもうぐりだというぐらしいところまで日本の産業界もいかなければいかぬ。その第一歩が今度のこの法案の仕組みのつくり方だと考えまして、それで、通産大臣の責任で、承認をする前もしくは後、あるいは公取の方が、その後に起こった独禁法に違反すると疑いのある間

題等の指摘もできるわけですから、このところはいまい運営ができるはずであると思つて、このような仕組みをつくりました。

現に、化学繊維関係の方々が最初、まあ旭化成グループと言つたらいいのでしょうか、たくさ

ん、これだけ一つになりますという話で、それは結構なんだけれども、そのままではちょっと問題がある。というのは、そのシェアの問題その他のいろいろありますからね。合併の際のシェアとか、あるいはその後残ったものの三社七〇%の同調値上げの基準とか、七五%の寡占状態とか、いろいろ

るあるわけですから、それで、公正取引委員会にいまから行ってきますと皆さんがおっしゃるの
で、公取に行くのはやめなさいと言ったのです。
私の方で相談はしますからと言ったのですが、い

や、とにかく説明してきますと言って、結果はだめだったわけですね。

ですから、これから先は、やはり私の通産省のところで独禁法に触れないような内容、ルールに従うような内容で活性化を求める案をつくりな

大臣にいまなつておるといふことについてです。……だんだん若い層の人たちになりましたから大分考えが違つたと思うのですが、三年がかりで独禁法を新しく改正しましたとき、財界から総スカン、自民党は副総裁、三役初め総務会全員反対という中を、三年がかりでこの委員会にやつと持ち出すことができた立場に私はありますから、若い政治家、その後出られた方々の考えはどうか知りませんが、その当時の自民党の中から言えは全くの異端児であり、そして最少数派であつた。しかし、その私がいま通産大臣である。ならば、ちよつと変わったと言われても、それが結果的に後で見てもなるほどこれはうまいやり方があつたものだといふものぐらひはつくり出さなければ、その道の権威者とは言えないだろう、そう思つて一生懸命ない知恵をしぼつてみたんですよ。

○高橋(元)政府委員　競争政策の重要性と申しますか、独禁法が経済の基礎をつくつております法規の一つであるという点については、ただいまお話のありましたとおり私も、認識しております。

○中村(重)委員　そこで通産大臣、あなたがその道の権威者という自信を持つてこれからやりたいということまで、過ちを改むるにちゅうちょしてはならぬということにもなるのだが、この前の独禁法の改正の際、課徴金制度というものをつくられたですね。あれは自民党の方からの提案であつたのだ。われわれはこれには大いに難色を示したんでだけれども、この課徴金制度というものによつて網にひつかかるものはほとんど中小企業、大企業は数が少ない関係上、網の目から漏れてしまふのはあたつたとお思いますか、これは検討して直しいかなければならないなというようにお考えになりますか。いかがですか。

○山中国務大臣　私は、配慮が足りなかつたと思つております。それは、それぞれ製造、卸、小売についてのパーセントが決めてありまして、売り上げの期間の売上高にそれを掛けて単純にはじき

出して、刑法の罰金でもなく科料でもない、行政罰でもない、ただ国庫に納付せしめなければならぬという表現になっております。

でありますから、何を反省しているかという、あのときにやはり公正取引委員会に裁量権を与えておくべきであった。問題は、いまおっしゃったようなことの裏返しになります、課徴金を納めざるを得ないので、納めたことにより企業が倒産するということから、業種いかによっては起こり得ますし、現に危なかった時期も段階でございまして、そういふことを考えますと、やはり公正取引委員会にそれらの産業政策への配慮ができる裁量権を与えておくべきであったという反省に立っております。

○中村(重)委員 私は、通産大臣が考え方をずばり、そして率直に述べられるということは大いに評価したい。あの当時、公取は課徴金制度には反対しておったんだ。だから、いまあなたが言われるように、裁量権というものを与えるというように配慮が足りなかったということは事実だろうと思います。公取も十分ひとつ検討をしたらわなければならぬし、通産大臣の方もこの点についてはいろいろと、それこそ独禁法の権威者らしい考え方で、検討はこうあるべきだということについて、われわれもいつでも協議にあずかることをちゅうちょしません。

次に、城下町の法案について駆け足でお尋ねします。

指定の問題等いろいろ同僚委員からお尋ねがありましたから重ねて申し上げますが、五十三年の法制定以降の不況業種の動向というものが、それから、この業種に属する中核的事業所の事業の縮小等が関連中小企業にどう影響を与えてきたのであろうかということ。それから、認定された中小企業はたしか五千六十件ですね、この認定中小企業には緊急融資であるとかあるいは信用補完というのがある、これに期限を限っておる。それから税の問題もそうなんです、二九年なんというのがある。これをなげに期限を限って経営安定

対策を講ずるというように厳しくしたのか。さらに、それと関連をしてくることは、昨年十月に現行法に基づいて二業種十五地域を追加したでしょう。そして指定をしたわけですね、これは一年程度おくらせているわけだから。ところが、先ほど申し上げましたように、この緊急融資とか信用補完あるいは税の関係については一年足らずの期間で限定してしまった。これはどういふ意味なのか、もつと弾力的に考えなければいけなかったのではないかとように考えます。

そうでしょう。五十五年九月から五十五年三月までというのが指定期限になっていまして、う。わずかな期間ですね。そして、先ほど申し上げましたように、昨年十月にはまた追加をしているのがあるわけだから。そこらあたりがどうもはつきりしないんだ。その考え方をひとつお示しください。

○神谷政府委員 現在まで指定されております特定業種の状況を個々に申し上げるのも時間がかかりますので、概括的に申し上げます、一部の業種でやや活動が回復したものもございしますが、その業種もまた昨年あたりからかなり落ち込んでおりますので、いわゆる城主に当たります特定業種にしましては、現在までのところ、すでに指定された者の中から卒業するような者は余りないのではなからうか。この改正法が実施の段階で、よくその時点に立ってもう一度レビューをしてみたいと思っておりますけれども、そのように考えておりますし、さらに、中小企業がどういふ影響を受けたのかということでもございしますけれども、具体的に申し上げますと、認定を受けた中小企業というものは、少なくとも認定を受けた時点では、前の年に比べて、たとえば売り上げは二割以上も落ちておりますし、受注量も二割以上も落ちておる、こういうような状況にあるわけでございます。で、おしなべて五千。これは、いわゆる特別の制度を利用しようと思う中小企業者が認定を受けてまいりますので、これ以上の多くの企業がそのような影響を受けてきたわけでございますし、現時

点におきまして、それらの認定中小企業を含めての特定地域の状況あるいは特定地域の中小企業の状況というものは、先般調査いたしました段階でも、すべての地域が非常に状況が悪い、こういうことになっておる、このように認識しております。したがって、また改めて法律の拡充の上での延長をお願いしておるわけでございます。

次に第二の点、認定融資に何で期限をつけておるのか、こういうことでございしますけれども、基本的には緊急対策ということで、特に当初は、それこそ三階から突き落とされたような大きなインパクトを受けたわけでございますので、かなり優遇した緊急融資その他の措置を講じたわけでございます。したがって、これは当面の底割れ防止措置ということで一応の期限をつけておるわけでございますが、前回もその期限の来た時点で状況を見て延長いたしましたし、また、その後経済全般が、一時若干回復した時点もございまして、利用率も少なくなったというので、そこで打ち切ったわけでございます。

しからば、昨年の十月、新しく指定を受けた者に対しての緊急融資が非常に短く限られておるではないか、こういう御指摘でございますし、さらにその後をどうするか、こういうことでございします。これにつきましても、期限を切りました趣旨は、いま申し上げましたとおりでございます。そして、その期限の来た段階における経済の状況、あるいは下請の関連の中小企業者がこの制度に対してどういふふうにか、利用しようとしておるか、その状況を見て考えるということでございますが、基本的には一応期限は切らせていただいております。

○中村(重)委員 そういうことでないと合理的ではないわけだ。それから、産地中小企業対策法によるところの新商品の開発等の事業がありますね。それから、新分野開拓事業の関連づけというものはどうするかということが一点あるだろうと思っております。

それから、新技術の開発について、テクノポリスあるいは地域フロンティア技術開発事業というのがあつて、それから、これとの関連はどうなるのかということをお聞かせください。

○神谷政府委員 まず、今回新しく設けようとしております振興事業と、先生御指摘のまず近況法の新分野進出事業、これと産地の振興事業との関連いかに、こういうことでございしますが、近況法の新分野進出事業は、御承知のとおり一定の中小企業者が業種ぐるみで新たな事業分野へ進出して近代化を図ろうというものでございまして、かつ、その要件をいたしましては、従来の分野から全く離れて新しい分野にかわっていく、事業の全面的転換を前提にしておるものでございます。したがって、これはかなり特定の限られた業種に対しての業種対策の意味が含まれておりまして、いわゆる城主様の影響を受けてその地域が非常に落ち込み、関連中小企業、しかもかなり複合的な業種の中小企業が影響を受けて、新しい道を探っていくというものと原因も違いますが、また、対応も違ってくるというふうに考えております。私どもの城下町法では、全く新しいものに転換するというより、むしろ自分の隣接するようなところから逐次拡大していくというふうなケースの方が多くはないか。少なくとも全面転換は条件つけておりません。

また、産地法にしましては、先生御承知のとおりでございます。産地を形成している中小企業者自身、その業種自身が問題を抱えておるわけでございます。自分たちの産地から新しい産地へどういふふうにかわっていくか、あるいは新しい事業をどう考えていくかということ、影響を受けた業者そのものが新しい道を開拓していく、こういうことでございまして、他の特定事業あるいは大企業の影響を受けて、その関連でインパクトを受けたものが新しい道を探るのは、原因その他が違つておるわけでございます。しかし、事業そのものに関しましては、新分野開拓という面では共通するところもございしますので、わ

れわれといたしましては、たとえば産地であつて、しかも特定不況地域であるというようなケースの場合には二重指定ということも考えられますし、その場合には、新しい振興事業に關して、従来の産地が自分たちの分野の周辺のところに出ていくものと、いわゆる企業城下町の関連事業者が全く別の分野の開拓を行つていく、こういう形で重複しないケースは別といたしまして、重複するような場合には、相互の協力等も求めながら重複を避けるような運用をしていきたい、このように考えております。

○中村(重)委員 現行法の柱の一つは企業誘致であつたわけだ。企業誘致はなかなか進まない。そのネットをどう理解していますか。

○神谷政府委員 これはもう先生御承知のように、企業誘致あるいは地方への企業立地のピークはたしか四十八年だつたと思います。それから第一次オイルショック、第二次オイルショックを経て、急激に企業の立地件数が全国的に落ちておるわけでございます。近年やや回復きみでございまして、昨年あたりの数字を見ましても、まだ最盛時の四割ぐらいのところにとどまつておる、こういう状況であると承知をいたしております。したがいまして、特定不況地域における企業誘致がなかなか進まないということも、この全般的な傾向の一つのあらわれであるというふうに考へておりました。これは日本経済の安定成長化への移行ということ、特に大量素材型産業からむしろ知識集約型あるいは先端技術型産業、加工組み立て型産業へのウェートの移行というものが一つの原因になつておるうかというふうに考へております。しかし、その場合でもなお、加工組み立て型産業あるいは新しい形での知識集約型産業の地方展開というものはあり得ますので、量的あるいは規模的には小さくとも、引き続きこの努力は継続していくべきであらう、このように考へております。

○中村(重)委員 地域指定については、先ほど、現在指定しているのが五十一、現状からして五十

一の指定はそのまま指定をしたいというお考えでした。

そこで、その中には造船不況というゆゑをもつて、大体それが柱になつて指定をされている地域もあります。それは五十一の中に入つています。だから、先ほど造船問題について大臣とああいふようなやりとりをいたしましたから、あなたも答弁がちょっとしにくいような気持ちであるかもしれないけれども、相当検討された結果が五十一そのまゝこれを指定いたしますと明確にお答えになつたわけでございますから、そのとおりに理解をしてよろしくございませう。確認をしてよろしいです。

○神谷政府委員 私どもの法律の立て方は、内外の経済事情の著しい変化によつて、その業種に属する目的物たる物品あるいは役務の供給能力が著しく過剰になつて、その状態が長期に継続しておる、こういう業種を指定するわけでございます。特安法とかかなりの部分オーバーラップをしており、またある意味では姉妹関係にある法律ではございまして、完全に一致をしておるわけではございません。他の原因あるいは他の省庁が別途の対策を講じておる業種でございまして、地域に同様のインパクトが与えられておれば、これはその業種を指定し、その地域を指定する、こういうことでございまして、たとえば造船以外にも、北洋漁業関連といったような業種あるいは地域も指定されておるわけでございます。

したがいまして、法改正の後レビューして見直しをしますと申し上げましたが、それにつきましては、それらの業種について状況がどう変わつておるか、おらぬかということレビューするわけでございます。レビューの結果、いままでのところ、そのまゝという申し上げ方は適當ではないと思ひますけれども、状況が大きく変わつており、特に地域でとらえた場合に、地域で問題を解決されたような地域がそんなにあるとは考へておりませんので、造船も含めまして関連地域の状況をよく検討し、大臣先ほど申し上げましたように、卒

業生はそう多くないという形で、場合によつては新入生が入つてくるという形での政令を制定したいと考へております。

○中村(重)委員 おつしやるとおり、城下町法案とこの新特安法とまあ似ているところもあるし、若干性格の違いもある、こういうことです。ですから、私もそのとおりに理解していますから、地域の指定については後退することがないように、さらに、私が通産大臣に最後に申し上げることと関連をするわけですけれども、大都市から地方へ人口の逆流動現象を起してきています。いままで地方はいわゆる公共事業、福祉サービス事業が中心でした。ところが、国の財政状態、地方公共団体の財政状態ということから、いままでのように行政支出に期待がなくなつてきた。今度はどうして地域の経済の活性化を図っていくか、この逆流動現象を起している人たちの就業機会をどうして確保していくかということは、きわめて重大な問題であるというように認識をされているわけでございます。

昨日、大臣が、日本は一割国家だ、GNPに対して一割国家です。アメリカはかつてのような支配的地位から転落してしまつた。原因はどこにあるのかということになつてくると、衛星国家をつくるために軍事援助に余りにドルを散布し過ぎた。それから、ベトナム戦争に対するところの介入をやつた。軍事費を乱費してきたところに入を最大の原因があるのだ、そのように思つています。

したがって、現在の経済状態を考へてみると、特に輸出は、貿易摩擦という面からいつても、これは開発途上国は言うまでもなく、欧米諸国、先進国家も不況であるということで、輸出はなかなか伸びない。また、こちらも自衛をしなければならぬという現状にあるだろう。してみると、内需の拡大でなければならぬというように私は思ひます。したがって、民生安定、個人消費を高めていくということについて、地域経済の振興とあわせて、精力的な取り組みをしていかなければなら

ないのだと私は思つておるわけですが。

最後に通産大臣、地域経済の振興という問題を中心にして、ひとつあなたの考へ方をお示しいただいて、そして、この二つの法律案が成立するということになるならば、私は、われわれの意見も十分念頭に置いて、この法律の適正な運用をしていかなければならないと考へますから、その点も含めてお答えをいただきたい。

○山田通産大臣 さきに中小企業庁長官が申しました俗称企業城下町法、これに造船業が入つていくことについては、全く関係なくそのまま継続もいたしますし、新規追加の必要があればそういういたします。

さらに、これからの日本の人口の動き、これが狭い国土の中で、一時、過疎地域対策緊急措置法をつくらなければならなかつたし、そしてやや定着してきて過疎地域振興特別措置法をつくつていくのが現状なんです。これは人口の動態だけなんです。それが今度はJターン、Uターン現象を含めて好ましい現象の流れ、太平洋ベルト地帯に出ていけば、いつでもどこでもだれでも職があり、金ももらえたという時代が去つてつあるということからJターン、Uターンが起つていくと思ふのですが、問題は、地方をよほどめんどろを見、自活力を高めてあげないと、その帰つた人が富の創出者にならなければならぬのです。帰つた人が貧乏の分配者の一人にプラスするということではない。そうあつてはならない。農村でも、潜在失業者の中にさらに一人めり込んでいくという形であつてはならぬ。全国をよく見て、今度のわれわれの考へております、法案を出そうか出すまいかといふも考へておるのですけれども、テクノポリス、地方に対してそういう意味で新しい時代をつくるために若者も参加するし、地域も参加するし、産学住共同のものをやる、そういうことも一つの手段ではあるのです。だから、そういうことをいろいろ考へて、おつしやつたように、これから国土の適正な人口配置と発展、いままでは都会に出なければだめだという考へ方、

こういう考え方から日本民族も逐次落ちついてきたということになるでしょうから、油の値下がりを引き金として日本列島経済がぐっと動き出したというものをどうしてもつくり上げよう、そういう決意でございます。

○中村重委員 時間が来ましたから、これで終わります。

○登坂委員 後藤茂君。

○後藤委員 先ほどの大臣の中村委員とのやりとりの中で、実は私もうかつに思っておったわけでありましたが、いわゆる特定産業というのと基礎素材産業、これを私も必ずしも明確にしていなかった。

そこで、大臣は、たとえば造船等は基礎素材ではないから今回の法律の対象には考えていない、大変断言的におっしゃったわけでありまして。

そこで、私も改めて大臣の提案理由説明を読んできました。そうすると、提案理由説明の中で「基礎素材産業を中心として」という言葉があります。各所に「基礎素材産業」という言葉があります。わけでありまして、約五カ所ばかり出てくるわけですね。この特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案の提案理由の説明は、「基礎素材産業」ということではば言いきくされているように思われます。ところが法律の方では、これは「特定産業」ということになっていて、これは「特定産業」ということになると、必ずしも基礎素材産業と言えないのではないだろうか。法定特記しておる七業種については、なるほど基礎素材産業ということが言える。しかし、私どもは、当初はこの特定産業の政令事項にゆだねる部分、これはいわゆる基礎素材でないものも入るのかなという認識を一応持っていたわけですね。

そうすると、ずっと読んでみますと、「長期にわたり継続するおそれがある」と認められる業種（その業種に属する事業者の製造する物品の生産費の相当部分を原材料及びエネルギーの費用が占めるものに限る。）と恐らく大臣は、ここで基礎素材産業というものを完全にしぼり込んだのではない

いかというように実は読んだわけでありまして。この基礎素材産業というものが提案理由の説明の中で強く提起をされたが、ここでなぜ「特定産業」という言葉になってきているのか、あるいはまた括弧内でこういうように「広くくくっているわけでありまして、これは一体どういう意味合いを持っていますのか、この点、先ほどの継続でございまして、本題に入る前に大臣の方からひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

○山中国務大臣 まず、「基礎素材産業」という言葉は、そのものが示しますように日本の産業の基礎をなす素材を生産する産業でございますから、そのところは日本産業の全体の中の柱と申します。床板みたいな構造で、そこがぶれてしまうと柱も屋根もだめになる。しかも、はつきりした理由があつてそうになっているのだし、ここでほっておくと、ある業種などはもう存立の見込みがない。そういうようなことになると、基礎素材として無視できないということととらえたわけでございます。

それで「不況」というのを抜いたのは、先ほど局長が申しましたとおりでございますが、私が最終的に抜くという決断をしたのは、市長さんと商工会議所の会頭さんとか市会議員さん、そういう一般の方たちが基礎素材産業のことを心配してこられてまして、いろいろ実情を伺っております。何とかして「不況」という字を法律から取っていただけませんか、どうしてですかと言ったら、局長の言いましたようなことの実態面は、さつきも言いましたけれども、あそこは不況産業地帯だということになると商店街の売り上げ、客足にまで響く、ですから「不況」という字だけ取ってくれませんか、中身はもとどおりで結構でございます。というのを聞きまして、なるほど、あの地域は不況地域だという後ろ指めいたことになるのかな、それならば法律から取っても特別に問題はなからう、そう思って取ったわけでございます。したがって、特別に意図されたものではござい

ませんで、そういう実情をお聞きして、法律の名前から取りまして、しかし延長法でございます、これは新しい企業間の集約あるいはその他共同化とか、いろいろなことでも努力をしてもらうて、日本の経済のために生き残ってほしい、そのために国家は昨年末に予算折衝、税制調査会などでだけのインセンティブを準備しておりますというところで、今回この法案を提案いたしました。その点について提案理由説明で、あるいは、いま考えると今度は私の方がちょっと説明が足りなかつたのじゃないかなという反省もいたしておりますが、正直な話、いまのような経過でございます。

○後藤委員 局長にさらに重ねて伺いをしてみたいのですが、いま「不況」という言葉が、どうもニュアンスとしてよろしくないの、この「不況」は取りたい、その御答弁は理解ができるわけですね。そうすると、そこで残るのは「特定産業」というものが残るわけですね。ところが、先ほど私が指摘しましたように、提案理由の説明では「基礎素材産業」ということがずっと書かれている。しかし、先ほどの中村委員とのやりとりの中においては、ほぼ明確に「基礎素材産業」ということを言っている。そうすると、私が先ほど指摘をしましたように、「その業種に属する事業者の製造する物品の生産費の相当部分を原材料及びエネルギーの費用が占めるものに限る。」というところは基礎素材産業だけに限っていくのかどうか、この辺が私には、これはのみ込みが悪いかわかりませんが、けれども、まだちょっと理解ができない面があるので、その点をお聞きしたい。

産構造の基礎素材産業対策特別委員会はこの資料の中に、注で「この基礎素材産業とは、一、業構造上真中に位置し、第一次産業等川上の産業から受け取った素材を精製加工し、加工組立産業等川下の産業にその原材料を供給する産業をいう。」これが基礎素材産業だ。そうすると、これだけにまた限ってくるのか。「特定産業」という言

葉で言っておつて、その意図するところは「基礎素材産業」と言っている。それじゃ最初から「基礎素材産業」としておいていいじゃないか。しかもその概念規定が、産構造のこれにもあるように、一応の概念規定がなされている。それを包括した産業を基礎素材産業と言ふのだ、あるいは特定産業と言ふのだ。どうもこの辺が、括弧でくくられてはおりますけれども、ちょっとよく理解ができません。これは後々政令で特記していく場合に、一体あれは入るのか入らぬのか。たとえば砂糖等は、大変構造的に危機に陥っているわけですね。これも川上、川下からいいますと、あるいは原糖を買ってきて、そして加工してお菓子屋さんに行くと、あるいはいろいろな飲料等に行くと、こういうことになると、これは基礎素材産業かなということも考えますので、この辺は政令にゆだねられておりますけれども、ある程度明確にしておかなければならぬと思つたので、局長、ひとつ明確に答弁をしていただきたい。

○小長政府委員 今回の対策の基本は、二度にわたる石油危機という、企業の自己責任の範囲を超えた経済事情の変化を契機とした原材料・エネルギーコストの著しい上昇によって構造的困難に陥っている産業というものに限定をいたしました。対象にしようという考え方をとつておるわけでございます。

したがって、先ほど先生も御指摘になりました二条の一項の八号にございます政令候補業種の指定要件の中に、「その業種に属する事業者の製造する物品の生産費の相当部分を原材料及びエネルギーの費用が占めるものに限る。」というふうに限定をしておるわけでございますが、この要件は、いわば基礎素材産業の定義ともいふべきものではないかというふうに考えておるわけでございます。産業連関表とかあるいは企業会計などから見まして、買入れ部品とか附属部品を除いたいわゆる原材料とエネルギーのコストが全体の相当部分、おおむね五〇%以上ということになるわけでございますが、を占める産業が対象となる

ということを意味しておるわけでございます。その結果といたしまして、原材料・エネルギーコストが一〇%か二〇%程度でございます加工組み立て産業というのは対象にはならないということになるわけでございます。

それで、今回の場合、法定候補業種といたしまして石油化学、アルミ製錬等の七業種が具体的に決められておるわけでございますけれども、これらの業種につきましては、いずれも原材料・エネルギーコストが六〇から八〇%のシェアを占めておるといふことになっておるわけでございます。

なお、この要件を満たす基礎素材産業はほかにもあるわけでございます。たとえば鉄鋼とかセメントとか亜鉛とかといったような業種はあるわけでございますが、これらにつきましては、過剰設備の存在とかあるいは生産規模等の不適当、さらにはその結果として招来されます経営の不安定といった他の要件を満たすことによりまして、初めて本法の政令候補業種ということになり得るわけでございます。

先ほど先生がお読みになりました、基礎素材産業の定義として産業構造審議会の意見具申の中にございますものは、大体私どもも観念的にはそういうことを念頭に置いておるわけでございます。

それから、もう一つの御質問の、それではいまのような基礎素材産業に限定しているの、であれば、「基礎素材産業安定措置法」というような形で、「特定産業」のかわりに「基礎素材産業」という形になぜしなかったかという御質問であろうかと思っておりますが、実はこれは政府内部におきまして、事務的にはかなり突っ込んだ議論をしたわけでございます。ところが、法令上は「基礎素材産業」というのは、まだどうもなじみが薄いというようにございまして、法令用語として先例としてそういうものはいままで取り上げられた例がないというようにございまして、むしろ「特定産業」ということにはいたしまして、その「特定産業」の定義を具体的に書くことによりまして基礎素材産業の内容であるということ

をはっきりさせたというように位置づけになっておるわけでございます。

それから、最後に先生御指摘の砂糖の問題でございます。砂糖は、現在までのところ、所管省である農林水産省から、本法案の対象に指定する必要があるという連絡はまだ受けておりません。したがって、通産省といたしまして、第二条第一項第八号に基づく政令候補業種に指定する予定は現段階ではないというのが現状でございます。

ただ、砂糖製造業を政令候補業種に指定するかどうかにつきましては、この八号に規定されております具体的な要件に合致するかどうかということとを総合的に勘案してやっていく必要があるわけでございますが、一言申し上げたいのは、産業連関表で見る限りにおきまして、砂糖は原材料・エネルギーコストが生産費の相当部分を占めておるいわゆる基礎素材産業に入るものというふうに考えておるわけでございます。

○後援委員「特定産業」にしたという経過はわかりました。ただ、基礎素材産業に特記したということが私ももう少し明確にわかるようにしたいだけなかなという気がしたのです。そうでなかったから先ほどの造船なんかということ、あるいは砂糖なんかは一体どうなるのだらうか、まだ幾つかありますけれども、そういう点に疑問が起ってくるわけでありまして、この点を確認しておきたいと思ひまして、先ほどのやりとりで一応お聞きをしてみたわけでありまして、

そこで、同僚議員がほとんどすべて触れられておりますので、なるべく重複を避けたいと思ひますが、四、五、私から問題点について指摘をしてみたいと思ひます。

一つは、こういう特定産業というのが、この法律の目的の中にも書いてありますように、最近の内外の経済的事情の著しい変化にかんがみて、構造改善計画を策定するということである。そしてその中には、「目標年度における構造改善の目標」というようなことも含まれておるわけでありまして、ただ、私が一つ心配をいたしますのは、

は、国際経済の中におけるいろいろな不透明、不確定、大変可変的なそういう情勢の中で、一体構造改善計画というものが策定できていくのだろうかというところに一つの疑問を持つわけでありまして、

経済社会七カ年計画というのは、御案内のように、もうすでに現実と乖離をして、どこかお蔵にしまわれてしまった。昨年は五カ年計画が立案されたけれども、これも中曽根総理がことしの一月に、どうもこれは見直しをしてみたいというように提言がなされまして、これがこれから五カ年計画策定に入っていくというふうに言っている。つまり、この前も経済企画庁長官にも申し上げたのですけれども、要するに羅針盤がいまなくなつてしまつてはいはしないだらうか。しかも、これは新聞での報道でありますから必ずしも正確でないかも知れませんが、中曽根総理は、新たに八年とか十年とかの長期的視野に立つた弾力的な展望ないし指針を作成しないという

ことの中で、計画経済的、社会主義的色彩を持つた計画より、長期的観点に立つ弾力的な展望とか指針が適切である、こういうふうに言われた。私も、これまでの政府が出されてきたいろいろな経済計画というものが、いわゆる計画経済あるいは社会主義色彩を持った計画というようにに実は理解をしていなかった。ところが、総理はこういうふうに理解しておったのかどうかわかりませんが、それよりも、展望なり指針で結構ではないかということを言っているのですが、これについての賛否は一応別といたしまして、いざこれにしても、これからの目標にしていけばいいが、イデオロギーはつきりしない。その中で特定産業の構造改善の目標が設定できるのだらうかというところを、大変実は心配するわけでありまして、

もう一点、それと関連をいたしまして、私はいつも愛読書にしているのですけれども、通産省から各産業構造ビジョンというものが提起をされてくつて出されておるわけで、五十六年一月につく

られておる。これを最近また読み直してみても、経済社会七カ年計画と同じように現実から相当乖離をしておる。ここでは、先ほど「基礎素材産業」ということを言いましたけれども、「基礎素材産業」というような言葉で、非常にバラ色の展望を持った、まるでこれからの先端技術の中心になっていくような記述がなされておつて、構造的な危機に陥つていような実態というものが必ずしも把握されていない。いま通産省としても、こういったビジョンなりあるいは計画なりというものはまだ検討がなされていないのじゃないだらうか。法律はこれからつくられていく。法律がこれから実施されていくのに、そのよりどころになるものがないというところは、ちょっとこれは通産行政としても手落ちじゃないかと思ふ。大臣、ひとつ督促して、確かに内外情勢というのは急激に変化するわけですから、コンクリートなものにはそれはなかなかできるものじゃないと思ひますけれども、少なくともその都度その都度見直しをしていきながら、この現段階においてどういう展望をし、どうい産業構造が望ましいか、どういようにこれらの産業構造というものは進めていくかということがなければ、非常に矮小化された、やれ独断とか、関係がどうだとかある産業はどうするんだとか、こは行政に甘えておるとかということになつてしまひはしないかという気がいたします。

で、この点、大臣、いかがでございますでしょうか。

○山中国務大臣 そのビジョンの中で、私は実は違つた問題で着目した言葉があります。それは「水平分業」という言葉を通産行政の柱の一つに、もうすでに発表してしまつておりますから、据えているというところの問題点であります。

水平分業というのを言いますと、国内だけであればそれで済むのですが、国際的には日本はもうすでにその分野は発展途上国、中進国に譲るべきであつて、たとえばいま綿糸業界がパキスタンの補助金つき輸出あるいはまた韓国のダンピングというふうなもの等について、一応大蔵省に訴えております。しかし、そういうふうな行為はなる

べく懐んでほしいというのが政府全体の姿勢であります。水平分業という言葉を通産省のビジョンの中に入れますと、日本はそれら、かつてランカシャーの産業革命で勝ち得たものを日本が追いついて、自分たちを振り返れば、私たちはもう外国に譲つてもいい分野というものを相当抱えている。なおその産業も死なないように努力をしよう。そういうことを考えますと、その言葉がいやに私の目には大きく映って、こんな言葉を不用意に使つて残していかうということから、いまおっしゃいました全体のビジョンとしての姿勢はそれにたえ得るものであるかどうかということについて、ある意味の考えなければならぬ問題点があると思つていますが、いさぐこれを考えるとか何とかという気持ちにはありません。しかし、検討は加えなければならぬという気持ちがあります。

さて、そこで先行きがよくわからない時代に、政府計画を含めて、日本の国内すらそうなつてきた。国外情勢を見ればなおさらわからない。そういう時代にこの法律は時限法として五年後打ち切る、五年後にはもう立ち直らなさいよということにしてあるのは、それで平仄が合うかという問題については、私はこの法律は、本来民間は、日本の産業というものは、これは自由主義経済の中で自由な活力のもとに、倒産件数がいっぱい出てくる、しかし年を締めてみると、年度ではまた企業総数はふえているという、その日本民族の中小零細企業に至る活力、そして新しいものにぶつかつていって自分たちの未来を切り開く活力、こういうものは高く評価したい。しかし、これは恐らく自分の力では無理だろうというものについて打ち切る予定のものを延ばすわけですから、五年間の間にこういう点に配慮を加えますからやっごらんないという点でございまして、五年後にりっぱに立ち直ることを期待はいたしますが、それを期待する余力強弱とか、アウトサイダーの大臣による排除とか命令とか、そういう

ことは一切しておりません。したがって、自由主義経済を前提として国がめんどう見るのには限界がある。限界があるかわりに、年度を切つてきつんとやらなければいけません。また、これはOECDのPAPなんかの考え方で、年限切つてやらなければ、国がいつまでも、国際的に見てもおかしな産業というものを国の力で際限なく保護していかうことは、国際経済摩擦の理論的な、あるいは現実的な紛争の種になるおそれがある、そういう気がしておりますので、この法律は五年で打ち切るということについては総体的に見て矛盾はないと思つております。

○後藤委員 いま水平分業の話が出たわけですが、先日の参考人の意見の中におきまして、この法律によつて過剰設備の廃棄は、これまでの特安法ですが、製品の需給改善や過剰競争を避けるのには役立った、しかし、必ずしも国際競争力強化には一致をしないという参考人の方々の意見があったと思うですね。

一般論をいたしましては、先ほど大臣が言われたように、私もこの中で水平分業の時代というものをやはり直視していかなければならぬと思うのです。ただ、これはやはり先端技術産業が脚光を浴びておる高度成長のまだ幻想の中に「産業構造の展望と課題」という八〇年代のビジョンがつけられていったように思うわけです。

そこで、大臣にお伺いしたいのですけれども、構造改善を進めていくべき産業、基礎素材産業はすべて国際経済の中にあるわけですから、国際経済の中にありながら全部基礎素材産業というものは構造改善をしていって、これをすべて生き返らしていくということになるのか。その中で衰退産業というものが、つまり水平分業の下敷きがある衰退産業というものはあるのかないのか。ナンヨナルセキユリティーの問題が産構審の答申の中においても言われておりますけれども、こういう一体どの程度の規模を考えているのか。総体的な問題ですから、こられた計画の目標設定と大きく

絡まってくると思います。後でまたもう一つ指摘をしてみたいと思うのですけれども、こうした設備の廃棄であるとかあるいは事業の提携であるとかということとは、その当該企業の収益にも大きく影響している。それが法律によつて一応、強制といふことは言葉が適切でないかも知れませんが、けれども、行われていくわけですから、それに対する国民経済的なリスクを一体どこがどう負担をしていくのかということも問題点等ありますので、その点はいかがでございませうか。

○山中国務大臣 政令で定めるその他の業種があるかどうかという問題であります。先ほど局長がちょっと答弁いたしましたので、砂糖産業というものを質問にもありましたので触れたのですが、私もこの業種を検討しておりますうちに、やはり北海道から沖縄まで国内の生産者が日本のリファイナリーから買いたたかれるという現象が実際にはあるわけなんです。これが砂糖の特例法で枠を決めておりました期間がもうとうとう好況産業に近い状態に達したのですが、それでも実際にそれは切れた途端に過剰設備をフル稼働するというような状態に陥つておる。農林省の意向はどうなんだということでも聞かされたのですが、農林省はどうももう一つ希望を表明してきませんというところで、その後なぜだろと思つたのですが、恐らくその理由は、原材料の変動が日本の——日本の精製糖工業界といつても、これはクリーニング屋さんみたいなものなんです。ですから、そのものになる砂糖が国際砂糖協定があるにもかかわらず非常に大きいです。豪州糖の長期契約の翌年から七転八倒したというあの事例を踏まえて、恐らくそのような海外経済環境、原料が豊かによつて非常に変わるということ、それが非常な不安定要因で、それに対応してただけの構造改善が必要なのはじき出しといひます。設計図がかけなかったのじゃないかと私は思つております。またこれは確かめておりませんが、したがって、あと残された業種の子想も述べたやうであります。当分政令で追加される業種は

ない。一年半という期限はありますが、その中でも現時点の見直しでは追加の申請はないのじやなかるうか、私はそういうふうに見ております。

○後藤委員 いま私が御質問申し上げたのは、構造改善をしていくべき産業と国際経済の中でネガティブリストに入つていくべき産業が考えられるかどうかという問題点を指摘したわけでありましたけれども、必ずしもそれにお答えをいただけなかったのですが、時間がございませぬので、この点はいくつかの御答弁の中で触れていただければ結構でございます。

今度の新特安法が、いわゆる国内産業の保護というふうに大きく印象づけられて、外国との貿易摩擦との関係でこれまで保護貿易の殻に入つていく口実にされはしないかということが、各委員から強く指摘されておりました。昨年の十一月にUSTRが議会に提出した報告書の中でも、「競争力が弱く非効率であるにもかかわらず、他の内外の企業と競争を続けていくことができるという付随的利点が与えられ、これらのカルテルが日本の非競争的な企業をもつと競争力のある外国企業と太刀打ちできるように助けている度合いに依つて、競争をゆがめ、貿易と投資の自由な流れを妨げている」ということが言われたり、あるいはごく最近ですけれども、オルマー米商務次官が、貿易をゆがめている海外諸国の行為のうちで、われわれの重要な関心分野は特定産業の育成政策であるということで、日本を一応指摘をしているわけなんです。

これらは必ずしも正確に認識をしていない面もありますけれども、せつ々しくない知恵じやなしにあり余る知恵を出されて、公取委と本間に努力をされたスキームがつくられたと私は思うのですけれども、にもかわらず外国から見ると、限界企業を温存していくとか競争力を強化して、本来自由競争の市場原理の中で競争を仕掛けていくべきものを、国がいわゆる行政指導なり法律によつて保護していつているではないかという指摘が、どうしてもされる危険性があるだろうと思つたのです。

が、その点に対して大臣はどういうような見解をお持ちになっているか、お聞かせいただきたい。

○山田中国務大臣 外国に向かって吐く各国の言葉は、大変正論が多いのです。したがって、その問題でも日本の産業政策をなす問題に始まったかと言え、IBMがヨーロッパを含めて世界を支配し得たその後に、日本が官民一体となつていいますか、官の保護を受けて六社体制を三者体制にしたりして、それに手厚い助成をやつたために、いまや日本のコンピュータ産業は大変すそ野が広く頂上が高い、このままでいくとアメリカはおくれしてしまうというような指摘が業界から出されたりなどいたしますと、アメリカとしてもそれに対して、日本の産業政策、どうしてこうなつたかという昔の日本の助成について目を向けなければいかぬ、これは国際的な不正であるというようなことも言っております。しかし、アメリカの国内でも自分たちの国の自動車産業の衰退については、妥結したから三年間の自主規制をわれわれに少なくとも強い要請——自主規制ですから日本が決めるわけですが、要請をしている姿勢は、じゃ何だ。ハレー・ダビッドソンが経営危機に陥つた、倒産間近と言われたのですが、別途輸入オートバイについてだけ課徴金をかけようとか何とかという制裁措置をとろうとすると、じゃアメリカの国内に進出してはいる日本のオートバイ産業はそれで一応は成り立っていくけれども、ハレー・ダビッドソン社そのものがそれで立ち直れるとは限らない。そこで、現地に出不い日本のおスズキとヤマハの二社に対して、おれたちは立ち上がるためにハレー・ダビッドソンはこれだけの資金がいま要るのだ、おまえたち、締め出されるくらいならどうだ、それを出さないかということを書いてきているのです。これは政府の行為とばかりは言えませんが、すぐ政府もそれに乗っかってわめくわけですから、議会などはこれにそうです。

そういうことを考えると、自国の産業保護というものはそれぞれに保護の仕方があると思うので

す。しかし、私たち日本の場合は、原則として自由貿易でなければならぬ。まず原料の入手から始まるわけですから自由主義貿易でなければいけなしい、保護貿易になつたら日本はひとり立ちできない国になる。したがって、ガットの精神ののつとて世界各国が協調し合い、譲り合うという姿勢は、日本も原則として持つていなければならぬ。しかし、個々の品目等について、たとえば今回の基礎素材産業に対するて入れを、限界産業の沈没を日本が国家の力によつて浮き上がらせようとしているのだと言ふことの裏には、それはアルミなどというのはアメリカの安いもので日本に全部提供できるよ、それを残そうというのかというところもあると思うのです。ですから、国際経済摩擦というのは、率直にお互いのことを言ひ合つて、じゃここらで自由貿易だけは守ろうじやないかということでも話し合いをつけていくというのが、現在の時点の国際情勢に対する日本の経済外交の姿勢ではなからうか。したがって、余り外国の言うことを気にしないで私はこの法律を作成したということでございます。

○後藤委員 局長にちよつとお伺いをしたいのですけれども、構造改善基本計画に定める事項の第四号のイで「生産、販売、購入、保管若しくは」云々とつとあります。こゝもまた先ほどの基礎素材産業のところと同じように、括弧で「(主務大臣があらかじめ当該特定産業に属する事業者の意見を聴いて事業提携の実施の大纲を作成する場合)は、当該実施の大纲を含む」と、こういう文言があるわけですが、これはどういうように読み解くのでしょうか。

○小長政府委員 括弧の中のところでございますが、これは具体的な事例で申し上げた方がわかりたいだけのじやないかと思うのでございますが、ある業界が幾つかのグループに分けて業界全体の構造改善を進めたいというようにことを構想いたしました、具体的にグループの数を幾つにするか、あるいはそのグループが行う事業提携の内容をどうするかというような動きがあるような場合

合に、主務大臣があらかじめ当該特定産業に属する事業者の意見を聞きまして、グループ化に關しますマスタープランというものを作成するといふ場合には、当該マスタープランの作成もこの事業基本計画の中に書き込むといふことでございます。と申しますのは、結局グループ化によつて事業提携を進めたいというように業界全体として取り組むという場合の具体的な事例を頭に置いておるわけでございます。

○後藤委員 いまの説明でも、私、もう一つ理解がしがたいのですけれども、公取委員長のところは十二条のところでのスキームが規定をされていゐるわけですから、その前段で、主務大臣のところはどういうものがどうつくられようと、これは全く關係がない。出てきたものに對して、競争政策の立場から判断をしていけばいいということであるかも知れませんが、私は、この「主務大臣があらかじめ」云々で事業提携の実施の大纲を作成するといふのは、どうもカルテルの温床になつていきはしないかという心配をしているわけなんです。心配はあるけれども、出てきたところで見を言ひ合はばいいんだということになるのかもわかりませんが、この点、もしコメントがあればお聞かせをいただきたいと思ひます。

○高橋(元)政府委員 先ほど通産省から御説明があつたところでございますけれども、この実施の大纲と申しますのは、私どもの理解では、たとえばグループの組み方、グループの数、そういったものは将来事業提携計画が幾つか出てまゐるわけでございますけれども、幾つかの事業提携計画が出てまいりますその出方についてのアウトラインと申しますか、ごくラフなアウトラインというものと申します。もちろん、この段階で法律の規定はございせんけれども、実際問題といたしましては、通商産業省と私どもの間で事実についての意見の交換というものはなされるものというふうに期待もしておりますが、実際、これによつてカルテルが行われるかどうかと申しますと、それはやはり事業提携計画という、当事者が集まつて

つくつて認可を申請する、承認の申請をするその事業提携計画となつて生かされてくるわけでございますから、事業提携計画そのものは八条の二によつて認められるわけでございます。その事業提携計画が承認されるかどうかの段階で独禁法との調整が十二条によつてなされる、こういう構成になつておりますから、御懸念のような、これがカルテルの温床になるということはないという理解でございます。

○後藤委員 大変老練な指摘になつて恐縮でありますけれども、先ほど大臣は、通産大臣と公正取引委員長というのには格は公正取引委員長の方が上なんだ、半分冗談だけれども、ということをつと見ておられますと、経済裁判的な、つまり公取よりも産業政策の力の方が、私はどうもこれまでも強いように受け取つてゐるわけでありまして、そこで、こうした事業提携の実施の大纲がそこで作成されてくると、これがばばコンクリートになつてくるのだ。そうしますと、これが一番正しいといひますか、どうしても適切な措置であるといふことが出てきて、競争政策の観点から注文が付きにくいような雰囲気が出てきはじめないだろうか。とりわけ日本の共同社会的風土というもの、まあまあということ、で、き上がつてきたものに對して意見を言う、注文をつけるということが大変むずかしいのではないかと気が私はいまして、あつたなりません。参考人の意見を聞いておりまして、あの努力された産業政策と競争政策とのスキームのところは非常にいい、ああい調和ができることは結構だということを書いておつたわけですが、公正取引委員会、つまり競争政策と産業政策というものはもつと緊張關係にあつた方がいい、お互いが緊張關係を持った方が国民経済のためにはプラスになるというように私は判断をいたしております。この法律は、全体に事業者の自助努力によつてつくられていくのだ、それを行政の方は独禁法に風穴をあけないで支えていくのだといふことがる述べられてゐるわけでありまして

けれども、どうも力関係からいいますと、このところがコンクリートされていく、そして十二条で公取委の方に提起される、それがまたフィードバックされてくるというやりとりの中で、産業政策に歯を立てていくことは大変むずかしからうという心配を実はしているわけであります。

先ほど公取委員長は、そういう懸念はないという答弁であつたようですが、重ねて、これは大臣と公取委員長からお聞かせをいただきたいと思ひます。

○山中国務大臣 いまのお説も一つの考え方ではあります、いわゆる産業政策と独禁政策とは絶えず緊張関係にあつた方がいい。でありますけれども、しかし独禁法の個々の条文を見ていきますと、緊張したままでいくことが結局は違反につながっていく。やはりその点は進んでやるわけでしょうが、ばれたら違反かという考え方から、だんだん課徴金等も含めて、法は法、それを守らなければいかぬというような考え方が大分産業界にも出てきた。

先ほど私はアメリカのことを言いましたけれども、アメリカは法体系からいって、日本の独禁法の半分も整っていないと思ひます。歴史は一八〇〇年代にあるとしても、判例の積み重ねが実はアンチトラスト法の実態という形になつていっていると思ひます。私は日本の独禁法の点も述べましたけれども、むしろ緊張関係が増すというところはよろしくない。どっちが増すのかというと、これは産業界の方が独禁法に、このやろう、と言つて近寄つてくる形で摩擦になる。独禁法は動かないわけですが、産業界の方に近寄つてもいい。じつとしていっているわけですから、相なるべくんば産業実務者を含めた官庁、通産省というものと経済の番人である公正取引委員会が絶えず意見を交換し合つて、そして公正な競争のもとに、最終的には、豊富にして低廉かつ良質のものを供給していくという理想の姿に、部分的であっても試みにやつてみるというところは、これは賛

否は別にして、間違ひなく一つの試みだ。全く別なもので、その間にただ違反だとか不服だとか、じゃ控訴だとかいうような手段のみを行使してはやはりまずい。

公正取引委員会とはちよつと違ひますが、総理府に公害等調整委員会というのがありますけれども、このところは、裁判に持ち込まないで、公害の加害者の方と被害者の方とにそこに訴えて、相談をして、そして和解をし、あるいは仲裁裁定を行つていく。これは一つのトラブルの解決であり、そして二度とそういうことが起こらないための機関として機能していると私は見ています。

そういう意味で、今回は別段そういう調整機構をつくるわけじゃありませんで、調整の機能を法律の条文の中に入れたということで、これがうまく機能していけば、私は日本の産業にプラスになると確信を持っております。

○高橋(元)政府委員 私、いまの職を承つてからきょうでちょうど半年になりますが、その間いろいろな方といろいろな機会にお話をしておりました。独禁法の意義というのについての御理解は、そう申しては大変僭越かもしれませんが、必ずしも完全に行き届いてはいないのではないかとこの感じを持っております。

そこで、先ほど中村委員の御質問にお答えして申し上げたのですが、独禁法と申しますのは、いわば一種の経済の交通法規のようなものだ、交通法規は、交通取り締まりよりも交通安全運動というのですか、交通法規を理解していただく、それに従つて行動していただくということがまず大事だというふうに思ひます。そういう独禁法と産業の活動というものを両方知つて、産業界が自発的に事業提携計画なり、通産大臣がおつくりになる構造改善計画の中にそれが織り込まれていくということが最も望ましい形であらうというふうに思ひます。

いま御指摘のありましたように、正しい緊張関係、つまり産業政策当局と競争政策当局とが、そ

れぞれの権限とそれぞれの職責とそれぞれの理想を掲げて、その中で相互に切磋琢磨するということとはもちろん大事なことでございますから、それは大事にしなければならぬと思ひますけれども、私は、構造改善臨時措置法の目的とする不況からの脱出、日本経済の活性化ということのために、いま通産大臣からもお答えがございましたように、両当局がそれぞれ意見を交換し合いながら、不況から脱出するための各企業、産業のあり方というものを、意見の一致を見てやつていくということもまた非常に大事なことであらうという認識を持っておることを申し上げておきたいと思ひます。

○後藤委員 公取委員長にもう一点伺ひしますけれども、今度の場合は、指示カルテルに加えて事業の提携といふことになるわけですが、事業の統合なりあるいは集約化の進展というものは、業界の寡占化が進むだらう。これはもちろん、それぞれ寡占化に合せて寡占が即いけないということじゃないわけですが。

ただ、寡占化が進んでまいりますと、この法律でも適正な競争が確保されることが義務づけられてはおりますが、しかし、どうしても寡占体制におきましては、やはり競争よりも協調を志向していくといふことに、そういう風潮が広まってくるだらうと思ひます。競争の寡占という状況を生み出していくといふことは、一回こうでき上がつていくとなかなか大変だらうという気がするわけですから、その点を私どもは実は大変心配をいたしております。公取委員長、どのようにお考えになつていますか。

○高橋(元)政府委員 原材料価格が非常に上昇いたしましたして国際競争力を失つたといふことが、今回の構造不況の大きな要因だと思ひます。と申しますのは、マーケットが小さくなつてしまつたわけですが、したがって設備が過剰になつた状態といふのがかなり多くある。基礎産業と申しますのは、いわゆる装置産業でございまして、企業は最適規模といふものは技術的に、国際的にはほぼ決

まっておりますので、したがって、マーケットが小さくなつた場合にはどうしても、企業がそれだけたくさんいてはかえつて全体の競争上うまくないという状態が想定されるということはあると思ひます。

そこで、私はある程度、こういう情勢に合わせまして産業構造の改善をやつていく場合に企業数が減ることは、その程度によりましてはやむを得ない面もあると思ひますが、仰せのありますような寡占の弊害を伴うような高度の寡占の状態といふものが招来されることは、最も好ましくないと思ひます。そういう意味で、また事業提携と申しますのは、合併にいたしましても事業の譲り受けにいたしましても、将来にわたるその産業の構造を決めていくわけでございまして、そういう点で、仰せのありますように寡占の弊害を伴うような構造改善といふものが起こらないように、事業提携計画そのものは独禁法の枠内で承認が行われ、実施がされていくわけでございまして、十分に気をつけてまいらねばならぬというふうに思ひます。

○後藤委員 この間「東洋経済」を読んでおりましたら、「適用除外」を除外された業界の失望感」といふことで、三菱油化の徳久芳郎さんが論文を書いておられる。相当極端な論文でありますから、これはしかし、以上は私見である、というふうなことを最後には書いておられますので、必ずしもこれを組上に上げるということとは適当でないかもわかりませんが、この中でちよつと注目する言葉は、「公正取引委員会という第一の関守がいる。それに今度通産省という第二の関守が出てきた。この二人の関守のもとで私企業は呻吟している。かなければならぬのじゃないか」といふような形で、ここで言わんとするのは、独禁法の適用除外をなぜ法律でもつとやつていかないかということなんです。

こういうような風潮が、最近経団連の中におきましても、あるいは財界でも、成長産業のときの独禁政策とゼロサム産業に対する独禁政策という

ものは明らかに変わっていくべきだというような巧妙な世論操作等もなされているわけでありすが、よほど公正取引委員会が競争政策というものと産業政策というものはどうあるべきかという点について真剣な目を開いておかないと、通産大臣の方は大変苦勞してこういうスキームをつくられた、その努力に対しては大変敬意を表しますし、これからのその運用というものは注目していきたいという考えを持っているわけでありすが、けれども、やはり心配な面が大変強いものでありますから、重ねて公正取引委員長、それからその点に関する通産大臣の見解をお伺いします。時間がございませんで、簡単に結構でございます。

○山中国務大臣 この法律でもって確立されている独禁法に風穴をあけるといふような意味は全く、片鱗だにございせん。

○高橋三三政府委員 法の運用は、その目的に照らして正しくなければならぬと思ひますので、ただいまの御指摘を十分肝に銘じて今後運用に当たりたいと思ひます。

○後藤委員 最後に、雇用の問題で一点申し上げて質問してみたいと思ひます。

同僚議員が全部、雇用の問題につきましては指摘をいたしました。最近の失業者の数は、先ほども大臣の答弁の中で、若干統計のとり方が変わったのでという御指摘もありましたが、しかし、決して雇用に明るい展望があるわけではない。そこへもってきてこの指示カルテル、さらにまた事業提携等が行われていくというところは、将来はともかくといたしまして、雇用に対して大変不安な面が起ころしはしないか。

そういうことで、私も、この三条の二項五号のところの「設備の処理又は前号イの事業提携と併せて行ふべき事業の転換その他の措置」の中で「その他の措置（雇用の安定を図るための措置を含む）」というのを、この括弧を取って、もっと、それぞれの当該産業に働く労働者に雇用の不安感を与えていかないうちに配慮ができないかというところを一点指摘をいたしました。

さらにもう一点は、当該特定産業の事業者あるいは労働組合だけではなくて、たぐさんの関連の中小企業、またそこには多くの労働者、労働組合があるわけでありすが、ぜひ十分にその意見を聞き、協議をしていきながら、雇用に不安がないようにこの法律は配慮をしていく。確かに雇用のための法律ではないわけですから、産業立法でありすが、雇用が前面に出てくるということでは立法技術上大変なじまない面があるだろうと思ひますけれども、しかし、各所に「雇用の安定」ということはちりばめられているわけでありすが、その点に対してやはり行政の立場から、まさに産業政策は雇用の安定ということが最優先課題なんだということがこの法律の中においてもにじみ出てくるような法体系にぜひしていただきたいというところで、私も強く要望申し上げたわけでありすが、けれども、なかなかどうも、その点についての与党の皆さんの賛成も得られなかったやうであります。ひとつ大臣と局長から、これは構造改善で、しかも雇用を排除していくという法律ではない、あくまでも雇用を確保していく、安定をしていくということが下敷きになっておるし、またそれが最優先の課題であるということ、を、ぜひ答弁の中で明確にさせていただきたいというところを申し上げて、時間が参りましたので、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山中国務大臣 雇用問題を具体的に言つて括弧を外せということでございますが、これは括弧の中に入れたことが重視しているわけでありまして、対象事業について同列に並べるということでは、ちょっと異質のものになるおそれがあります。

それと、通産省の法律としては「不況」という言葉を取りましたが、しかし、この構造改善の結果、最悪の場合に受け取ってもらわなければならぬ労働者の法律には、手厚い支援をもらうために二法を一つにしましたが、二つとも「不況」という言葉をそのまま残してらうておるといふことも、その配慮がなされておると御理解願ひたいと思ひます。

いと思ひます。

○小長政府委員 大臣の御答弁にもございましたように、雇用の安定というのは最重点配慮事項というところでございします。したがって、本法の運用に当たりまして、私も、雇用の安定、なだらかに調整につきまして十分の配慮をまいりたいというふうに思つておるわけでございします。

○後藤委員 委員長、ちょっと失礼いたします。いまは新特安法についての質問で、もう一点だけ、申しわけありません。

城下町法もこれから採決に入るわけでありすが、けれども、一点だけ長官にお伺いしておきたいのですが、もうすでに各委員から指摘をされておりますので、ただ重複を避けた点で申し上げるのには、いわゆる新分野の開拓事業にかかわつて答弁をお聞きしたいと思ひます。各自自治体におきましてもあるいはそれぞれの研究機関なりあるいは行政の場合も、たぐさんの情報を持っているというところで、この新分野の開拓事業等についても十分に支えることができるというように御答弁がございました。

しかし、私は、いわゆる城下町を見ていると、必ずしもそういうような情勢になつていないのではない。先ほど大臣の答弁の中では、テクノポリス構想を出したがいまだ煮詰まつていないというやうな話もされております。構想だけが先走つて、実はその受け皿というものが、環境は必ずしも成熟していないと思ひます。しかも、これは単に何かのガイドラインを提起するということじゃなしに、事は企業の存立にかかわりますし、また、その企業が利益を受けられるやうな市場というものを確保していかなければならぬ。そこに行政としての一つの責任があるだろうと思ひます。

地方自治体にあるいは研究機関に、あるいは大学の研究所だとかあるいはまた城下町のそれぞれの企業体の中に、そういうものを受け入れるための体制なり枠組みというものが、答弁としてはよくわかるわけですが、けれども、私も私は心配なんです。

この点を長官からお答えをいただきまして、これで質問を終わりたいと思ひます。

○神谷政府委員 御指摘のように、非常にむずかしい仕事でございしますので、関係者の総力を結集して進めていかなければならない問題だろうと思ひます。

基本的には、やはり当事者の中小企業者自身の努力とそれらの協力によるということでございますが、けれども、先ほど来申し上げておりますやうに、府県では、産地その他の振興事業等を通じていくというオーガナイザーとしての経験も蓄積されてきておりますし、また私も若干の経験を持つておりますので、そういうものをもつて御相談に応じたいと思ひます。

さらには、地方の公設試等も、従来は伝統的な面での仕事のみをむしろ力を入れてまいつておりましたけれども、最近では、私どものテクノポリスとかフロンティア事業というものの構想を全面的に受け入れ、あるいは賛同いたしまして、公設試そのものに先端技術的なものを導入してこれを大幅に改善し、強化していくという動きが非常に強くなり上がつております。そういうものの協力あるいはアドバイザーを得、さらには地方の学界、大学の先生方、そういう方々の知恵あるいは経験というものを組織化していく、こういうことで、一市町村一地域ではなかなか対応できないと思ひますけれども、県単位で援助をしながら適当な指導助言を行い、国も協力して進めてまいりたい、このやうに考えております。

○後藤委員 終わります。

○登坂委員 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○登坂委員長 これより特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。本案に対し、水田稔君外一名から、日本社会党

提案による修正案が提出されております。まず、提出者より趣旨の説明を求めます。水田君。

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○水田委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付してあるとおりでございますが、その内容は、
第一に、構造改善基本計画に定める事項として、本法律案におきましては第三條第二項第五号の括弧書きで規定されている「雇用の安定を図るための措置」につきまして、新たに号を起し、明確にしようとするものであります。

第二は、構造改善基本計画を策定する際、関係審議会は、当該特定産業に係る主たる事業者団体及び労働組合の意見を聞かなければならないこととされておりますが、関係審議会が意見を聞かなければならない範囲を拡大し、関連中小企業に係る主たる事業者団体及び労働組合もその対象とするものであります。

この修正案の趣旨は、本法律案においてはなお雇用の安定に大きな不安があり、これを払拭することができないため、雇用への配慮をより明確にしようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○登坂委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終わりました。

○登坂委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。野田君。
○野田委員 私は、自由民主党を代表いたしまして、本改正案の原案に賛成、修正案に反対の討論を行います。

御承知のとおり、現行特安法は、第一次石油危機による経済的著しい変化に対処するため、構造不況産業について過剰設備の処理を行い、不況の克服と経営の安定を図る目的で昭和五十二年五月に制定されたもので、同法は、本年六月末をもって廃止される臨時法となっております。

ところが、同法運用の途上で第二次石油危機が発生したため、構造不況産業のほとんどは再び苦境に陥り、これらの業種の多くが属する基礎素材産業全体が構造的困難に直面するに至り、いわゆる新特安法の制定が強く要請されたのであります。

申すまでもなく、基礎素材産業は、わが国の産業構造の高度化を支え、雇用、関連中小企業、地域経済の安定にとって重要な役割を果たしてきており、その活性化を図ることが緊急かつ大きな課題となっております。

かかる観点から、政府におきましては、現行法の廃止期限を五年間延長し、過剰設備の処理に加え、事業提携、原料コストの低減のための設備投資等を計画的に行う措置が必要であるとの認識のもとに、産業構造審議会等において慎重審議を重ねるとともに、政府においても多角的検討を加えた結果、本改正案を提出することとしたのであります。

その内容には、構造的な経営悪化に陥っている業種の法定化及び政令指定、構造改善基本計画の策定、業界内における事業集約の促進とこれに伴う独占禁止法との調整、構造改善の円滑な推進のための税制上、金融上の特例及び雇用安定等へのきめ細かな配慮がなされております。

これら本改正案にうたわれている規定は、現下の基礎素材産業の活性化を図る上で特に重要な

ものであることは申すまでもなく、これらの規定が今後五年間、特定産業の構造改善に最小限必要なものであって、構造的に不況に悩む特定産業対策として適切な措置であり、産業政策として今後に大きな意義を持つものと確信し、原案に賛成の意を表するものであります。

次に、修正案につきましては、修正案の内容が本改正案の原案の措置と何ら変わるものではなく、特に関係審議会が意見を聞く対象をふやすことも、主たる事業者団体及び労働組合の意見の中に十分含まれることであり、かえって屋上屋を重ねることとなりますので、私は本修正案には反対の意を表明する次第であります。

以上をもちまして、私の原案に賛成、修正案に反対の討論といたします。(拍手)

○登坂委員長 次に、後藤君。

○後藤委員 私は、日本社会党を代表いたしまして、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、修正案に賛成、原案に反対の討論を行うものであります。

御承知のとおり、わが国の基礎素材産業を取り巻く経営環境はきわめて厳しいものがあり、これをこのまま放置すれば、国民経済、とりわけ地域経済、雇用に多大な悪影響を与えることは必至であります。そのため、基礎素材産業が現在直面している構造的諸問題に対処し、それら産業を再活性化する必要性があることは論をまたないところであると信ずるものであります。

政府としても、基礎素材産業をめぐる事態の重大性、その対策の緊急性にかんがみ、本法律案を提出されたものであると理解をしております。その意味において一定の評価をいたすものであります。

しかしながら、本法律案の審査の過程の中で、参考人の意見並びに質疑を通して明らかになってくる点とありますが、雇用に対する不安がきわめて強いものがあります。そのため、わが党は、ただいま議題となつて修正案を提出したものであります。

本法律案が仮に政府原案のまま成立すれば、法

律に基づく構造改善を推進する中で人員整理に拍車がかかり、離職を余儀なくされる事態が多発し、大きな社会問題になると危惧するものであります。

これが修正案に賛成をし、原案に反対する理由であります。

次に、本法律案は、構造改善を進めるに当たって、共同生産、共同販売、合併等事業集約を促進することを大きな柱としており、そのため、主務大臣と公正取引委員会との調整規定が新たに設けられております。このことは、最近、経済界、政府与党である自由民主党内における活発な独占禁止法の骨抜き論との関係で、法の運用いかんによっては重大な問題があると指摘せざるを得ません。

最後に、最近の原油値下げといった新たな事態のもとで、原料コストの増大に呻吟する基礎素材産業は、そのコストが低減化されることで再生、再活性化への道に、暗さの中にも光明が差し込んできたと言えます。

政府においては、かかる原油の値下げ効果が、国民経済社会の末端までその利益が享受されるよう、機動的かつ適切な措置を講ずるよう強く要望して、私の討論を終ります。(拍手)

○登坂委員長 次に、長田君。

○長田委員 ただいま議題となりました特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案について、公明党・国民会議を代表し、原案に対し賛成の討論を行うものであります。

以下、賛成の理由を申し上げます。

第一は、本法律案の成立によって、苦境に立たされている基礎素材産業を再建し、さらには活性化を図らなければならないと考えるからであります。

わが国の基礎素材産業は、わが国経済が世界有数の発展をなし遂げる上でその推進力となつてきた産業であり、国際的にも高い技術水準を有する産業であります。

また、今後、わが国経済の牽引力として期待さ

れる加工組み立て産業等の川下産業に優秀な素材を安定的に供給する産業であり、しかも将来の新素材などの技術革新にもかかわる重要な産業であります。さらには、基礎素材産業のわが国経済に占める割合は大きく、また大半が地方都市に立地しているため、地域経済、雇用、関連中小企業に及ぼす影響はきわめて大きいものがあります。

こうした基礎素材産業は、二度の石油ショックによって、現在その存立が危機に瀕しており、一日も早く構造改善を図り、再建を急がなければなりません。もし基礎素材産業が仮にも破滅するといった事態に至るならば、わが国経済にとっての損失ははかり知れないものがあり、雇用、関連中小企業に対する影響も甚大であります。先日の当委員会の参考人の意見聴取においても、この点を懸念している代表の方々から、本法案の成立に賛成の意見が多数出されました。長期不況を克服するためにも、基礎素材産業の活性化は急務であります。

第二は、本法案の最大の特徴となっている事業の集約化について、当初、通産省、財界から、独占禁止法の適用除外扱いにするとの強い意見が出され、独占禁止政策の危機が懸念されましたが、われわれの主張や公正取引委員会の強い働きで、独占禁止法の適用除外とせず、その枠の中で行うことが明確にされたことであります。

高橋公正取引委員長も、本案審査の過程の中で、独占禁止法の枠を踏み外したのではないとの判断を明確にされているところであります。率直に申し上げて、独占禁止法との関係については、主務大臣が公正取引委員会に、競争政策について意見を述べることでできるなどの規定については、公正取引委員会の専断事項に立ち入る面もあり、必ずしも十分であるとは言えません。しかしながら、基礎素材産業の不況をこれ以上放置できないことや時限立法であること等にかんがみ、ぎりぎりの線で独占禁止法の精神は守られたと判断するものであります。

ともあれ、基礎素材産業の活性化を図ること

が、長期不況からわが国経済を脱出させ、雇用、中小企業の安定への一歩と考えるからであります。

以上が本法案に賛成する理由であります。

なお、社会党提出の本法案の修正案については、その趣旨は原案においても生かされていると判断しますので、反対の意を表します。

以上で、原案に対し賛成の討論を終わります。

(拍手)

○登坂委員長 次に、横手文雄君。

○横手委員 私は、民社党・国民連合を代表して、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案原案に対し、賛成の討論を行います。

本法案の審議に際し、わが党の質問の冒頭にも申し述べましたごとく、いまやわが国基礎素材産業は、第一次、第二次のオイルショックにより未曾有の不況に見舞われております。このまま放置するならば、設備の過剰を抱えたまま不況はいよいよ深刻なものになり、そこに働く労働者の雇用不安はつのるばかりであります。また、わが国産業の全体に及ぼす悪影響もまた容易ならざるものが予想されます。

したがって、わが党は、従来から基礎素材産業の活性化のための具体的対策を政府に求めてきたところであります。また、日本化学エネルギー労働組合協議会及び全国民間産業労働組合協議会も、昭和五十六年以来、同様の運動を進めてきたのであります。

本法案には不備や疑問の点もありますが、質問を通じおおむね解明されましたし、さらに附帯決議によって、より補強されると確信します。あとは、本法案を速やかに成立せしめ、法律の施行日に合わせ業界内部の体制づくりを急ぐことであります。そのことを通じて産業の安定と雇用の確保を図り、さらに活性化への道を前進することこそ、いまさらならぬ最大の課題であります。なお、社会党から提案されました修正案につきましても、その趣旨が原案の中に生かされているものと判断し、反対をいたします。

以上、本法案に対して賛成の意を表し、討論を終わります。(拍手)

○登坂委員長 次に、渡辺貞君。

○渡辺委員 私は、日本共産党を代表し、特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

反対理由の第一は、特定産業における大規模な人減らしに拍車をかけるものとなっていることです。

現行特安法の五年間の施行がもたらしたものは、設備処理にあわせて労働者十二万人を職場から追い出したことに見られるように、労働者の削減という結果でした。

本改正案は、現行法にある過剰設備処理、そのための指示カルテルを温存した上、さらに主務大臣が作成する構造改善基本計画によって、事業提携、すなわち企業合併を含む産業再編成を推進しようとするもので、これまで以上に大規模な人減らしを公然と促進するものであります。

第二の理由は、特定産業の立地に当たっては、産業基盤整備、社会資本整備など、国はもちろん地方自治体も莫大な投資を行って協力させられてきています。下請中小企業も、あらゆる協力をし

てきているところであり、しかもかわらず、特定産業当該大企業が、人減らしとともに下請切り捨て、工場閉鎖等を一方的に強行し、地域経済に深刻な影響を及ぼしているのに対して、本法案は、当該大企業が下請中小企業や地域経済にきちんと責任を果たすような何らの規制も加えるものとなっていない点であります。

第三は、大企業、企業グループの国の内外にわたる無秩序な設備投資によってつくり出された過剰設備等は、当然これら企業の責任で解決させなければならぬものであるにもかかわらず、本法案が、企業及び企業グループの責任を国民の負担に転嫁し、財政、金融、税制上の新たな優遇措置を図っていることとあります。

石油危機後も国内に引き続き三十万トン、四十万トンの大型エチレンセンターを建設し、海外に対しては銀行、商社などと企業グループを形成して、住友シンガポール石化、三井イラン石化、三菱サウジ石化などの大規模プロジェクトに取り組み、みずから世界及び国内の需給ギャップを拡大させているのであります。

アルミ製錬においても同様であります。政府は、これら企業、企業グループの投資活動に積極的な支援を与えてきました。

こうした大企業、企業グループの責任を国民に転嫁し、国民には福祉、教育が容赦なく切り捨てられ、人事院勧告や年金、恩給の物価スライドまで凍結されている状況のもとで、特定産業に対する新たな優遇措置をとることは絶対容認できません。

第四は、設備処理に係る指示カルテルを温存した上、事業提携に関して、公正取引委員会とのいわゆる調整条項を設け、事実上独禁法の骨抜きを図っていることとあります。

特定産業とされる石油化学、化学繊維、洋紙、板紙関係の企業は、これまでにも何回となく同調値上げ等の独禁法違反を犯していますが、この調整条項を根拠に特定産業の寡占化が行われるならば、物価や国民生活にとって重大な事態を引き起こされるだけではなく、産業の活性化よりも、一層の停滞化すら懸念されることとあります。

なお、修正案につきましても、大企業や企業グループの責任に触れず、設備処理や事業提携の推進を前提としているため、人減らし促進、関連中小企業切り捨てを図る本法案の性格を変えるものではなく、また、雇用確保、関連中小企業保護で実効を期待できるものではありません。

したがって、積極的に賛成し得るものではなく、わが党は、修正案そのものの態度は棄権といたしますが、本法案に対しては、以上の理由により反対するものであることを主張して、討論を終わります。(拍手)

○登坂委員長 これにて討論は終局いたしました

た。

○登坂委員長 これより採決に入ります。

まず、水田君外一名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○登坂委員長 この際、本案に対し、森清君外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民

会議、民社党、国民連合及び新自由クラブ、民主連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。森清君。

○森(清)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、現下の基礎素材産業をとりまく経営環境の深刻な事態にかんがみ、今後の情勢の変化をも踏まえ、総合的かつ機動的な経済対策の一層の展開を図るとともに、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、本法による特定産業の構造改善は、開放経済下における産業調整のための臨時的な措置であることにかんがみ、事業者の自助努力を

前提として対策を進めるよう留意すること。

二、構造改善の効果的な推進を図るため、内外情勢の進展に対応する産業構造の変化を踏まえ、構造改善基本計画、特に目標年度における構造改善の目標については、当該産業の将来展望を基礎とする適確なものを示すよう留意すること。

三、構造改善の推進に当たっては、構造改善基本計画の策定に際し、関係審議会において極力広範に関係労働組合の意見を聴くよう努め、当該特定産業の関連中小企業等の労働者をも含めた雇用の安定に最大限の考慮を払い、失業の予防及び離職者対策に万全を期するとともに、地域経済の振興及び雇用の創出に努めること。

四、設備の処理に当たっては、業種の実情に応じ、当該産業の再活性化に資するよう、企業の実態、設備の生産性、効率性に考慮を払い、可能な限り画一的な処理を避ける等適切な実施に努めるとともに、設備処理の実効を十分確保するため、共同行為に参加しない事業者に対しても強力な行政指導を行うこと。

五、事業提携に関する実施大綱の作成及び計画承認制度の運用に当たっては、独占禁止法及び本法の立法趣旨を踏まえ、当該特定産業をとりまく経済環境、その競争実態、構造改善の必要性等に照らし、厳正かつ適確に行うこと。

なお、事業提携計画の申請に際しては、その内容により、当該事業者において関係労働組合の意見を十分聴取するよう指導すること。

六、特定産業における合併等事業提携の審査に關する基準を公表するに当たっては、許容される限り明確な基準となるよう努めること。

七、原料コストの増大が特定産業に重大な影響を与えている事実にかんがみ、総合的観点からその低減化のための適切な措置を講ずること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審議の経過及び案文によって御理解いただけると存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○登坂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

本動議について採決いたします。

森清君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立多数。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山中通商産業大臣。

○山中通商産業大臣 ただいま御決議をいただきました附帯決議については、その御趣旨を尊重して、基礎素材産業対策の実施に遺憾なきを期してまいり所存であります。

○登坂委員長 次に、特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○登坂委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと在しますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○登坂委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○登坂委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後七時五十九分散会

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

特定不況産業安定臨時措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三条第二項の改正規定中「事業提携」に改め「の下に」、「(雇用の安定を図るための措置を含む)」を加え、「同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。」を「同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。」に改める。

第三条第二項第四号の改正規定の前に次のように加える。

六 第二号の設備の処理又は第四号イの事業提携に伴い必要となる雇用の安定を図るための措置に関する事項

第三条第二項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

第三条第六項の改正規定中「特定産業」に改め「の下に」、「(労働組合の下に)並びに関連中小企業に係る主たる事業者団体及び労働組合」を加え「を加える。」